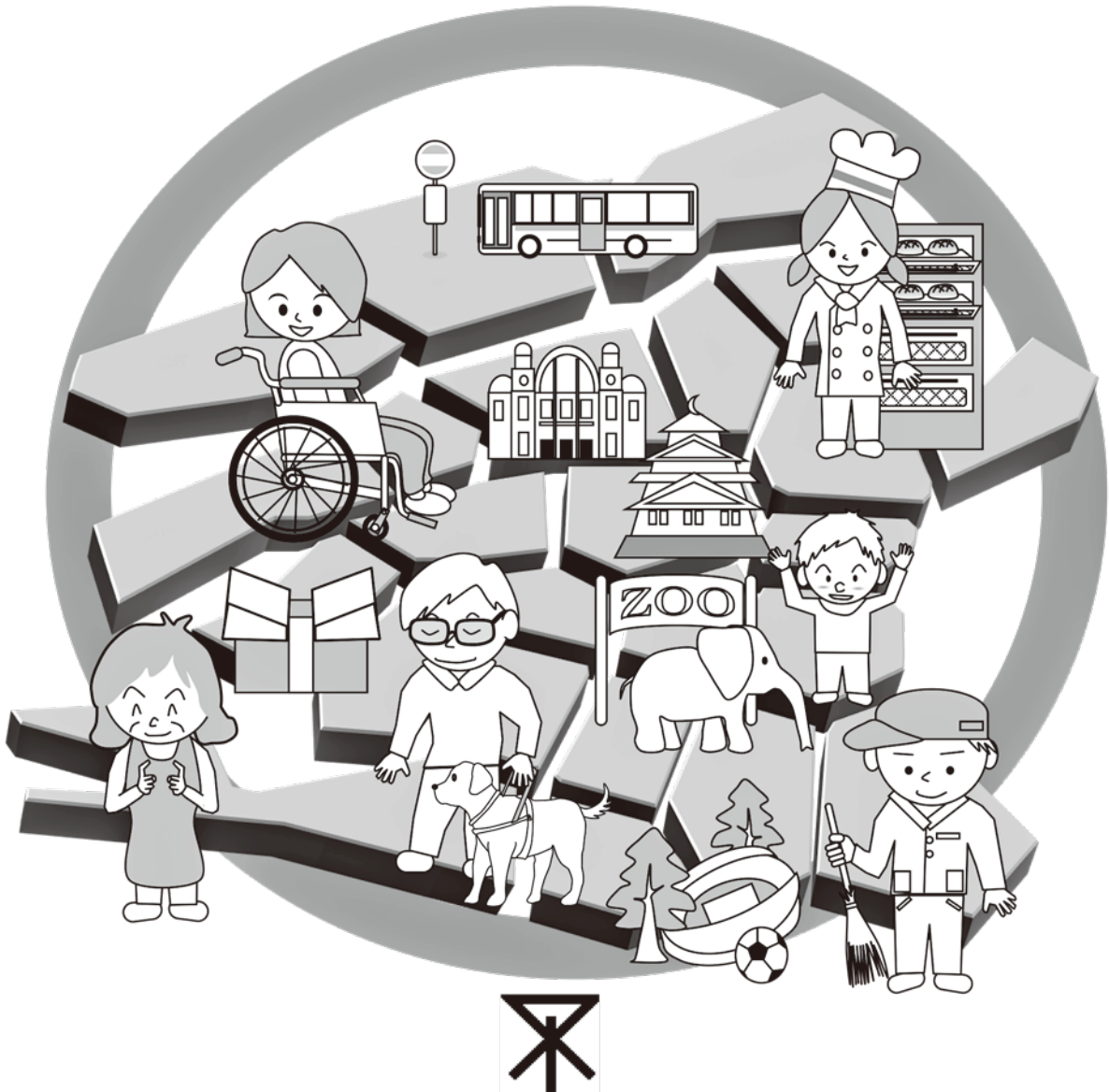


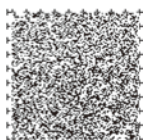
# 福祉のあらし

# 令和6年度版



**大阪市福祉局**

この音声コードを専用の読み取り装置を使用することで、冊子の掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードはQRコードとは異なります。



## はじめに

このあらましは、大阪市内にお住まいの障がいのある方とその家族の方々などのために、制度や施設を紹介したものです。

記載は、令和6年度の内容を簡潔にまとめておりますので、詳しいことは、それぞれの問い合わせ先にご確認ください。

内容は、作成時点（令和6年9月現在）のものであり、変更される場合もありますので、ご了承ください。

## 【「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて】

大阪市においては、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者理解を深めていくため、大阪市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することになりましたが、本資料につきまして、下記の項目につきましては引用等に関する混乱を避けるために、引き続き「害」について漢字で表記しています。

### ※ 引き続き「障害」と表記している項目

- ・ 法令、条例、規則、訓令等の例規文書
- ・ 団体名などの固有名詞
- ・ 医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
- ・ 他の文書や法令等を引用する場合
- ・ その他漢字使用が適切と認められる場合

なお、組織名、事業名、建物名等について、校正・印刷のタイミングにずれが生じ本資料では漢字表記となっても、発行時にひらがな表記に変更となっている場合もありますのでご了承ください。

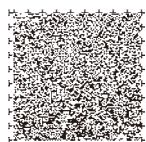
## 難病等を有する方へ

平成25年4月1日より「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という）が施行されました。障がい者の定義に新たに難病等を有する方を追加し、障がい福祉サービス等の対象になりました。

### 【医療費の助成】

難病等を有する方は特定医療費（指定難病）や小児慢性特定疾病医療支援事業など医療助成制度があります。

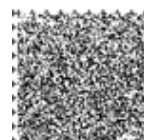
問い合わせ先： 各区保健福祉センター（所在地：裏表紙）



# 目次

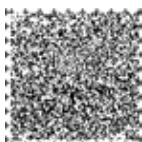
|                            |     |                             |    |
|----------------------------|-----|-----------------------------|----|
| ※障がい程度別該当制度一覧              | 4・5 | 療育手帳                        | 19 |
| ① 相談                       |     | 精神障がい者保健福祉手帳                | 19 |
| 相談窓口                       | 6   | (身体障がい者障がい程度等級表)            | 20 |
| 【各区役所・保健福祉センター】            | 6   | ③ 医療                        |    |
| 【大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター】  | 6   | 自立支援医療                      | 22 |
| 【こども相談センター】                | 7   | 重度障がい者医療費助成                 | 23 |
| 【大阪市こころの健康センター】            | 7   | 障がい児・者歯科診療                  | 23 |
| 【年金事務所】                    | 7   | 障がい者健康診査                    | 24 |
| 地域の相談員                     | 8   | 後期高齢者医療制度                   | 24 |
| 【民生委員・児童委員】                | 8   | ④ 就業                        |    |
| 【身体障がい者相談員・知的障がい者相談員】      | 8   | 就業支援                        | 25 |
| 相談支援                       | 8   | 【大阪市障がい者就業・生活支援センター】        | 25 |
| 【各区障がい者基幹相談支援センター】         | 8   | 【大阪障害者職業センター】               | 25 |
| 【地域活動支援センター（生活支援型）】        | 10  | 【大阪市地域就労支援センター】             | 25 |
| 【一人暮らし体験支援事業】              | 10  | 職業相談                        | 26 |
| 【施設入所者地域生活移行促進事業】          | 10  | 【大阪市しごと情報ひろば】               | 26 |
| 【大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）】 | 11  | 【公共職業安定所（ハローワーク）】           | 26 |
| 【発達ノート】                    | 11  | 【大阪府「O S A K A しごとフィールド」】   | 26 |
| 【情報共有ツール（サポートブック）】         | 11  | 職業訓練                        | 27 |
| 【発達障がい者支援マップ】              | 11  | 【大阪市職業リハビリテーションセンター】        | 27 |
| 【高次脳機能障がい支援拠点機関】           | 12  | 【大阪市職業指導センター】               | 27 |
| 【身体障がい者補助犬に関する相談窓口】        | 12  | 【大阪障害者職業能力開発校】              | 28 |
| 【障がい者虐待相談窓口】               | 12  | ⑤ 自立支援事業                    |    |
| 【障がいを理由とする差別に関する相談窓口】      | 13  | ※自立支援サービスの全体像               | 29 |
| 療育・訓練                      | 14  | 自立支援給付                      | 30 |
| 【障がい児等療育支援事業】              | 14  | 【介護給付・訓練等給付】                | 30 |
| 【発達障がい児専門療育】               | 15  | 【地域相談支援】                    | 31 |
| 【発達障がい児療育支援DVD】            | 15  | 【計画相談支援】                    | 31 |
| 【身体障がい者通所訓練】               | 15  | 【高額障がい福祉サービス等給付費】           | 33 |
| 後見的支援                      | 16  | 【高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減】    | 33 |
| 【成年後見制度】                   | 16  | 【補装具費の給付】                   | 34 |
| 【あんしんさぽーと事業】               | 16  | 地域生活支援事業                    | 35 |
| 各種相談等                      | 17  | 【日常生活用具給付事業】                | 35 |
| (聴言障がい者生活相談)               | 17  | 【移動支援】                      | 40 |
| (在宅視覚障がい者訪問指導)             | 17  | 【日中一時支援事業】                  | 40 |
| (重症心身障がい児訪問相談)             | 17  | 【訪問入浴サービス事業】                | 41 |
| (障がい者110番（大阪府事業）)          | 17  | 【コミュニケーション支援事業】             | 41 |
| (福祉用具・住宅改修に関する相談)          | 17  | 【重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業】 | 42 |
| (難病等を有する方の各種相談支援)          | 17  | 【重度障がい者等就業支援事業】             | 42 |
| (小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業)    | 17  | 【地域活動支援センター事業】              | 43 |
| (生活困窮者自立相談支援事業)            | 17  | (地域活動支援センター（活動支援A型）)        | 43 |
| (見守り相談室)                   | 17  | (地域活動支援センター（活動支援B型）)        | 45 |
| ② 手帳                       |     | その他の事業                      | 45 |
| 身体障がい者手帳                   | 18  | 【生活支援型食事サービス事業】             | 45 |
| 【手帳申請時の無料診断】               | 18  | 【重症心身障がい児者等医療型短期入所】         | 46 |
| 【重度肢体障がい者等訪問診断】            | 18  | 【重症心身障がい児者医療コーディネート事業】      | 47 |

相  
談  
手  
帳  
医  
療  
就  
業  
事  
自  
立  
支  
援  
支  
障  
が  
い  
援  
児  
貸  
年  
付  
な  
当  
金  
ど  
・  
・  
住  
宅  
交  
通  
減  
税  
免  
な  
ど  
の  
各  
種  
料  
免  
金  
提  
情  
報  
の  
ス  
ポ  
ー  
ツ  
な  
就  
学  
助  
成  
・  
・  
そ  
の  
他  
一  
所  
在  
地



|                                |    |
|--------------------------------|----|
| その他大阪府事業                       | 47 |
| 【補助犬の使用機会の提供】                  | 47 |
| ⑥ 障がい児支援                       |    |
| 障がい児給付                         | 48 |
| 【障がい児相談支援給付】                   | 48 |
| 【障がい児通所給付（障がい児通所支援）】           | 48 |
| 【障がい児入所給付（障がい児入所支援）】           | 50 |
| 【高額障がい児（通所・入所）給付費】             | 52 |
| その他の事業                         | 52 |
| 【児童発達支援利用者負担給付事業】              | 52 |
| 【難聴児補聴器給付事業】                   | 52 |
| 医療的ケアが必要な子どもへの支援               | 53 |
| 【医療的ケアが必要な子どもの障がい福祉サービス等の利用】   | 53 |
| 【医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の情報】  | 54 |
| ⑦ 年金・手当・貸付など                   |    |
| 年金                             | 55 |
| 【障がい基礎年金】                      | 55 |
| 【障がい年金生活者支援給付金】                | 57 |
| 【特別障がい給付金】                     | 57 |
| 【障がい厚生年金】                      | 58 |
| 心身障がい者扶養共済                     | 59 |
| 手当など                           | 60 |
| 【特別障がい者手当】                     | 60 |
| 【障がい児福祉手当】                     | 60 |
| 【特別児童扶養手当】                     | 60 |
| 【児童扶養手当】                       | 61 |
| 【外国人心身障がい者給付金】                 | 61 |
| 【大阪府重度障がい者在宅生活応援制度（大阪府事業）】     | 62 |
| 【障がい者加算（生活保護）】                 | 62 |
| 【自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料支給】       | 62 |
| 貸付                             | 63 |
| 【生活福祉資金（福祉費）】                  | 63 |
| 【緊急援護資金】                       | 64 |
| ⑧ 住宅                           |    |
| 入居支援                           | 65 |
| 【市営住宅（福祉目的住宅）への入居募集】           | 65 |
| 【府営住宅への入居募集（福祉世帯向け募集区分）】       | 65 |
| 【住宅入居等支援事業】                    | 65 |
| 居住支援                           | 66 |
| 【住宅改修費の給付】                     | 66 |
| 【セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）】 | 66 |
| ⑨ 交通                           |    |
| Osaka Metro及び大阪シティバスの乗車料金割引    | 67 |
| 【介護入付無料乗車証・単独用無料乗車証・乗車料金割引証】   | 67 |
| 【介護人単独無料乗車証】                   | 68 |
| 主な公共交通機関の料金割引                  | 69 |
| 【ＪＲ】                           | 69 |
| 【鉄道（ＪＲを除く）・バス】                 | 70 |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 【飛行機】                              | 71 |
| タクシーの利用                            | 72 |
| 【身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引】            | 72 |
| 【料金の給付】                            | 72 |
| 【大阪福祉タクシー総合配車センター】                 | 72 |
| 自動車等の利用                            | 74 |
| 【有料道路料金割引】                         | 74 |
| 【駐車禁止除外指定車標章の交付】                   | 75 |
| 【自動車駐車場利用料の減額】                     | 76 |
| 【自転車駐車場利用料の減額】                     | 76 |
| 【身体障がい者用自動車改造費の助成】                 | 76 |
| バスの利用                              | 77 |
| 【障がい者福祉バス借上助成】                     | 77 |
| ⑩ 税の減免など                           |    |
| 税の控除・減額・免除                         | 78 |
| 【所得税・住民税の所得控除】                     | 78 |
| 【住民税の非課税・減額措置】                     | 79 |
| 【相続税の控除】                           | 79 |
| 【個人事業税】                            | 79 |
| 【関税】                               | 79 |
| 【自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免】 | 79 |
| 【軽自動車税（種別割）の免除】                    | 80 |
| 少額預金等利子非課税制度                       | 81 |
| ⑪ 各種料金の減免                          |    |
| 郵便料金                               | 82 |
| N H K放送受信料                         | 83 |
| N T T電話番号案内料金                      | 83 |
| 文化施設等の入場料                          | 84 |
| 【文化施設等】                            | 84 |
| 【プール】                              | 86 |
| 【アイススケート場】                         | 87 |
| 【トレーニング場】                          | 88 |
| ⑫ 情報の提供                            |    |
| 区の広報紙（点字版・音声版）                     | 90 |
| くらしの便利帳（点字版・音声版）                   | 90 |
| 防災情報のメール配信                         | 91 |
| 大阪防災アプリ                            | 91 |
| バリアフリー情報                           | 92 |
| 【大阪市ハートフルWebサイト】                   | 92 |
| 大阪市立中央図書館の利用                       | 92 |
| 視覚障がい者等に対する情報提供サービス                | 93 |
| テレビ・ラジオ放送                          | 94 |
| ⑬ スポーツ                             |    |
| スポーツ施設                             | 95 |
| 【障がい者スポーツセンター】                     | 95 |
| 【アミティ舞洲の宿泊・研修施設】                   | 96 |
| 【オーパスシステム】（大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム）   | 96 |

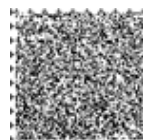


|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| スポーツイベント                    | 97  |
| 【大阪市障がい者スポーツ大会】             | 97  |
| 【全国障害者スポーツ大会】               | 97  |
| 【障がい者スキー教室】                 | 97  |
| ⑭ 保育・教育・就学助成など              |     |
| 保育                          | 98  |
| 教育相談                        | 98  |
| 【相談機関】                      | 98  |
| 就学・進学                       | 99  |
| 【幼稚園（幼稚部）・認定こども園（教育標準時間認定）】 | 99  |
| 【小学校・中学校・義務教育学校（小学部・中学部）】   | 99  |
| 【大阪市内にある特別支援学校一覧】           | 100 |
| 特別支援教育就学奨励費                 | 100 |
| ⑮ その他                       |     |
| 各区保健福祉センター 精神保健福祉相談         | 101 |
| あいサポート運動                    | 101 |
| ヘルプマークストラップ及びカードの配布         | 102 |
| ごみの持ち出しサービス                 | 102 |
| 青い鳥葉書の配布                    | 102 |
| 電話お願い手帳                     | 102 |
| 郵便等による不在者投票                 | 103 |
| 選挙公報（点字版・音声版）               | 103 |
| 選挙時の手話通訳の派遣                 | 103 |
| 投票支援カード                     | 103 |
| NET119/ファックスによる119番通報       | 104 |
| 公衆ファックス等の設置                 | 105 |
| 各種講習会                       | 105 |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ☆ 所在地一覧                |     |
| 区役所・保健福祉センター           | 106 |
| 区役所出張所                 | 106 |
| 各区民生委員・児童委員業務、育成医療業務担当 | 107 |
| 各区自立相談支援機関一覧           | 108 |
| こども相談センター              | 108 |
| 障がい者更生相談所・精神保健福祉センター   | 109 |
| 市税事務所                  | 109 |
| 府税事務所・自動車税事務所          | 110 |
| 国税局・税務署                | 110 |
| 年金事務所                  | 111 |
| 公共職業安定所（ハローワーク）        | 112 |
| 水道に関するお問い合わせ先          | 113 |
| N H K                  | 113 |
| 環境事業センター               | 113 |
| 区社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）  | 114 |
| 障がい福祉関係団体              | 115 |
| 身体障がい者相談員名簿            | 117 |
| 知的障がい者相談員名簿            | 119 |
| リフト付タクシー 会社一覧          | 120 |
| 119番緊急通報ファックス用紙        | 130 |
| 区役所・保健福祉センター（福祉業務担当）   | 裏表紙 |

| ご利用上の注意                                                                                                                                                                                                                                                          |                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、令和6年9月末時点での情報を掲載しています。発行後の修正等については、大阪市ホームページに掲載しています。</li> <li>● 掲載内容は、簡潔にまとめたものになっておりますので、詳細については、それぞれの窓口におたずねください。</li> <li>● 今後、制度の内容等が変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。</li> <li>● 本文中の記号・表記の意味は次のとおりです。</li> </ul> |                                              |
| 身                                                                                                                                                                                                                                                                | 身体障がい者手帳を所持している方（身体障がいのある方）が利用できる制度、サービス     |
| 知                                                                                                                                                                                                                                                                | 療育手帳を所持している方（知的障がいのある方）が利用できる制度、サービス         |
| 精                                                                                                                                                                                                                                                                | 精神障がい者保健福祉手帳を所持している方（精神障がいのある方）が利用できる制度、サービス |
| 難                                                                                                                                                                                                                                                                | 特定疾患（指定難病）受給者証を所持している方（難病の方）が利用できる制度、サービス    |
| ※ それぞれの制度、サービスで利用できる方の範囲が異なります。利用される前に、それぞれの窓口にご確認ください。                                                                                                                                                                                                          |                                              |

|    |                         |
|----|-------------------------|
| 1  | 相 談 手 帳 医 療 就 業         |
| 2  | 事 自 立 支 業 援             |
| 3  | 支 障 が い 援 児             |
| 4  | 貸 手 年 付 な 当 金 ど . .     |
| 5  | 住 宅 交 通                 |
| 6  | 減 税 免 な の の 各 種 減 料 免 金 |
| 7  | 提 情 報 供 の               |
| 8  | ス ポー ツ                  |
| 9  | な 就 学 助 成 .             |
| 10 | そ の 他                   |
| 11 | 一 所 在 地                 |
| 12 | ★ 在 地                   |





# 障がい程度別該当制度一覧（△は一部該当）

※身体・療育・精神の各種手帳をお持ちの方を対象とした一覧になります

| 障がい種別・区分<br>等級・程度 |            | 制度                                         |    | 医療                  |          |             |          |               |            |        |           |                       |               | 自立支援事業 |          |                  |         |                |            |               |             |                  |              | 年金・手当・貸付など |          |          |                |              |              |  |  |  |  |
|-------------------|------------|--------------------------------------------|----|---------------------|----------|-------------|----------|---------------|------------|--------|-----------|-----------------------|---------------|--------|----------|------------------|---------|----------------|------------|---------------|-------------|------------------|--------------|------------|----------|----------|----------------|--------------|--------------|--|--|--|--|
|                   |            |                                            |    | 更生医療・育成医療           | 精神通院医療   | 重度障がい者医療費助成 | 障がい者健康診査 | 後期高齢者医療       | 介護給付・訓練等給付 | 補装具の給付 | 日常生活用具の給付 | 点字図書の給付               | 盲人用具の販売       | 移動支援   | 訪問入浴サービス | 手話通訳者派遣          | 要約筆記者派遣 | 盲ろう者向け通訳・介助者派遣 | 聴言障がい者生活支援 | 生活支援型食事サービス事業 | 補助犬の使用機会の提供 | 障がい基礎年金・障がい厚生年金等 | 心身障がい者扶養共済   | 特別障がい者手当   | 障がい児福祉手当 | 特別児童扶養手当 | 児童扶養手当         | 外国人心身障がい者給付金 | 障がい者加算（生活保護） |  |  |  |  |
| 身体障がい者手帳          | 視覚障がい      | 1                                          | ○  |                     | ○        | △           | ○        | ○             | ○          | ○      | ○         | △                     | ○             |        |          |                  | ※       |                | ○          | ○             | ※           | ○                | ※            | ※          | ※        | ※        | ○              | ○            |              |  |  |  |  |
|                   |            | 2                                          | ○  |                     | ○        | △           | ○        | ○             | ○          | ○      | ○         | △                     | ○             |        |          |                  | ※       |                | ○          |               | ※           | ○                | ※            | ※          | ※        | ※        | ○              | ○            |              |  |  |  |  |
|                   |            | 3                                          | ○  |                     | ※        | △           | ○        | ○             | ○          | ○      | ○         |                       |               |        |          |                  | ※       |                |            |               | ※           | ○                |              |            | ※        | ※        |                | ○            |              |  |  |  |  |
|                   |            | 4                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      | ○         |                       |               |        |          |                  | ※       |                |            |               | ※           |                  |              |            | ※        | ※        |                |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 5                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      | ○         |                       |               |        |          |                  | ※       |                |            |               | ※           |                  |              |            | ※        | ※        |                |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 6                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      | ○         | ○                     |               |        |          |                  | ※       |                |            |               | ※           |                  |              |            | ※        | ※        |                |              |              |  |  |  |  |
|                   | 聴覚・平衡機能障がい | 2                                          | ○  |                     | ○        | △           | ○        | ○             | ○          | ○      |           | △                     | ○             | ○      | ○        | ※                | ○       | ○              | ○          | ※             | ○           | ※                | ※            | ※          | ※        | ※        | ○              | ○            |              |  |  |  |  |
|                   |            | 3                                          | ○  |                     | ※        | △           | ○        | ○             | ○          | ○      |           |                       |               | ○      | ○        | ※                | ○       |                |            | ※             | ○           |                  |              | ※          | ※        |          | ○              |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 4                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      |           |                       |               | ○      | ○        | ※                | ○       |                |            | ※             |             |                  |              | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 5                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      |           |                       |               | ○      | ○        | ※                | ○       |                |            | ※             |             |                  |              | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 6                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      |           |                       |               | ○      | ○        | ※                | ○       |                |            | ※             |             |                  |              | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 音声・言語機能障がい                                 | 3  | ○                   |          | ※           | △        | ○             | ○          | ※      | ○         |                       |               |        | ○        |                  |         | ○              |            |               | ※           | ○                |              |            | ※        | ※        |                | ○            |              |  |  |  |  |
|                   | 4          |                                            | ○  |                     | ※        | △           | ○        | ○             | ※          | ○      |           |                       |               | ○      |          |                  | ○       |                |            | ※             |             |                  |              | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
|                   | 肢体不自由      |                                            | 1  | ○                   |          | ○           | △        | ○             | ○          | ○      | ○         |                       | ※             | ○      |          |                  |         |                |            | ○             | ○           | ※                | ○            | ※          | ※        | ※        | ※              | ○            | ○            |  |  |  |  |
|                   |            |                                            | 2  | ○                   |          | ○           | △        | ○             | ○          | ○      | ○         |                       |               | ○      |          |                  |         |                |            | ○             | ○           | ※                | ○            | ※          | ※        | ※        | ※              | ○            | ○            |  |  |  |  |
|                   |            |                                            | 3  | ○                   |          | ※           | △        | ○             | ○          | ○      | ○         |                       |               |        |          |                  |         |                |            |               | ※           | ○                |              |            | ※        | ※        |                | ○            |              |  |  |  |  |
|                   |            |                                            | 4  | ○                   |          | ※           | △        | △             | ○          | ○      | ○         |                       |               |        |          |                  |         |                |            |               | ※           |                  |              |            | ※        | ※        |                |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 5                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      |           |                       |               |        |          |                  |         |                |            | ※             |             |                  |              | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | 6                                          | ○  |                     | ※        | △           |          | ○             | ○          | ○      |           |                       |               |        |          |                  |         |                |            | ※             |             |                  |              | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
|                   | 内部障がい      | 1                                          | ○  |                     | ○        | △           | ○        | ○             | ○          | ○      |           |                       |               | ○      |          |                  |         |                | ○          | ※             | ○           | ※                | ※            | ※          | ※        | ※        | ○              | ○            |              |  |  |  |  |
|                   |            | 2                                          | ○  |                     | ○        | △           | ○        | ○             |            |        |           |                       |               | ○      |          |                  |         |                | ○          | ※             | ○           | ※                | ※            | ※          | ※        | ※        | ○              | ○            |              |  |  |  |  |
|                   |            | 3                                          | ○  |                     | ※        | △           | ○        | ○             | ○          | ○      |           |                       |               |        |          |                  |         |                |            | ※             | ○           |                  |              | ※          | ※        |          | ○              |              |              |  |  |  |  |
| 4                 |            | ○                                          |    | ※                   | △        |             | ○        | ○             | ○          |        |           |                       |               |        |          |                  |         |                | ※          |               |             |                  | ※            | ※          |          |          |                |              |              |  |  |  |  |
| 療育手帳              | 知的障がい      | A                                          |    |                     | ○        | △           | ○        | ○             |            |        |           | ○                     |               |        |          |                  |         | ○              | ※          | ○             | ※           | ※                | ※            | ※          | ※        | ○        | ※              |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | B1                                         |    |                     | ※        | △           |          | ○             |            |        |           |                       | ○             |        |          |                  |         |                | ○          | ※             | ○           |                  | ※            | ※          | ※        |          | ※              |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | B2                                         |    |                     |          | △           |          | ○             |            |        |           |                       | ○             |        |          |                  |         |                |            | ※             | ○           |                  |              | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
| 精神障がい者保健福祉手帳      | 1          |                                            | △  | ○                   | △        | ○           | ○        |               | △          |        |           | ○                     |               |        |          |                  |         | ○              | ※          | △             | ※           | ※                | ※            | ※          | ※        | ○        | ※              |              |              |  |  |  |  |
|                   | 2          |                                            | △  |                     | △        | ○           | ○        |               | △          |        |           | ○                     |               |        |          |                  |         | ○              | ※          | △             | ※           | ※                | ※            | ※          | ※        |          | ※              |              |              |  |  |  |  |
|                   | 3          |                                            | △  |                     | △        |             | ○        |               | △          |        |           | ○                     |               |        |          |                  |         |                | ※          | △             | ※           | ※                | ※            | ※          | ※        |          |                |              |              |  |  |  |  |
| 自己負担有=○           |            | ○                                          | ○  | ○                   | ※        | ○           | ○        | ○             | ○          | ○      | ○         | ○                     | ○             |        |          |                  |         | ○              | ※          |               |             |                  |              |            |          |          |                |              |              |  |  |  |  |
| 所得制限有=○           |            | ○                                          | ○  | ○                   |          |             |          | ○             |            |        |           |                       |               |        |          |                  |         |                |            | ※             |             | ○                | ○            | ○          | ○        |          |                |              |              |  |  |  |  |
| 介護保険と共通のサービス      |            |                                            |    |                     |          |             |          | ○             | ○          | ○      |           |                       | ○             |        |          |                  |         |                |            |               |             |                  |              |            |          |          |                |              |              |  |  |  |  |
| 掲載ページ             |            | 22                                         | 22 | 23                  | 24       | 24          | 30       | 34            | 35         | 39     | 39        | 40                    | 41            | 41     | 41       | 41               | 41      | 45             | 47         | 55            | 59          | 60               | 60           | 60         | 61       | 61       | 62             |              |              |  |  |  |  |
| 備考                |            |                                            |    | ※身体障がいと知的障がいの重複の方のみ | ※必須検査は無料 | 65歳以上の方     |          | ※肢体不自由と重複の方のみ |            |        |           | ※全身性障がい者・児童△重度の盲ろう者・児 | 一定の要件に該当する方のみ |        |          | ※視覚と聴覚の重複で1・2級の方 |         | 一定の要件に該当する方のみ  | ※一部実費自己負担有 | ※特別障がい給付金を含む  |             | 20歳以上の障がい者のみ     | 20歳未満の障がい者のみ |            |          |          | ※一定の要件に該当する方のみ |              |              |  |  |  |  |
|                   |            | ※年金・手当の要件につきましては、障がい者手帳の障がい程度とは判断基準が異なります。 |    |                     |          |             |          |               |            |        |           |                       |               |        |          |                  |         |                |            |               |             |                  |              |            |          |          |                |              |              |  |  |  |  |

| 交通       |                             |             |                     |          |                              |           |                      |                |              |              | 税の減免など           |              |                |              |                                   | 各種料金の減免        |              |                  |                |             | その他       |                |             | 障がい種別・区分 |       | 等級・程度        |                  |          |
|----------|-----------------------------|-------------|---------------------|----------|------------------------------|-----------|----------------------|----------------|--------------|--------------|------------------|--------------|----------------|--------------|-----------------------------------|----------------|--------------|------------------|----------------|-------------|-----------|----------------|-------------|----------|-------|--------------|------------------|----------|
| 住宅改修費の給付 | Osaka Metro及び大阪シティバスの乗車料金割引 | JRの運賃割引     | 鉄道・バスの運賃割引          | 飛行機の運賃割引 | 身体障がい者手帳・療育手帳の提示によるタクシー料金の割引 | タクシー料金の給付 | 有料道路料金割引             | 駐車禁止除外指定車標章の交付 | 自動車駐車場利用料の減額 | 自転車駐車場利用料の減額 | 身体障がい者用自動車改造費の助成 | 所得税・住民税の所得控除 | 住民税の非課税・減額措置   | 相続税の控除       | 軽自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免 | 軽自動車税（種別割）の免除  | 少額預金等利子非課税制度 | NHK放送受信料（全額免除）   | NHK放送受信料（半額免除） | NTT電話番号案内料金 | 文化施設等の入場料 | ヘルプマーク ストラップ配布 | ごみの持ち出しサービス |          |       |              | 郵便等による不在者投票      |          |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 1            | 視覚障がい            | 身体障がい者手帳 |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 2            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 3            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | △         | ○                    | △              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 4            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 5            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 6            |                  |          |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | △         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ※           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 2            | 聴覚・平衡機能障がい       |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | △         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ※           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 3            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ※           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 4            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ※           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 5            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 6            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 3            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             | ○         | ○              | ○           | ○        | ○     | 4            |                  |          |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            | ○                | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | △         | ○              | ○           | ○        | △     | 1            | 肢体不自由            |          |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | △         | ○                    | △              | ○            | ○            | ○                | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | △           | ○         | ○              | ○           | △        | 2     |              |                  |          |
| △        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | △         | ○                    | △              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             |           | ○              | ○           | ○        | 3     |              |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    | △              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             |           | ○              | ○           | ○        | 4     |              |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             |           | ○              | ○           | ○        | 5     |              |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             |           | ○              | ○           | ○        | 6     |              |                  |          |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           |           | ○              | ○           | ○        | ○     | 1            | 内部障がい            |          |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           |           | ○              | ○           | ○        | ○     | 2            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             |           | ○              | ○           | ○        | ○     | 3            |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | △         | ○                    |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             |           | ○              | ○           | ○        | ○     | 4            |                  |          |
| ○        | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         | ○                    | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        |       | A            | 知的障がい            | 療育手帳     |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            | ○         |                      |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             | ○         | ○              | ○           | ○        |       | B1           |                  |          |
|          | ○                           | ○           | ○                   | ○        | ○                            |           |                      |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              |             | ○         | ○              | ○           | ○        |       | B2           |                  |          |
|          | ○                           | ※           | ※                   | ○        |                              |           |                      | ○              | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            | ○                                 | ○              | ○            | ○                | ○              | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        |       | 1            | 精神障がい者<br>保健福祉手帳 |          |
|          | ○                           | ※           | ※                   | ○        |                              |           |                      |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            |                                   |                | ○            | ○                |                | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        |       | 2            |                  |          |
|          | ○                           | ※           | ※                   | ○        |                              |           |                      |                | ○            | ○            |                  | ○            | ○              | ○            |                                   |                | ○            | ○                |                | ○           | ○         | ○              | ○           | ○        |       | 3            |                  |          |
| ○        |                             |             |                     |          |                              | ○         |                      |                |              |              | ○                |              |                |              |                                   |                |              |                  |                |             |           |                |             |          |       | 自己負担有=○      |                  |          |
| ○        |                             |             |                     |          |                              |           |                      |                |              |              | ○                |              | ○              |              |                                   |                |              |                  | ○              |             |           |                |             |          |       | 所得制限有=○      |                  |          |
| ○        |                             |             |                     |          |                              |           |                      |                |              |              |                  |              |                |              |                                   |                |              |                  |                |             |           |                |             |          |       | 介護保険と共通のサービス |                  |          |
| 66       | 67                          | 69          | 70                  | 71       | 72                           | 72        | 74                   | 75             | 76           | 76           | 76               | 78           | 79             | 79           | 79                                | 80             | 81           | 83               | 83             | 83          | 84        | 102            | 102         | 103      | 掲載ページ |              |                  |          |
|          |                             | ※令和7年4月1日開始 | ※詳細については各社にお問合せください | 12歳以上のみ  |                              |           | 介護人が運転する場合は第一種障がい者のみ |                |              |              | 一定の要件に該当する場合のみ   |              | 一定の要件に該当する場合のみ | 85歳未満の障がい者のみ | 一定の要件に該当する場合のみ                    | 一定の要件に該当する場合のみ |              | 世帯全員が市民税非課税である世帯 | ※聴覚障がい者のみ      |             |           |                |             |          |       | 備考           |                  |          |
|          |                             |             |                     |          |                              |           |                      |                |              |              |                  |              |                |              |                                   |                |              |                  |                |             |           |                |             |          |       |              |                  |          |

## 相談窓口

身 知 精 難

## 【各区役所・保健福祉センター】所在地：裏表紙

## ●保健福祉課（福祉業務担当）

各種福祉制度の窓口として、各区の区役所に設置しています。障がい者手帳の交付手続きをはじめ、障がい福祉サービスの利用や日常生活に関することなど、専門機関と連携し、障がいのある方やそのご家族からの相談に応じます。

なお、各区の保健福祉課には、発達や子育てに関する相談や情報提供を行う「子育て支援室」があります。

また、重度障がい者医療費助成の相談や申請を受け付けます。

## ●保健福祉課（保健業務担当）

《電話は各区局番（106 ページ）のあとに9968をダイヤルしてください》

「こころの健康」、「こころの病気」に関する相談に精神保健福祉相談員や保健師が応じています。

## ●窓口サービス課（保険業務担当）

《電話は各区局番（106 ページ）のあとに9956をダイヤルしてください》

初診日が国民年金の第1号被保険者であった場合の障がい基礎年金や、特別障がい給付金、国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する相談や申請を受け付けます。

※ 課名は区によって異なる場合があります。

## 【大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター】身 知 精 難

所在地：109 ページ

## ●相談課（身体障がい）（電話：6797-6561）

身体障がいに関する診断や判定を行うとともに、医療・補装具・訓練・生活などの相談に応じ、必要な助言・指導を行います。（ご利用の際は、あらかじめ電話などで日時の予約をしてください。）

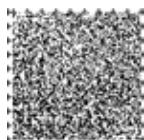
## ●相談課（知的障がい）【“はーとふる” ぷらざ】（電話：6797-6562）

各区保健福祉センターからの依頼により、18歳以上の知的障がいのある方の医学的・心理学的判定や生活上の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

## ●診療所（電話：6797-6567）

障がいのある方を対象に障がい者健康診査を行うとともに、各区保健福祉センターからの依頼により、就学前の乳幼児を対象に、運動発達の遅れ、および発達障がいに関する療育相談を行います。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000007752.html>）





**【こども相談センター】** 所在地：108 ページ

- 大阪市中央こども相談センター（電話：4301-3100）
- 大阪市北部こども相談センター（電話：6195-4114）
- 大阪市南部こども相談センター（電話：6718-5050）

18歳未満の児童を対象に、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者が相談に応じ、専門的・総合的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きなどを行います（利用の際は、あらかじめ電話等で日時の予約をしてください）。

**【大阪市こころの健康センター】** 所在地：109 ページ

- こころの悩み電話相談（電話：6923-0936）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時30分～午後5時 》

気分が落ち込んだり、イライラや不安があったり何もする気が起こらない、このようなことは日常生活のなかで誰もが経験することです。これらの悩みを相談することで、こころの健康保持・増進を図るため、電話相談窓口として「こころの悩み電話相談」を開設しています。

- こころの健康相談統一ダイヤル（電話：0570-064-556）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前10時～午後5時 》

「つらい」「どうすればいいのかわからない」…そんな気持ちの時にはぜひご相談ください。

- 自死遺族相談（予約制、電話：6922-8520）

大切な方を自死で亡くされた方を対象とした相談を臨床心理士が面接でお受けしています。電話で予約してください。

- ひきこもり相談専用電話（電話：6923-0090）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前10時～午後5時 》

長期間、自宅で過ごしていて、外へ出たいけれどそこから抜け出すきっかけがつかめないなどのひきこもりに関する相談に応じています。必要時には、面接や訪問による相談も行います。

- 思春期関連問題相談（予約制：お住まいの区保健福祉センターを通じて予約）

《 電話は各区局番（106 ページ）のあとに9968をダイヤルしてください 》

思春期は将来の不安や性の悩み、対人関係の葛藤など様々な情緒不安に端を発し、不適応や精神障がいを引き起こしやすい年齢です。おおむね18歳までの思春期関連問題の相談に応じます。

- 依存症に関する相談（電話：6922-3475）

《 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前9時～午後5時30分 》

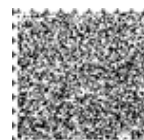
アルコール、薬物、ギャンブル等の問題でお困りのご本人、ご家族の方、関係機関の支援者の方からのご相談をお受けしています。依存症相談員による相談や依存症専門の医師による相談（予約制）を行っています。電話で予約してください。

※ お住まいの区の保健福祉センターでもご相談いただけます。

《 電話は各区局番（106 ページ）のあとに9968をダイヤルしてください 》

**【年金事務所】** 所在地：111 ページ

国民年金（第3号被保険者）や厚生年金保険等社会保険関係の相談や申請を受け付けます。



## 地域の相談員

身 知 精 難

### 【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において福祉についての相談に応じ、必要な支援を行うなどの活動をしています。また、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員も各地域で活動しています。

生活上の困りごとや子育てに関する悩みなど、福祉に関しての相談がある場合は、近くの民生委員・児童委員又は主任児童委員にご相談ください。お住まいの地域の担当民生委員・児童委員をお知りになりたいときは、各区保健福祉センター民生委員・児童委員業務担当（107ページ）にお問い合わせください。

### 【身体障がい者相談員・知的障がい者相談員】

大阪市から委嘱された身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が、障がいのある方からの相談に応じ、助言を行います。相談員は、各区にお住まいの生活経験豊富な障がい当事者（知的障がい者相談員は知的障がいのある方の保護者）に委嘱しており、保健福祉センター等の行政機関への協力、障がい者福祉についての普及や啓発等の業務も行っています。

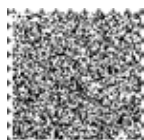
各相談員の連絡先については、117～119ページをご覧ください。

## 相談支援

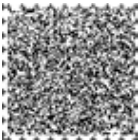
### 【各区障がい者基幹相談支援センター】身 知 精 難

障がいのある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。また、障がい者虐待に関する通報・届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。

| 名 称                   | 所 在 地                                          | 電 話       | ファックス     |
|-----------------------|------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 北区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒531-0072<br>北区豊崎 6-2-7 マツダビル 3 階              | 6450-8856 | 6374-7889 |
| 都島区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒534-0027<br>都島区中野町 3-4-21<br>ベルエキップ・オگران 1 階 | 6355-3701 | 6355-3702 |
| 福島区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒553-0001<br>福島区海老江 1-8-8 福島育成園内               | 6456-4107 | 6456-0561 |
| 此花区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒554-0021<br>此花区春日出北 1-1-4-101                 | 6461-5055 | 6461-5056 |
| 中央区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒540-0006<br>中央区法円坂 1-1-35<br>アネックスパル法円坂内      | 6940-4185 | 6943-4666 |
| 西区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒550-0027<br>西区九条 3-4-7                        | 6585-2550 | 6585-2550 |
| 港区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒552-0001<br>港区波除 5-7-6 ハイッニッセイ 101            | 6585-2211 | 6585-2212 |



| 名 称                    | 所 在 地                                             | 電 話       | ファックス     |
|------------------------|---------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 大正区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒551-0002<br>大正区三軒家東 1-12-27<br>アドヴァンスライフ101号     | 6599-9161 | 6555-3520 |
| 天王寺区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒543-0052<br>天王寺区大道 3-1-26                        | 4302-5203 | 4302-5243 |
| 浪速区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒556-0026<br>浪速区浪速西 2-11-6                        | 6563-9230 | 6562-0330 |
| 西淀川区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒555-0033<br>西淀川区姫島 5-3-16                        | 4808-3080 | 4808-3082 |
| 淀川区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒532-0012<br>淀川区木川東 3-10-11-2 階                   | 6101-5031 | 6101-5032 |
| 東淀川区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒533-0014<br>東淀川区豊新 2-5-1<br>シャトー玉川第一 103         | 6325-9992 | 4307-3673 |
| 東成区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒537-0013<br>東成区大今里南 1-12-15 丸信マンション<br>1 階       | 6981-0770 | 6981-0780 |
| 生野区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒544-0004<br>生野区巽北 4-13-23<br>勝山東ガーデンハイツ 103      | 6758-2050 | 6756-0801 |
| 旭区障がい者基幹<br>相談支援センター   | 〒535-0013<br>旭区森小路 2-18-7 Shyt101                 | 4254-2339 | 6180-6901 |
| 城東区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒536-0007<br>城東区成育 3-17-18 4階                     | 6934-5858 | 6934-5850 |
| 鶴見区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒538-0042<br>鶴見区今津中 2-4-37                        | 6961-4631 | 6961-5525 |
| 阿倍野区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒545-0011<br>阿倍野区昭和町 1-20-22<br>朝日プラザ昭和町 1 階      | 6621-3830 | 6621-3830 |
| 住之江区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒559-0024<br>住之江区新北島 1-2-1<br>オスカードリーム2階          | 6657-7556 | 4702-4738 |
| 住吉区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒558-0002<br>住吉区長居西 1-9-8 キミハウス 1 階               | 6609-3133 | 6609-3210 |
| 東住吉区障がい者基幹<br>相談支援センター | 〒546-0042<br>東住吉区西今川 2-3-8                        | 6760-2671 | 6760-2672 |
| 平野区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒547-0026<br>平野区喜連西 6-2-55<br>大阪市職業リハビリテーションセンター内 | 6797-6691 | 6797-6691 |
| 西成区障がい者基幹<br>相談支援センター  | 〒557-0025<br>西成区長橋 3-2-27 西成障害者会館内                | 6599-8122 | 6562-6677 |



## 【地域活動支援センター（生活支援型）】 身 知 精 難

主に精神障がいのある方に対して、精神保健福祉士等の専門相談員、指導員等による福祉サービスの利用援助やピアカウンセリング等の相談支援事業を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。また通所により、創作的活動等の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行います。

| 事業所名称                             | 郵便番号     | 所在地                             | 電話        | ファックス     |
|-----------------------------------|----------|---------------------------------|-----------|-----------|
| 精神障害者地域生活支援センター<br>すいすい           | 537-0024 | 東成区東小橋 1-8-12                   | 6977-0114 | 6975-9955 |
| 地域生活支援センター<br>サワサワ                | 557-0025 | 西成区長橋 3-7-28<br>プランコート 201 号    | 4392-8720 | 4392-3331 |
| ふれあいの里<br>地域活動支援センター              | 557-0063 | 西成区南津守 1-4-46                   | 6659-2672 | 6659-2673 |
| 地域活動支援センター<br>こころの相談室リーフ          | 533-0031 | 東淀川区西淡路 2-8-15<br>きずな館          | 6815-8975 | 6815-8976 |
| 地域生活支援センター<br>ふらっとめいじ             | 550-0012 | 西区立売堀 1-12-8                    | 6541-6668 | 6541-6658 |
| 地域活動支援センター<br>もくれん                | 546-0023 | 東住吉区矢田 6-8-7                    | 6609-8500 | 6608-1922 |
| 地域活動支援センター<br>こころの相談ネット ふうが       | 558-0054 | 住吉区帝塚山東 5-8-3<br>住吉総合福祉センター 1 階 | 6678-9205 | 6678-7573 |
| “COCOLO”<br>相談支援センター              | 532-0031 | 淀川区加島 1-60-46                   | 6308-7209 | 6308-7220 |
| 障害者支援施設アテナ平和<br>(地域活動支援センター アクセス) | 545-0003 | 阿倍野区美草園 3-7-2                   | 6629-2165 | 6629-2063 |

## 【一人暮らし体験支援事業】 身 知 精 難

親元などからの自立を希望する障がいのある方に対して、宿泊を伴う一人暮らしの体験の機会を提供します。障がい者基幹相談支援センターと一緒に体験の計画を作り、体験中に必要な介助や付添いによる見守り等を提供します。

費用：無料（食費、交通費などの実費は負担していただきます。）

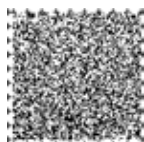
問い合わせ先：8～9 ページに記載されている各区障がい者基幹相談支援センター

## 【施設入所者地域生活移行促進事業】

施設に入所している方に対して、計画的な外出の体験を提供することにより、地域における生活に移行するための支援を行います。障がい者基幹相談支援センターと一緒に体験の計画を作り、体験中に必要な介助や付添いによる見守り等を提供します。

費用：無料（食費、交通費などの実費は負担していただきます。）

問い合わせ先：8～9 ページに記載されている各区障がい者基幹相談支援センター





## 【大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）】

発達障がいのある方およびその家族を対象に、療育や就労などの各種相談に対応します。発達障がいに関する情報提供や助言を行うとともに、相談内容により、関係機関と連携して、問題解決・軽減のための支援を行います。

また、関係機関・事業所などの職員に対し、発達障がいに関する正しい理解や支援の方法を知っていただくための研修などを行っています。なお、保護者向けの講座なども開催しています（詳しい内容は、ホームページに掲載しています）。

なお、相談をご希望の場合は、相談日の調整をしますので、事前に電話で相談のお申し込みをしてください。（お問合せは電話・ファックス・Eメールでもお受けしています。）

所在地：大阪市平野区喜連西6-2-55

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター2階

受付時間：月曜日～金曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

電話：6797-6931

ファックス：6797-6934

Eメール：[elmosaka@fukspo.org](mailto:elmosaka@fukspo.org)

ホームページ：<https://www.elmosaka.org/>

エルムおおさか

検索



## 【発達ノート】

発達障がいのある方が、周囲の人たちと関わる時のお手伝いをするノート（A6サイズ）を配付しています。本人やその家族が、本人と関わる時に相手に知っておいてもらいたいと思うことや過去の相談歴などを書き込んでおき、相談機関に行くときや初めての人と接するときにノートを提示して、よりよい関係が築けるように使ってください。

対象となる方：医療機関で発達障がいと診断された方

費用：無料

問い合わせ先：大阪市発達障がい者支援センター「エルムおおさか」（11 ページ参照）

## 【情報共有ツール（サポートブック）】

発達障がいのある方が、小学校への進学などライフステージが変わっても、これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を新しい相談機関や初めての方へスムーズに情報共有ができるようになることを目指して作成しています。

各種の情報共有ツールは「エルムおおさか」のホームページからダウンロードできます。

ホームページ：<https://www.elmosaka.org/>

エルムおおさか

検索



## 【発達障がい者支援マップ】

大阪市の発達障がいについての相談機関をまとめたホームページです。

発達障がいのある方およびその家族が、どこに行けばどのような支援を受けられるか、年齢と相談内容に応じた機関を探せるようになっています。

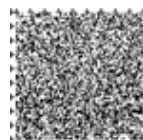
「どこに行ったらどんな支援が受けられるのか分からない」「どんな相談機関があるのか、よく分からない」という方や、発達障がいかもしれない「ちょっと気になる」困りごとや悩みごとがある方は、まずは下記のホームページで相談機関を探してみてください。

大阪市発達障がい者支援マップ

検索



ホームページ：[https://www.elmosaka.org/map\\_dir/pages/support.htm](https://www.elmosaka.org/map_dir/pages/support.htm)





## 【高次脳機能障がい支援拠点機関】

高次脳機能障がいについての個別の相談や支援、及び高次脳機能障がいに関する普及啓発や研修事業を行っています。なお、障がい福祉サービス等の利用に関するご相談は、お住いの区保健福祉センターになります。

**障がい者医療・リハビリテーションセンター**（下記3機関をあわせたもの）

### ●総合的な相談に関するはこちら

『大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課』

（大阪府高次脳機能障がい相談支援センター）

電話：6692-5262 ファックス：6692-5340

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kojinou/index.html>

### ●自立センターの利用に関するはこちら

『大阪府立障がい者自立センター』

電話：6692-2971 ファックス：6692-2974

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogaishajiritsu/jiritsu01/>

※ 自立センターは自立訓練（機能訓練・生活訓練）、施設入所支援を行う施設です。

### ●医療に関するはこちら

『大阪急性期・総合医療センターリハビリテーション科』

電話：6692-1201（代表番号）ファックス：6692-2978

## 【身体障がい者補助犬に関する相談窓口】

身体障がい者補助犬（目や耳、体の不自由な方のために働く盲導犬、聴導犬、介助犬のこと。以下、「補助犬」という。）は、「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関のほか、スーパー、飲食店、病院、ホテルなど一般の施設にも同伴することができます。また、これらの施設の管理者は正当な理由がない限り、補助犬の同伴を拒むことができません。

### ●障がいのある方や受け入れ施設などからの補助犬の同伴または使用に関する相談窓口

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

電話：6208-7992 ファックス：6202-6962

## 【障がい者虐待相談窓口】

障がい者の虐待に関する通報・届出の受理や、相談等を行います。

### ●養護者による虐待の相談窓口

養護者とは、障がい者の身辺の世話や金銭の管理などを行っている家族、親族、同居人などのことです。

各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

各区障がい者基幹相談支援センター（所在地：8～9ページ）

### ●障がい者福祉施設従事者等による虐待の相談窓口

障がい者福祉施設従事者等とは、障がい者福祉施設や、障がい福祉サービス事業所で働く職員のことです。

福祉局障がい者施策部運営指導課

電話：6241-6527 ファックス：6241-6608

### ●使用者による虐待の相談窓口

使用者とは、障がい者を雇用している事業主又は事業の経営担当者のことです。

福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ

電話：6208-8086 ファックス：6202-0990

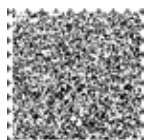
### ●休日・夜間の通報窓口

大阪市休日夜間障がい者・高齢者虐待ホットライン

電話：6206-3725 ファックス：6206-3706

受付日時 休日：土曜、日曜、祝日、年末年始含む 24 時間対応

夜間：平日の 17：00～翌 9：00



# 【障がいを理由とする差別に関する相談窓口】 身 知 精 難

障がいを理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮に関して、障がいのある方やそのご家族などからの相談を地域の身近な窓口でお伺いしています。

＜相談窓口＞

- 各区役所（次の表のとおり）
- 各区障がい者基幹相談支援センター（所在地：8～9ページ）
- 地域活動支援センター（生活支援型）（所在地：10ページ）
- 大阪市人権啓発・相談センター（人権相談専用）  
（電話：6532-7830（なやみゼロ）ファックス：6531-0666）

| 区名    | 担当                  | 電話        | ファックス         |
|-------|---------------------|-----------|---------------|
| 北 区   | 政策推進課（教育連携）         | 6313-9743 | 6362-3821     |
| 都 島 区 | 保健福祉課（障がい者相談）       | 6882-9857 | 6352-4584     |
|       | まちづくり推進課（人権相談）      | 6882-9734 | 6352-4558     |
|       | 総務課（広聴相談）           | 6882-9683 | 6882-9787     |
| 福 島 区 | 企画総務課（企画推進）         | 6464-9683 | 6462-0792     |
|       | 市民協働課（地域活動支援）       | 6464-9743 | 6464-9987     |
| 此 花 区 | まちづくり推進課（教育支援・環境）   | 6466-9743 | 6462-0942     |
| 中 央 区 | 保健福祉課（保健福祉）         | 6267-9857 | 6264-8285     |
| 西 区   | 総務課（教育）             | 6532-9743 | 6538-7316     |
| 港 区   | 協働まちづくり推進課（教育・人権啓発） | 6576-9975 | 6572-9512     |
| 大 正 区 | 保健福祉課（福祉）           | 4394-9857 | 6553-1986     |
| 天王寺区  | 市民協働課（教育文化）         | 6774-9743 | 6774-9692     |
| 浪 速 区 | 市民協働課（教育・学習支援）      | 6647-9743 | 6633-8270     |
| 西淀川区  | 地域支援課（地域支援）         | 6478-9743 | 6478-5979     |
| 淀 川 区 | 政策企画課（広聴）           | 6308-9683 | 6885-0534     |
| 東淀川区  | 総務課（総合企画）           | 4809-9683 | 6327-1920     |
| 東 成 区 | 保健福祉課（障がい福祉）        | 6977-9857 | 6972-2781     |
|       | 市民協働課（人権）           | 6977-9005 | 6972-2738     |
| 生 野 区 | 企画総務課（広聴）           | 6715-9683 | 6717-1160     |
|       | 地域まちづくり課（人権）        | 6715-9920 | 6717-1163     |
|       | 保健福祉課（保健福祉）         | 6715-9857 | 6715-9967     |
| 旭 区   | 福祉課                 | 6957-9857 | 6954-9183     |
|       | 地域課                 | 6957-9734 | 6952-3248     |
| 城 東 区 | 保健福祉課（保健福祉）         | 6930-9069 | 050-3535-8688 |
|       | 市民協働課（市民活動支援）       | 6930-9743 | 050-3535-8685 |
| 鶴 見 区 | 市民協働課（教育）           | 6915-9734 | 6913-6235     |
| 阿倍野区  | 総務課（区政企画）           | 6622-9683 | 6621-1412     |
|       | 保健福祉課（福祉）           | 6622-9857 | 6629-1349     |
| 住之江区  | 保健福祉課（福祉）           | 6682-9857 | 6686-2039     |
| 住 吉 区 | 教育文化課（人権）           | 6694-9989 | 6692-5535     |
|       | 保健福祉課（障がい者福祉）       | 6694-9857 | 6694-9692     |
| 東住吉区  | 総務課                 | 4399-9683 | 6629-4533     |
| 平 野 区 | 政策推進課               | 4302-9683 | 4302-9880     |
| 西 成 区 | 保健福祉課（地域福祉）         | 6659-9857 | 6659-9468     |



# 療育・訓練

## 【障がい児等療育支援事業】

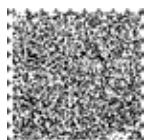
専門的なノウハウを有する障がい児（者）施設の職員が、在宅の障がい児（者）とその家族を対象に、施設において、またはご家庭を訪問して、療育相談や療育指導を行います。また、障がい児の通う保育所や幼稚園、施設等の職員を対象に療育相談・指導を行います。

**対象となる方：**市内在住の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児、その他療育が必要と認められる障がい児およびその家族（原則として障がい児通所支援や障がい福祉サービス等を利用していない方を対象としています）

**費 用：**無料（食費などの実費を自己負担していただく場合があります）

### 障がい児等療育支援事業所

| 名 称         | 電 話                        | ファックス     |
|-------------|----------------------------|-----------|
|             | 所 在 地                      |           |
| 子ロバキッズひろば   | 6924-1123                  | 6924-1124 |
|             | 〒534-0011 都島区高倉町 2-9-27    |           |
| それいゆ        | 6925-5510                  | 6925-5600 |
|             | 〒534-0021 都島区都島本通 4-10-10  |           |
| あさしお園       | 6574-2521                  | 6574-2524 |
|             | 〒552-0004 港区夕凧 2-5-3       |           |
| ゆうなぎ園       | 6574-2521                  | 6574-2524 |
|             | 〒552-0004 港区夕凧 2-5-3       |           |
| 大手前整肢学園     | 6775-1900                  | 6775-1905 |
|             | 〒543-0027 天王寺区筆ヶ崎町 5-30    |           |
| 風の子そだち園     | 6327-7715                  | 6327-7716 |
|             | 〒555-0033 西淀川区姫島 6-3-5     |           |
| 相談支援あさひ     | 4254-2339                  | 6180-6901 |
|             | 〒535-0013 旭区森小路 2-18-7-101 |           |
| そら          | 6969-2020                  | 6969-2021 |
|             | 〒536-0014 城東区嶋野西 1-14-16   |           |
| ひまわり        | 6913-3377                  | 6913-0451 |
|             | 〒538-0031 鶴見区茨田大宮 2-2-22   |           |
| キンダーハイム     | 6609-4300                  | 6609-7300 |
|             | 〒546-0023 東住吉区矢田 6-8-29    |           |
| ふたば         | 6699-8731                  | 6699-8134 |
|             | 〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21   |           |
| 大阪市更生療育センター | 6797-6681                  | 6702-4492 |
|             | 〒547-0026 平野区喜連西 6-2-55    |           |
| クリエバ        | 6567-7115                  | 6567-7116 |
|             | 〒557-0025 西成区長橋 3-1-17     |           |



## 【発達障がい児専門療育】

発達障がいのあるお子さんがその家族とともに、地域社会の一員として自尊心を持って自分らしく自立した生活を送ることができるよう支援するため、概ね2週間に1回、保護者同伴によるお子さんの個別療育と保護者の方の研修を行います。

**対象となる方：**大阪市内にお住まいの方で、医師から「自閉スペクトラム症」・「自閉症」であるとの診断を受けた児童のうち、3歳児（年少児）～小学3年生の児童。

**費用負担：**【児童の療育】

障がい児通所給付（障がい児通所支援）（児童発達支援または放課後等デイサービス）として提供します。なお、一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。

【保護者研修】無料

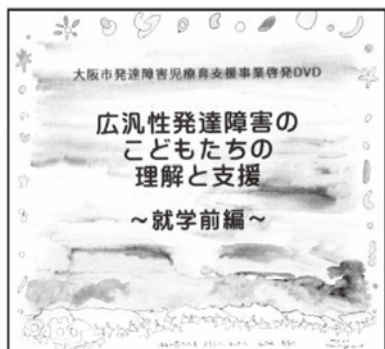
**利用期間：**原則として1年間

**問い合わせ先：**大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター  
相談課（発達障がい者支援室）

電話：6797-6560

ファックス：6797-8222

## 【発達障がい児療育支援DVD】



広汎性発達障がいの特徴、発達障がい児療育支援事業をふまえた療育機関や家庭での具体的な支援例をまとめたDVD『広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援～就学前編～』を作成、ダイジェスト版をYouTubeにて配信しています。

また、「エルムおおさか」のホームページからも視聴することができます。

ホームページアドレス：<https://www.elmosaka.org/dvds.html>

## 【身体障がい者通所訓練】

### ●身体障がい者通所肢体訓練事業

在宅の肢体不自由のある方に対して、日常生活動作の向上を目指した自主訓練方法の習得や身体機能の改善・向上をはかるため、通所により訓練を行います。

**対象となる方：**大阪市内に住所を有する15歳以上の身体障がい者手帳（肢体不自由）を所持する方 ※詳しくはお問い合わせください

**費用：**訓練・指導に関する費用は無料

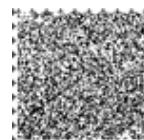
### ●身体障がい者通所言語訓練事業

在宅の脳血管障がいなどによる言語に障がいのある方に対して、コミュニケーション機能の改善・向上をはかるため、通所により言語訓練を行います。

**対象となる方：**大阪市内に住所を有する15歳以上の身体障がい者手帳を所持する方で、失語症や構音障がいを有する方 ※詳しくはお問い合わせください

**費用：**訓練・指導に関する費用は無料

**問い合わせ先：**大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課（身体障がい担当）（109ページ参照）





## 後見的支援

### 【成年後見制度】 知 精

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

制度の利用には親族等から家庭裁判所へ申立てが必要ですが、身寄りがないなどで申立てができない場合は大阪市が申立てを行い、家庭裁判所が弁護士などの第三者を後見人等を選任します。

#### ●制度の申立て先

『大阪家庭裁判所』

所在地：〒540-0008 中央区大手前 4-1-13

電話：6943-5872（後見係）

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

#### ●制度に関する相談窓口

『大阪市成年後見支援センター』

所在地：〒557-0024 西成区出城 2-5-20（大阪市社会福祉研修・情報センター内）

電話：4392-8282 ファックス：4392-8900

受付時間：9：00～17：00（日曜日、祝日、年末年始は休み）

『各区障がい者基幹相談支援センター』

所在地：8～9 ページ

受付時間：9：00～17：30（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

『地域活動支援センター（生活支援型）』

所在地：10 ページ

受付時間：9：00～17：30（原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

（※曜日等により、受付時間が異なる場合があります。）

#### ●身寄りがないなどで申立てができない場合の相談窓口

『各区保健福祉センター 福祉業務担当』

所在地：裏表紙

受付時間：9：00～17：30（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

### 【あんしんさぽーと事業】 知 精

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力の不十分な方が地域で安心して生活することができるよう、お住まいの区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。サービスの内容に応じた利用料が必要です。

#### ●福祉サービスなどの利用援助

福祉サービスの利用に関する情報の提供や相談、利用手続きの支援や契約の立会いなどを行います。

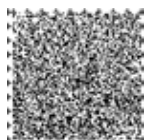
#### ●金銭管理サービス

通帳や印鑑を預かり、利用者にかわって、日常生活の金銭管理や預貯金のおし入れ、公共料金等の支払い手続きを代行します。

#### ●預かりサービス

利用者の財産を紛失や盗難から守るため、通帳・証書などを預かり、金融機関の貸金庫に保管します。

問い合わせ先：お住まいの区の社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）  
（所在地：114 ページ）





| 名称および内容                                                                                                                                                                                       | 問い合わせ先                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>聴言障がい者生活相談</b> 身<br>手話のできる生活相談員が、聴言障がい者の生活について各種の相談に応じます。                                                                                                                                  | (一財) 大阪市身体障害者団体協議会<br>問い合わせ先詳細：115 ページ                                                                                             |
| <b>在宅視覚障がい者訪問指導</b> 身<br>視覚障がい者の家庭を専門の指導員が訪問し、日常生活または社会生活を営むために必要な訓練その他の援助を行います。                                                                                                              | (一財) 大阪市身体障害者団体協議会<br>問い合わせ先詳細：115 ページ<br>Email: houmon3@mbr.nifty.com                                                             |
| <b>重症心身障がい児訪問相談</b> 身 知<br>重症心身障がい児の家庭を相談員が訪問し、各種の助言や情報提供を行います。                                                                                                                               | こども相談センター<br>問い合わせ先詳細：108 ページ                                                                                                      |
| <b>障がい者110番(大阪府事業)</b> 身 知 精 難<br>障がい者110番(大阪障害者自立支援協会)では、障がいの権利擁護や福祉サービス、日常生活にかかる相談などについて、専従の相談員が応じています。電話又はファックス、来所等で受け付け、関係機関や障がい者相談員などとの連携を保ちながら問題の解決を行います。                               | (社福) 大阪障害者自立支援協会<br>(大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内)<br>電 話：6973-0110<br>ファックス：6748-0589<br>受付：月～金曜日(9時～17時)<br>ファックス・留守番電話(土日祝含む 24 時間対応) |
| <b>福祉用具・住宅改修に関する相談</b> 身 難<br>専門の相談員が福祉用具に関する相談や住宅改修の相談などに応じます。事前に予約が必要です。                                                                                                                    | 援助技術研究室<br>(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内)<br>電 話：6703-5347<br>ファックス：6703-5349                                                          |
| <b>難病等を有する方の各種相談支援</b> 難<br>難病等を有する方の各種相談支援や患者会等の交流支援、講演会等の普及啓発活動などを行っています。<br>来所相談される方は事前予約が必要です。また、就労支援や在職中の方の相談も受け付けています。                                                                  | 大阪難病相談支援センター<br>電 話：6926-4553<br>ファックス：6926-4554<br>相談受付：月～金曜日(10時～16時 30分まで)                                                      |
| <b>小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリング</b> 難<br>0歳～20歳未満の難病の子どもたちや、その家族等からのいろいろな日常の相談をうけています。難病児を育てた経験のある親や、難病をもっている人が、ピア(仲間)の立場でお話を聴きます。                                                                    | 大阪難病相談支援センター<br>電 話：6809-3869<br>相談受付：月・水・金曜日(10時～15時まで)<br>[対面での相談はお電話でご予約を]                                                      |
| <b>生活困窮者自立相談支援事業</b> 身 知 精 難<br>仕事が見つからない・長続きしない、お金のことで悩みがある、周りに相談できるひとがいないなど、生活のうえでの困りごとや不安を抱えた方の相談支援窓口を各区役所内に設置しています。支援員が相談を受け、どのような支援が必要かをご本人と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、お困りごとの解決と自立に向けたお手伝いをします。 | お住いの区の自立相談支援窓口<br>問い合わせ先詳細：108 ページ                                                                                                 |
| <b>見守り相談室</b> 身 知 精 難<br>「自ら相談できない方」等を支援するため、福祉専門職のワーカー等が要援護者名簿を活用した地域の見守り活動を支援するとともに孤立世帯等を積極的に訪問しています。また、認知症等の方が行方不明になった際、地域の協力者へ行方不明者情報をメール配信し、早期発見・保護につなげる取組を行っています。                       | お住まいの区の社会福祉協議会<br>問い合わせ先詳細：114 ページ<br>(住吉区のみ 114 ページの欄外※の問い合わせ先にご連絡ください。)                                                          |



## 身体障がい者手帳



身体に障がいのある方が、医療の給付、補装具費の給付など、各種の福祉サービスを受けるために必要な証票として交付します。

窓 〇： 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象となる障がい： ●視覚障がい ●聴覚・平衡機能障がい  
●音声・言語・しゃく機能障がい ●肢体不自由  
●内部障がい（心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能障がい・  
ぼうこうまたは直腸機能障がい・小腸機能障がい・免疫機能障がい・  
肝臓機能障がい）

障がいの程度： 障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。  
※障がい程度等級表は20～21ページに掲載しています。

必要なもの： 指定医師の診断書（所定の用紙は、上記窓口にあります）  
写真（上半身 4cm×3cm）・マイナンバーに係る確認書類

等級の変更・追加： すでに手帳の交付を受けた方で、障がいの程度の変更や新たな障がいの追加がある場合は、指定医師の診断書と手帳を添えて上記窓口へ申請してください。

再交付・変更： 手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は、上記窓口へ届け出てください。

居住地の変更： 居住地を変更した場合は、新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は福祉事務所）へ手帳を添えて届け出てください。

返 還： 手帳の交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

## 【手帳申請時の無料診断】

次の医療機関では身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断を無料で受けることができます。

医療機関等： 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、  
大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院

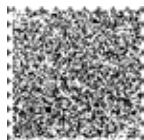
手 続 き： ご利用の際には、身体障がい者手帳無料診断依頼書が必要です。各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）で、交付を受けてください。  
※大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターは判定機関であるため、診療情報提供書など必要な診療情報をご用意していただく必要があります。  
※上記における大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター以外の医療機関において初診となる場合は、主治医の紹介状（診療情報提供書）等（これにかかる費用は自己負担）をご用意していただく必要があります。

そ の 他： 診断できる障がいの種別は、医療機関により異なります。

## 【重度肢体障がい者等訪問診断】

重度の肢体不自由により、移動が極めて困難な方が、身体障がい者手帳や車いすなどの補装具の申請をされる場合は、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンターの医師などが訪問して診断・判定を行います（診断・判定の際に、診療情報提供書など必要な診療情報をご用意していただく必要があります）。

窓 〇： 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）



## 療育手帳

知

知的障がいのある方に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために交付します。

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）で交付申請を受け付け、次の判定機関で障がいの程度の判定を行います。

障がいの程度：障がいの程度によってA（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。

必要なもの：写真（上半身 4cm×3cm）・マイナンバーに係る確認書類

判定機関：18歳未満の方は、こども相談センター（108ページ参照）  
18歳以上の方は“はーとふる”ぷらざ（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課 知的障がい担当）（109ページ参照）

再判定：療育手帳交付のときに次の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける手続きを18歳未満の方はこども相談センター、18歳以上の方は各区保健福祉センター福祉業務担当で行ってください。

再交付・変更：手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は上記窓口へ届け出てください。

居住地の変更：居住地を変更した場合は、新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は福祉事務所）へ手帳を添えて届け出てください。

返 還：手帳の交付を受けた方が死亡された場合、または交付対象に該当しなくなった場合、不要になった場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。

手  
帳

## 精神障がい者保健福祉手帳

精

精神障がいのある方が各種の福祉サービスを受けやすくするために交付します。

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

障がいの等級：障がいの程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障がいの状態は、それぞれ次に定めるとおりです（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の3）。

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

必要なもの：医師の診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）または、障がい年金証書、年金裁定通知書、直近の振込（支払）通知書などの、基礎年金番号及び年金コードが判るものの写し。ただし、障がい年金証書等の写しを添える場合は、年金事務所等への照会に関する「同意書」が必要です。

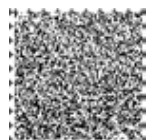
手帳の交付：「大阪市自立支援医療費（精神通院）支給認定・手帳交付審査委員会」での審査の結果、交付されます（交付されない場合は、交付しない旨の通知書をお送りします）。お送りした交付通知書と写真（上半身 4cm×3cm）を、申請した上記窓口までお持ちください。

有効期間：有効期間は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。手続きは有効期限の3ヶ月前から行うことができます。更新のご案内を、有効期限の3ヶ月前までにお送りします。

再交付・変更：手帳の紛失・破損・氏名の変更があった場合は上記窓口へ届け出てください。

居住地の変更：居住地を変更した場合は、必ず新しい居住地の保健福祉センター福祉業務担当（市外の場合は保健所等）へ手帳を添えて届け出てください。

返 還：手帳の交付を受けた方が死亡された場合は、手帳を持参のうえ、上記窓口へ届け出てください。



## 身体障がい者障がい程度等級表

| 等級 | 視覚障がい                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 聴覚又は平衡機能の障がい                                                                                     |                | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい    | 肢体不自由                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 聴覚障がい                                                                                            | 平衡機能障がい        |                          | 上肢                                                                                                                                                                                                                                             | 下肢                                                                                                                                                                       |
| 1級 | ◆視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                  |                |                          | ◆1 両上肢の機能を全廃したもの<br>◆2 両上肢を手関節以上で欠くもの                                                                                                                                                                                                          | ◆1 両下肢の機能を全廃したもの<br>◆2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの                                                                                                                                |
| 2級 | ◆1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ◆両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)                                                                |                |                          | ◆1 両上肢の機能の著しい障がい<br>◆2 両上肢のすべての指を欠くもの                                                                                                                                                                                                          | ◆1 両下肢の機能の著しい障がい<br>◆2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの                                                                                                                                |
|    | 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    | 4 一上肢の機能を全廃したもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
| 3級 | ◆1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | ◆両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)                                                     | 平衡機能の極めて著しい障がい | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失     | 1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの<br>3 一上肢の機能の著しい障がい<br>4 一上肢のすべての指を欠くもの<br>5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの                                                                                                                            | ◆1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの<br>2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの<br>3 一下肢の機能を全廃したもの                                                                                                         |
|    | ◆2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    | ◆3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    | ◆4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
| 4級 | ◆1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの)<br>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの                    |                | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい | 1 両上肢のおや指を欠くもの<br>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの<br>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの<br>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの<br>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの<br>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい | 1 両下肢のすべての指を欠くもの<br>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの<br>4 一下肢の機能の著しい障がい<br>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの                |
|    | 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    | 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
| 5級 | 1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの<br>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの<br>3 両眼中心視野角度が56度以下のもの<br>4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの<br>5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                  | 平衡機能の著しい障がい    |                          | 1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい<br>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい<br>3 一上肢のおや指を欠くもの<br>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい<br>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい                                                                      | 1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい<br>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの<br>3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの                                                                                  |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
| 6級 | 視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)<br>2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの |                |                          | 1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい<br>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの<br>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの                                                                                                                                                                   | 1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの<br>2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい                                                                                                                              |
| 7級 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          | 1 一上肢の機能の軽度の障がい<br>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい<br>3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい<br>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい<br>5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの<br>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの                                                                     | 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい<br>2 一下肢の機能の軽度の障がい<br>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい<br>4 一下肢のすべての指を欠くもの<br>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |
| 備考 | 1 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障がいがある場合に特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。<br>2 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。<br>3 異なる等級について2以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。<br>4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。<br>5 「指の機能障がい」とは、中手指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいを含むものとする。<br>6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。<br>7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 |                                                                                                  |                |                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                          |



| 肢体不自由                                                                                                                                                                                              |                                              |                                     | 内部障がい                                 |                                        |                                        |                                             |                                       |                                                                      |                                                           | 等級 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|----|
| 体幹                                                                                                                                                                                                 | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい                    |                                     | 心臓機能障がい                               | じん臓機能障がい                               | 呼吸器機能障がい                               | ぼうこう又は直腸の機能障がい                              | 小腸機能障がい                               | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい                                                 | 肝臓機能障がい                                                   |    |
|                                                                                                                                                                                                    | 上肢機能                                         | 移動機能                                |                                       |                                        |                                        |                                             |                                       |                                                                      |                                                           |    |
| ◆体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの                                                                                                                                                                         | ★不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの        | ★不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの              | ◆心臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ◆じん臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ◆呼吸器の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ◆ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ◆小腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの                            | ◆肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの                            | 1級 |
| ◆1 体幹の機能障がいにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの<br>◆2 体幹の機能障がいにより立ち上ることが困難なもの                                                                                                                                     | ★不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの        | ★不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの          |                                       |                                        |                                        |                                             |                                       | ◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの                            | ◆肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの                            | 2級 |
| ◆体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの                                                                                                                                                                               | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの         | ★不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの | ◆心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | ◆じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | ◆呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | ◆ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | ◆小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの   | ◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） | ◆肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） | 3級 |
|                                                                                                                                                                                                    | 不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの   | ◆心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの    | ◆じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの    | ◆呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの    | ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの     | ◆小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの    | ◆ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの                      | ◆肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの                        | 4級 |
| 体幹の機能の著しい障がい                                                                                                                                                                                       | 不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの    | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの      |                                       |                                        |                                        |                                             |                                       |                                                                      |                                                           | 5級 |
|                                                                                                                                                                                                    | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの                       | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの               |                                       |                                        |                                        |                                             |                                       |                                                                      |                                                           | 6級 |
|                                                                                                                                                                                                    | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの                           | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの                  |                                       |                                        |                                        |                                             |                                       |                                                                      |                                                           | 7級 |
| ◆を表記しているもの 交通機関の利用料金割引制度における第1種の身体障がい者を示しています（説明 69ページ）<br>★を表記しているもの 肢体不自由のうち「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい」については、次の条件に該当する場合に第1種の身体障がい者となります<br>・上肢機能の障がい … 両上肢に障がいがある場合<br>・移動機能の障がい … 両下肢に障がいがある場合 |                                              |                                     |                                       |                                        |                                        |                                             |                                       |                                                                      |                                                           | 備考 |

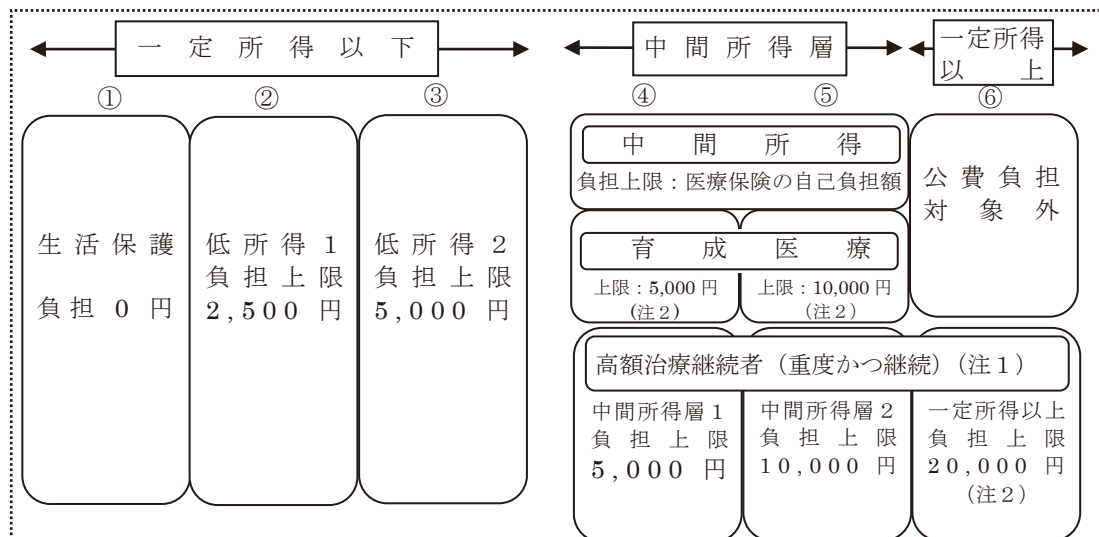


## 自立支援医療

| 種類     | 内容                               | 対象となる方                                            |
|--------|----------------------------------|---------------------------------------------------|
| 更生医療   | 身体の障がいの軽減と機能を改善して日常生活を容易にするための医療 | 18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けた方（呼吸器機能障がい・ぼうこう又は直腸機能障がいを除く） |
| 育成医療   | 治療により身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療 | 18歳未満で身体に障がいを有する児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童   |
| 精神通院医療 | 精神障がいの治療上必要と認められる医療              | 一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方                    |

医療費の1割が自己負担となります（指定自立支援医療機関において行います）。ただし、世帯の市民税の課税状況や高額治療継続者（重度かつ継続）（注1）の該当により、自己負担上限額が設定されています。入院時の食事は原則として実費負担です。自立支援医療を受けるには、必ず事前に申請が必要です。対象となる障がい種別や医療の内容については窓口にご相談ください。

窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）※育成医療の窓口は107ページ参照



- ①…生活保護世帯の方  
 ②…市民税非課税世帯であり、受給者の年間収入が80万円以下の方  
 ③…市民税非課税世帯であり、②以外の方  
 ④…市民税課税世帯で、市民税所得割額が3万3千円未満の方  
 ⑤…市民税課税世帯で、「3万3千円≤市民税所得割額<23万5千円」の方  
 ⑥…市民税所得割額が23万5千円以上の方

（注1）高額治療継続者（重度かつ継続）

（1）疾患・症状等から対象となる方

●更生医療、育成医療

じん臓機能障がい（人工透析療法・じん臓移植術後の抗免疫療法に限る）、小腸機能障がい（中心静脈栄養法による治療に限る）、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植術後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝臓移植術後の抗免疫療法に限る）の方

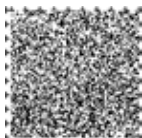
●精神通院医療

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症、薬物関連障がい（依存症等）の方および上記以外の疾病で医師が重度かつ継続と認めた方

（2）疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

医療保険の高額療養費で多数該当となっている方

（注2）「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の方、及び育成医療における中間所得者（高額治療継続者を除く）の世帯に属する方に対する経過措置は、令和9年3月31日までの取扱いです。



# 重度障がい者医療費助成

身 知 精 難

国民健康保険・各種健康保険の被保険者または被扶養者に、次の医療費等の自己負担の一部を助成します。

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

| 内容                                                                                          | 対象となる方                                                                                                                                                                                                                                 | 対象とならない方（制限等）                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>●保険診療が適用された医療費等の自己負担から一部自己負担額（※1）を控除した額を助成します。</p> <p>●入院時の食事代にかかる自己負担の一部を助成します。（※2）</p> | <p>次のいずれかの要件を満たす方（本人の所得について所得制限あり）</p> <p>①身体障がい者手帳（1・2級）の交付を受けた方</p> <p>②療育手帳（A）の交付を受けた方</p> <p>③身体障がい者手帳（3～6級）かつ療育手帳（B1）の交付を受けた方</p> <p>④精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けた方</p> <p>⑤難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金1級9号相当または特別児童扶養手当1級9号相当の方</p> | <p>●生活保護を受給している方</p> <p>●こども医療費助成制度またはひとり親家庭医療費助成制度により医療証の交付を受けている方</p> <p>●児童福祉法に基づく措置により医療の給付を受けている方</p> <p>●国等の公費負担によって、医療費の全額支給を受けることができる方</p> <p>●他の地方公共団体から重度障がい者医療費助成制度に相当する医療費の助成を受けることができる方</p> |

（※1）一医療機関ごとに、入・通院にかかる医療費及び薬局での薬代の支払い並びに訪問看護利用料について、それぞれ1日当たり最大500円をご負担いただきます。また、同一診療月にご負担いただいた一部自己負担額が月の負担上限額（3,000円）を超えたときは、申請により払い戻しを受けることができます。払い戻しの申請は、大阪市医療助成費等償還事務センターで郵送でのみ受け付けています。

なお、一度必要書類を送付していただくことで、その後は手続きなしに月の負担上限額超過分の払い戻しを受けることができる自動償還を行っています。自動償還は、自動償還に同意する旨の記載がある申請書を償還事務センターが受け付けた日の属する月の診療分から開始します。（大阪府外の医療機関などを受診したときや、やむを得ず医療証を提示できずに受診したとき、受給者番号が変更となったとき、医療機関等からのレセプト（診療報酬）の請求が遅れたときなどは自動償還の対象となりませんので、償還事務センターへ払い戻し申請をしてください）

（※2）①②③の方で公的医療保険から発行される限度額適用・標準負担額減額認定証又は食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けることができる方に対する助成です。

医  
療  
3

## 障がい児・者歯科診療

身 知 精

一般歯科医院で治療が困難な障がいのある方は、次の医療機関で治療が受けられます。受診前に必ず電話等で相談・確認し、予約をしてください。

| 医療機関名                     | 所在地                                              |              |
|---------------------------|--------------------------------------------------|--------------|
|                           | 診療日                                              | 電話           |
| 大阪府歯科医師会附属<br>歯科診療所障がい者診療 | 〒543-0033 天王寺区堂ヶ芝 1-3-27 大阪府歯科医師会館内<br>火曜・木曜・土曜  | 6772-8887    |
| 大阪急性期・総合医療センター            | 〒558-8558 住吉区万代東 3-1-56<br>月曜から金曜                | 06-6692-1201 |
| 子供の城療育クリニック               | 〒532-0011 淀川区西中島 5-6-6 公文教育会館 6 階<br>月曜・火曜・木曜・金曜 | 6304-5663    |
| ポバース記念病院                  | 〒536-0023 城東区東中浜 1-6-5<br>月曜から金曜、第2土曜            | 6965-6489    |
| 南大阪小児<br>リハビリテーション病院      | 〒546-0035 東住吉区山坂 5-11-21<br>月曜から金曜<br>※18歳未満に限る  | 6699-8735    |
| 森之宮病院                     | 〒536-0025 城東区森之宮 2-1-88<br>月曜から金曜、土曜（要相談）        | 6969-0111    |
| 大阪赤十字病院                   | 〒543-8555 天王寺区筆ヶ崎町 5-30<br>月曜から水曜、金曜 ※口腔外科に限る    | 6774-5111    |



## 障がい者健康診査

身 知 精

医

3

療

障がいのある方を対象に、病気の早期発見と二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査を実施しています（利用の際は電話などで日時を予約してください）。

**問い合わせ先**：大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター診療所

問い合わせ先詳細：109 ページ

**内 容**：●必須検査

問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、血液検査、検尿、貧血検査、血糖検査、胸部 X 線撮影

●選択検査（選択検査は、医師が必要と認めた方に実施します）

心電図検査、四肢等 X 線撮影、肝炎ウイルス検査

**対象となる方**：市内に居住する 18 歳から 74 歳までの在宅の障がいのある方で、次のいずれかに該当する方

●身体障がい者手帳の交付を受けている方

●療育手帳の交付を受けている方

●精神保健および精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障がい者

※ただし、学校保健法や労働安全衛生法などにより健康管理事業に相当する保健サービスを受けることができる方（学生や常勤雇用労働者、認可通所施設利用者など）ならびに医療保険者が実施する特定健康診査を受けることができる方は除きます。

※市内居住の 40 歳以上の障がいのある方で医療保険者が実施する特定健康診査受診券をお持ちの場合は、ご希望により当センターでの受診が可能です。（健康保険の種類により自己負担が発生する場合があります）

**費 用**：●必須検査は無料

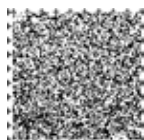
●選択検査は、心電図検査及び四肢等 X 線撮影は 600 円、肝炎ウイルス検査は 1,000 円（ただし、20 歳以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は無料）。

※生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯に属する方は、証明書またはそれにかわるものがあれば無料になります。

## 後期高齢者医療制度

身 知 精 難

| 内容                                  | 対象となる方                                                                                                                                                                                    | 窓口                                         |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 一定の障がいのある方は後期高齢者医療制度に 65 歳から加入できます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法等における障がい年金 1・2 級の方</li> <li>・身体障がい者手帳 1～3 級（4 級の一部を含む）をお持ちの方</li> <li>・精神障がい者保健福祉手帳 1～2 級をお持ちの方</li> <li>・療育手帳（A）または認定カードの交付を受けた方</li> </ul> | 各区役所<br>保険年金業務担当<br>各区局番（106 ページ）<br>+9956 |



## 就業支援

## 【大阪市障がい者就業・生活支援センター】 身 知 精 難

就業を希望あるいはすでに就業している方に対し、就業および日常生活に関する相談から職業定着までの支援を行い、就業の安定と職業的自立の促進を図ります。

| 名称                   | 所在地                        | 電話        | ファックス     | 担当区            |
|----------------------|----------------------------|-----------|-----------|----------------|
| 東部地域障がい者就業・生活支援センター  | 〒543-0026<br>天王寺区東上町 4-17  | 6776-7336 | 6776-7338 | 北、中央、東成、天王寺、生野 |
| 淀川地域障がい者就業・生活支援センター  | 〒532-0031<br>淀川区加島 1-60-46 | 4805-2485 | 6308-7220 | 西淀川、淀川、東淀川     |
| 北部地域障がい者就業・生活支援センター  | 〒536-0013<br>城東区鳴野東 3-2-28 | 6955-9921 | 6167-2622 | 都島、旭、城東、鶴見     |
| 西部地域障がい者就業・生活支援センター  | 〒552-0001<br>港区波除 6-4-5    | 4393-3600 | 4393-3770 | 福島、此花、西、港、大正   |
| 中部地域障がい者就業・生活支援センター  | 〒557-0061<br>西成区北津守 3-6-4  | 4392-9089 | 4392-8710 | 浪速、阿倍野、西成      |
| 南西部地域障がい者就業・生活支援センター | 〒559-0023<br>住之江区泉 1-1-110 | 4702-5757 | 6685-8064 | 住之江、住吉         |
| 南部地域障がい者就業・生活支援センター  | 〒547-0026<br>平野区喜連西 6-2-55 | 4305-3333 | 6704-7274 | 東住吉、平野         |

※東部地域障がい者就業・生活支援センターでは、「精神障がい者就業支援コーディネーター」、「発達障がい者就業支援コーディネーター」を配置しています。

## 【大阪障害者職業センター】 身 知 精 難

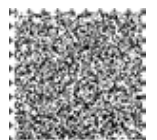
公共職業安定所や関係機関と連携して、障がいのある方に対して就職や職場定着、職場復帰のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等を行っています。

| 名称          | 所在地                                            | 電話        | ファックス     |
|-------------|------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 大阪障害者職業センター | 〒541-0056<br>中央区久太郎町 2-4-11<br>クラボウアネックスビル 4 階 | 6261-7005 | 6261-7066 |

## 【大阪市地域就労支援センター】 身 知 精 難

働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因を持った方（若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など）や、働くことに不安のある方などを対象に、専門の相談員が、相談者に応じた仕事探しの方法や心構えなどについてのアドバイス、公共的な職業訓練の情報提供、履歴書の書き方、面接の受け方などといった仕事探しの助言・相談を行います。

| 名称            | 所在地                                  | 電話           | ファックス     |
|---------------|--------------------------------------|--------------|-----------|
| 大阪市地域就労支援センター | 〒556-0027<br>浪速区木津川 2-3-8 A' ワーク創造館内 | 0120-939-783 | 6567-6891 |





## 職業相談

### 【大阪市しごと情報ひろば】身 知 精 難

就職に向けた支援が必要な方などを対象に、無料の職業相談・職業紹介を実施しています。  
また、キャリアカウンセリング、職業適性診断、各種セミナーなど求職者個々のペースに合わせた支援を行っています。

| 名称                        | 所在地                                                             | 電話        |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|
|                           | 開設日時                                                            | ファックス     |
| 「しごと情報ひろば」<br>天下茶屋        | 〒557-0041 西成区岸里 1-1-10<br>(Osaka Metro 堺筋線・南海電鉄「天下茶屋」駅共用コンコース内) | 6655-5791 |
|                           | 毎週月～金曜日(土・日・祝日及び、年末年始は休み)<br>9時～17時30分                          | 6655-5792 |
| 「しごと情報ひろば」<br>西淀川         | 〒555-8501 西淀川区御幣島 1-2-10 西淀川区役所1階                               | 6476-5753 |
|                           | 毎週月～金曜日(土・日・祝日及び、年末年始は休み)<br>9時～17時30分                          | 6476-5763 |
| 「しごと情報ひろば」<br>平野          | 〒547-8580 平野区背戸口 3-8-19 平野区役所1階                                 | 6769-6071 |
|                           | 毎週月～金曜日(土・日・祝日及び、年末年始は休み)<br>9時～17時30分                          | 6769-6073 |
| 「しごと情報ひろば」<br>クレオ大阪西・マザーズ | 〒554-0012 此花区西九条 6-1-20 クレオ大阪西2階                                | 6467-5145 |
|                           | 毎週火～金曜日(土・日・月・祝日及び、年末年始、クレオ大阪西の休館日は休み)<br>9時30分～18時             | 6467-5799 |

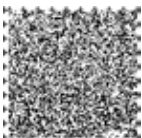
### 【公共職業安定所(ハローワーク)】所在地：112ページ 身 知 精 難

障がいのある方の仕事の相談に応じ、職業紹介、ならびに就職後のアフターフォローを行います。なお、聴覚障がい者のために定期的に手話通訳者を配置しています。また、精神障がい・発達障がい者の方や難病のある方のために、精神・発達障害者雇用サポーター・難病患者就職サポーターを配置し、相談を行っています。

### 【大阪府「OSAKAしごとフィールド」】身 知 精 難

お仕事をお探しの方への就職活動の支援、採用をお考えの企業への支援を行う施設です。  
求職中の方へは、カウンセリングのほか、職場体験、就職活動のポイントが学べるセミナー等を実施しています。  
また、中小企業向けに採用や定着に役立つセミナー等も行っています。

| 名称                | 所在地                                         | 電話        |
|-------------------|---------------------------------------------|-----------|
| OSAKA<br>しごとフィールド | 〒540-0031<br>中央区北浜東 3-14<br>エル・おおさか本館2階及び3階 | 4794-9198 |



## 職業訓練

### 【大阪市職業リハビリテーションセンター】身知精難

一般企業への就職をめざす障がいのある方を対象に職業能力開発訓練を行い、職業的自立を図ります。

就  
業  
4

| 科目             | 対象                        | 入校月 | 訓練<br>期間 | 募集<br>定員 |
|----------------|---------------------------|-----|----------|----------|
| オフィス実務科        | 身体障がいのある方                 | 4月  | 1 年      | 10 名     |
| ビジネスパートナー科     | 知的障がいのある方                 |     | 1 年      | 10 名     |
| ワーキングスキル科      |                           |     |          | 15 名     |
| ジョブ・コミュニケーション科 | 発達障がいのある方                 |     | 1 年      | 5名       |
| ワークアドバンスト科     | 精神障がいのある方                 |     | 1 年      | 7名       |
| ICTテレワーク科      | 障がいのある方<br>(障がいの種別を問いません) | 10月 | 1 年      | 5名       |

※募集内容については、大阪市職業リハビリテーションセンターへお問い合わせください。

その他の訓練事業

| 事業名                               | 対象                          | 募集定員 |
|-----------------------------------|-----------------------------|------|
| 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練<br>(訓練期間3～6ヶ月) | 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある方 | 29名  |

| 名称                     | 電話                      | ファックス     |
|------------------------|-------------------------|-----------|
|                        | 所在地                     |           |
| 大阪市職業<br>リハビリテーションセンター | 6704-7201               | 6704-7274 |
|                        | 〒547-0026 平野区喜連西 6-2-55 |           |

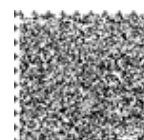
### 【大阪市職業指導センター】知

一般企業への就職をめざす知的障がいのある方を対象に職業訓練を行い、職業的自立を図ります。

| 科目                     | 定員  | 期間 | 対象        |
|------------------------|-----|----|-----------|
| 1年次 職業基礎科<br>2年次 総合流通科 | 15名 | 2年 | 知的障がいのある方 |

※募集内容については、大阪市職業指導センターへお問い合わせください。

| 名称          | 電話                      | ファックス     |
|-------------|-------------------------|-----------|
|             | 所在地                     |           |
| 大阪市職業指導センター | 6685-9075               | 6685-8064 |
|             | 〒559-0023 住之江区泉 1-1-110 |           |



## 【大阪障害者職業能力開発校】身 知 精 難

障がいのある方を対象に、障がいのある方が自立し働けるよう、就職に必要な技術・知識を習得するための職業訓練を行っています。

窓 口：ハローワーク（公共職業安定所）（所在地 112 ページ）

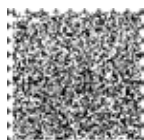
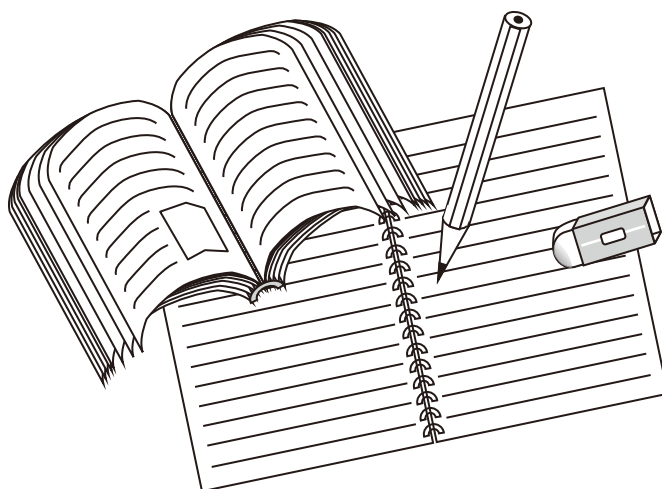
授 業 料：無料（教科書代などの実費必要）

入 校 時 期：4月（職域開拓科・Job チャレンジ科は4月、10月）

| 科目         | 定員     | 訓練期間             | 対象                            |
|------------|--------|------------------|-------------------------------|
| OA ビジネス科   | 20 名   | 1 年              | 障がいのある方<br>（障がいの種別を問<br>いません） |
| CAD 技術科    | 15 名   | 1 年              |                               |
| Web デザイン科  | 15 名   | 1 年              |                               |
| オフィス実践科    | 10 名   | 1 年              |                               |
| ワークサービス科   | 25 名   | 1 年              | 知的障がいのある方                     |
| 職域開拓科      | 各 10 名 | 6 か月（4 月/10 月入校） | 精神障がいのある方                     |
| Job チャレンジ科 | 各 5 名  | 6 か月（4 月/10 月入校） | 発達障がいのある方                     |

| 名称           | 電話                      | ファックス        |
|--------------|-------------------------|--------------|
|              | 所在地                     |              |
| 大阪障害者職業能力開発校 | 072-296-8311            | 072-296-8313 |
|              | 〒590-0137 堺市南区城山台 5-1-3 |              |

※上記以外にも、市内の府立夕陽丘高等職業技術専門校や、府立北大阪高等職業技術専門校に障がいのある方を対象とした科目を設置しているほか、社会福祉法人等に委託し、職業訓練を実施しています。



## 5

## 自立支援事業

障害者総合支援法によるサービス・給付は目的や役割に応じて下の図にあるようなグループに分類されます。

さまざまな給付などにより、障がいのある方が安心して生活できるように支援します。

## 自立支援サービスの全体像

## 自立支援給付

## 介護給付

- ・ 居宅介護(ホームヘルプ)
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障がい者等包括支援
- ・ 短期入所(ショートステイ)
- ・ 療養介護
- ・ 生活介護
- ・ 施設入所支援

## 訓練等給付

- ・ 自立訓練  
(機能訓練・生活訓練・宿泊型)
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助  
(グループホーム)
- ・ 自立生活援助

## 計画相談支援

- ・ サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援

## 地域相談支援

- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

## 自立支援医療

- ・ 更生医療
- ・ 育成医療
- ・ 精神通院医療

## 補装具

必要なサービスを利用

障がい者  
障がい児

- ・ 相談支援
- ・ 住宅入居支援
- ・ コミュニケーション支援
- ・ 日常生活用具の給付または貸与
- ・ 移動支援
- ・ 地域活動支援センター

など

- ・ 専門性の高い相談支援
- ・ 広域的な対応が必要な事業
- ・ 人材育成

など

支援

都道府県

## 地域生活支援事業



## 【介護給付・訓練等給付】

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスにかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、お住まいの区の下記窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があります。指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

**対象となる方：**身体・知的・精神障がい者（児）・難病等を有する方

**対象サービス：**介護給付（9種類）・訓練等給付（6種類）・指定相談支援

※介護保険制度の対象となる方は、介護保険制度が優先となります。ただし、介護保険のみでは支援が不足する部分や介護保険には相当するものがない障がい福祉サービスなどの利用が必要な場合、お住まいの区の下記窓口へご相談ください。

**申請窓口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**利用手続き：**① 支給申請 → ② 訪問調査 → ③ 障がい支援区分の認定 → ④ サービスの利用意向調査 → ⑤ サービス等利用計画案の作成 → ⑥ 支給決定 → ⑦ サービス利用の流れになります。

※訓練等給付（共同生活援助を除く）に該当するサービスのみを利用する場合は、基本的には③障がい支援区分の認定は行いません。

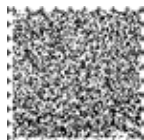
**費用負担：**一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。

※申請等に必要の様式については、本市ホームページをご参照ください。

(URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000255039.html>)

### (1) 介護給付

| 種別                                                   | 内容                                                                                             |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護（ホームヘルプ）<br>・身体介護<br>・家事援助<br>・通院等介助<br>・通院等乗降介助 | 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行います。                                                                    |
| 重度訪問介護<br>（外出を含む）                                    | 重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護の必要な方に対して、居宅における入浴、排泄、食事の介護等および外出時の介護などを総合的に提供します。 |
| 同行援護                                                 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行います。                                                  |
| 行動援護                                                 | 知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、居宅内や外出時の介護など行動する際に生じる危険を回避するための介護を行います。              |
| 重度障がい者等包括支援                                          | 常時介護を必要とする方に対して、居宅介護をはじめとする複数の福祉サービスを包括的に提供します。                                                |
| 短期入所<br>（ショートステイ）                                    | 障がい者・児を自宅で介護している方が、疾病その他の理由により一時的に介護できない場合に、当該障がい者に原則として月7日以内、指定短期入所事業者で宿泊を伴う入所サービスを提供します。     |
| 療養介護                                                 | 医療と常時介護を必要とする方に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の便宜を提供します。※身体障がい者の方が対象です。                   |



| 種別     | 内容                                                           |
|--------|--------------------------------------------------------------|
| 生活介護   | 常時介護を必要とする方に対して、入浴、排泄、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事等の介護等を行います。                       |

## (2) 訓練等給付

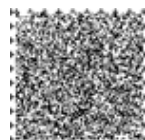
| 種別                  | 内容                                                                           |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 自立訓練                | 自立した日常生活や社会生活を営めるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。                        |
| 就労移行支援              | 一般企業等での就労を希望する方等に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。                   |
| 就労継続支援              | 一般企業等での就労が困難な方等に対して、働く場を提供するとともに、就労に関する知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。             |
| 就労定着支援              | 就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方に対して、就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を行います。       |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。             |
| 自立生活援助              | 障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退所し、一人暮らしを始めた方等に対して、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整の支援を行います。 |

## 【地域相談支援】 身 知 精 難 (※利用者負担はありません)

| 種別     | 内容                                                                |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 地域移行支援 | 施設に入所または精神科病院に入院している方に対して、地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅で単身等の状況で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。          |

## 【計画相談支援】 身 知 精 難 (※利用者負担はありません)

| 種別         | 内容                                                                   |
|------------|----------------------------------------------------------------------|
| サービス利用支援   | 心身の状況、環境等を勘案し、利用サービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画の作成等を行います。 |
| 継続サービス利用支援 | サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。     |



## (介護給付・訓練等給付の利用手続きの流れ)

サービスを利用するための基本的な流れは次のとおりです。

※障がい支援区分とは、障がいのある方の心身状況等に応じて必要とされる標準的な支援の度合を表す6段階の区分で、介護給付の利用にあたっては、障がい支援区分の認定が必要です。

- ① 各区保健福祉センター福祉業務担当に介護給付・訓練等給付支給等の申請を行います。
- ② 障がい支援区分の判定等のため、調査員が自宅などに訪問し、心身の状況等について聞き取り調査（障がい支援区分認定調査）を行います。
- ③ 認定調査の結果等を踏まえ、障がい支援区分認定審査会において審査・判定を行い、障がい支援区分を認定します（ただし、訓練等給付（共同生活援助を除く）のみを利用する場合を除く）。
- ④ 指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤ 区保健福祉センターにおいて支給決定を行い、サービスを利用する際に必要となる受給者証を交付します。
- ⑥ 支給決定を受けた方は、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。
- ⑦ サービスを利用したときには、指定事業者・施設に対し利用者負担額を支払います。

## (利用者負担)

サービスの利用負担については、利用される方の世帯の負担能力に応じ、ひと月あたりの負担上限額が決定されます。ただし、サービス利用に要した費用の1割の合計額が負担上限月額に満たない場合は、その金額となります。なお、生活保護受給世帯と市民税非課税世帯は無料、市民税課税世帯は月ごとの利用者負担に上限が設けられており、利用するサービスの種類により、軽減措置が異なります。

他に食費や光熱費等の居住に要する費用は実費負担となりますが、負担が重くなりすぎないように、それぞれに軽減措置を設けています。これらのさまざまな負担軽減措置を受けるには、申請が必要となりますので、詳しくはお住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当へサービス利用の申請時に合わせて相談・申請してください。

### ●負担上限月額

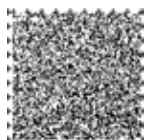
| 所得区分 | 要件                                                              |                                                                          | 負担上限月額                            |         |
|------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------|
|      |                                                                 |                                                                          | 福祉部分                              | 医療部分※1  |
| 生活保護 | 利用者が生活保護費を受給または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付金を受給している場合、もしくは受給する世帯の世帯員である場合 |                                                                          | 0円                                | 0円      |
| 低所得1 | 市民税<br>非課税世帯                                                    | 利用者（障がい児の場合は保護者）の年間収入が80万円以下の場合                                          |                                   | 15,000円 |
| 低所得2 |                                                                 | 利用者（障がい児の場合は保護者）の年間収入が80万円を超える場合                                         |                                   | 24,600円 |
| 一般1  | 市民税<br>課税世帯                                                     | 【障がい者（18歳以上）の場合】<br>世帯の市民税所得割額の合計が16万円未満（ただし、施設入所者は除く） ※2                | 9,300円                            | 40,200円 |
|      |                                                                 | 【障がい児（18歳未満）および<br>20歳未満の施設入所者の場合】<br>保護者の属する世帯の市民税所得割額の<br>合計が28万円未満 ※3 | 障がい児<br>4,600円<br>施設入所者<br>9,300円 |         |
| 一般2  |                                                                 | 「一般1」以外の市民税課税世帯                                                          | 37,200円                           |         |

＜※1＞療養介護の利用者に限り、福祉部分と医療部分の負担上限月額を定めています。

＜※2＞グループホーム・宿泊型自立訓練は該当しません。

＜※3＞施設入所者には、施設入所支援の利用者および療養介護の利用者が該当します。

なお、年齢については、支給決定期間の開始日を基点とし判断します。





## （指定障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設にかかる情報について）

障がい福祉サービス事業所・障がい者支援施設にかかる情報については、本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業者所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当者へご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

また、障がい福祉サービス等を行う事業者は、情報公表制度に基づいて、事業所の基本情報や運営状況、サービスの提供体制などについての情報を公表することとなっています。独立行政法人 福祉医療機構が提供するWAMNET（下記URL）で検索・閲覧できますので、サービスを利用する際のご参考にご活用ください。

WAMNET 障害福祉サービス等情報検索サイト

（URL：<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>）

## 【高額障がい福祉サービス等給付費】身 知 精 難

障がい福祉サービス等にかかる利用者負担の軽減措置の一つとして、同一世帯に障がい福祉サービス等を利用する方が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、世帯における利用者負担額のうち基準額を超える負担分について、償還払い方式により支給します。

負担軽減措置を受けるには、申請が必要となりますので、大阪市医療助成費等償還事務センターへ申請書等を送付してください。

なお、障がい福祉サービス等を利用している方で、新たに高額障がい福祉サービス等給付費の支給対象となる可能性のある方には、年に2回、大阪市医療助成費等償還事務センターから申請書等をお送りし、申請の勧奨を行います。

※対象となるサービス等の費用

- ・障がい福祉サービスのうち介護給付費等に係る利用者負担額
- ・介護保険の利用者負担額（同一人が障がい福祉サービスを併給している場合に限る。）
- ・補装具給付費に係る利用者負担額（同一人が障がい福祉サービス等を併給している場合に限る。）
- ・障がい児通所給付費に係る利用者負担額
- ・障がい児入所給付費に係る利用者負担額

## 【高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減】身 知 精 難

65歳になるまでに5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス（※1）の支給決定を受けていた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障がい福祉サービスに相当（類似）する介護保険サービス（※2）の利用者負担相当額を、償還払い方式により支給します。

負担軽減措置を受けるには、申請が必要となりますので、大阪市医療助成費等償還事務センターへ申請書等を送付してください。

なお、障がい福祉サービスを利用している方で65歳を迎えて新たに高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減の対象となる可能性のある方には、65歳を迎えた翌月に、大阪市医療助成費等償還事務センターから申請書等をお送りし、申請の勧奨を行います。

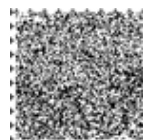
### ●対象となる方の要件

次の要件のいずれにも該当する方。

- ・65歳に達する日前5年間引き続き介護保険サービスに相当する障がい福祉サービス（※1）に係る支給決定を受けていたこと。
- ・障がい福祉サービス利用者及びその配偶者が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの間にあっては前年度）において市民税非課税世帯又は生活保護世帯に該当すること。（申請時においても市民税非課税世帯又は生活保護世帯に該当すること。）
- ・65歳に達する日の前日において障がい支援区分2以上であること。
- ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

※1 介護保険サービスに相当する障がい福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所をいいます。

※2 障がい福祉サービスに相当（類似）する介護保険サービスとは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護



## 【補装具費の給付】 身 難

身体障がい者手帳の交付を受けた方や難病等を有する方の仕事や日常生活を容易にするために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入（修理・借受け）にかかる費用を支給します。

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

- 手 続 き：1. 補装具の購入（修理・借受け）を希望する方は、上記の窓口で費用支給の申請を行います。
2. 申請を受けた保健福祉センターは、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター等の意見をもとに補装具費の支給決定を行います。
3. 支給決定を受けた方は、代理受領登録補装具事業者と補装具の購入（修理・借受け）の契約を結び、補装具の購入（修理・借受け）のサービスを受けていただきます。
4. 補装具事業者から補装具の購入（修理・借受け）を受けたら、購入（修理・借受け）費用のうち利用者負担額を補装具事業者に支払っていただきます。
5. 補装具の購入（修理・借受け）費用から利用者負担額を差し引いた額は、保健福祉センターから補装具事業者を支払います。
- ※借受けの対象となる補装具は、①義肢・装具・座位保持装具の完成用部品、②歩行器、③座位保持椅子、④重度障がい者用意思伝達装具（本体のみ）です。

利用者負担額：定率 1 割

※所得等に応じた負担上限月額が設定されています。（①の方は、利用者負担額減額・免除申請書等が必要です）

※18 歳以上の方の補装具について、一定所得以上の世帯は、支給対象外となります。

|   | 所得区分                                       | 負担上限月額   |
|---|--------------------------------------------|----------|
| ① | 生活保護世帯・市民税非課税世帯                            | 0 円      |
| ② | 市民税課税世帯で、③以外の方                             | 37,200 円 |
| ③ | 同一世帯の最多納税者の市民税所得割額が、46 万円以上の方（18 歳以上の方のみ※） | 支給対象外    |

申請に必要なもの：

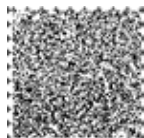
- 補装具事業者の見積書
- 18 歳未満の方は、指定自立支援医療機関（育成医療）等の意見書
- 18 歳以上の方は、医師の意見書や心身障がい者リハビリテーションセンターの判定書（不要な場合もあります）

| 障がいの種別         | 補装具の種類                               |
|----------------|--------------------------------------|
| 視覚障がい          | 視覚障がい者安全つえ・義眼・眼鏡                     |
| 聴覚障がい          | 補聴器・人工内耳（音声信号処理装置の修理のみ）              |
| 肢体不自由          | 義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ |
| 18 歳未満のみ       | 座位保持いす・起立保持装置・頭部保持具・排便補助具            |
| 呼吸器または心臓機能障がい  | 車いす・電動車いす                            |
| 肢体不自由かつ言語機能障がい | 重度障がい者用意思伝達装置                        |

※介護保険の対象となる方は、補装具のうち、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえは介護保険と共通する品目であるため、介護保険から貸与を受けていただくことになります。

ただし、医師や心身障がい者リハビリテーションセンター等により障がい者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される場合には、補装具費として支給を受けることができます。なお、希望する補装具であっても、障がいの内容により支給対象外となる場合がありますので、詳細については窓口にご確認ください。

※難病等を有する方はその疾患が起因となり、各種目の要件を満たすことが認められる場合に支給します。





# 地域生活支援事業

## 【日常生活用具給付事業】 身 知 精 難

日常生活の便宜を図るため、必要なものが次のとおり給付されます。

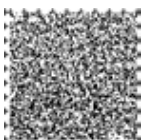
(※ご注意点：必ず事前申請が必要です)

窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当(所在地:裏表紙)  
費 用 : 世帯の所得に応じて費用を負担(39 ページ参照)  
備 考 : それぞれの品目には給付限度額が設けられています

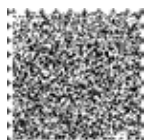
### 日常生活用具の給付の基準

| 品目名           | 障がい者手帳等の区分         | 等級等                                   | その他制限等                         |
|---------------|--------------------|---------------------------------------|--------------------------------|
| 介護・訓練支援用具(給付) | 特殊寝台               | 下肢または体幹機能障がい                          | 2 級以上                          |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、下肢または体幹機能障がいのある者  | 学齢児以上                          |
|               | 特殊マット              | 下肢または体幹機能障がい                          | 1 級                            |
|               |                    | 知的障がい                                 | A(重度)                          |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、寝たきりの状態にある者       | 3 歳以上                          |
|               | 特殊尿器               | 下肢または体幹機能障がい                          | 1 級                            |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、自力で排尿できない者        | 学齢児以上で常時介護を要する方                |
|               | 入浴担架               | 下肢または体幹機能障がい                          | 2 級以上                          |
|               | 体位変換器              | 下肢または体幹機能障がい                          | 2 級以上                          |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、寝たきりの状態にある者       | 学齢児以上で、下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する方 |
| 自立生活支援用具(給付)  | 移動用リフト             | 下肢または体幹機能障がい                          | 2 級以上                          |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、下肢または体幹機能に障がいのある者 | 3 歳以上                          |
|               | 訓練いす               | 下肢または体幹機能障がい                          | 2 級以上                          |
|               | 褥瘡予防マット            | 下肢または体幹機能障がい                          | 1 級                            |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、下肢または体幹機能に障がいのある者 | 学齢児以上で日常生活動作において全面的に介護を要する方    |
|               | 入浴補助用具             | 下肢または体幹機能障がい                          | 1～7 級                          |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、入浴に介助を要する者        | 3 歳以上で入浴に介助を要する方               |
|               | 便器<br>(手すり付き便器を含む) | 下肢または体幹機能障がい                          | 2 級以上                          |
|               |                    | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、常時介護を要する者         | 学齢児以上                          |
|               | つえ                 | 下肢または体幹機能障がい                          | 4 級以上                          |

5 自立支援事業

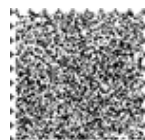


| 品目名          |                       | 障がい者手帳等の区分                                              | 等級等   | その他制限等                                                                         |
|--------------|-----------------------|---------------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 自立生活支援用具（給付） | 移動・移乗支援用具<br>（歩行支援用具） | 平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい                                    | 1～7 級 | 3 歳以上で家庭内の移動等において介助を必要とする方<br><br>視覚障がいの場合は、手すり及び段差解消のみ                        |
|              |                       | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、下肢が不自由な者                            |       |                                                                                |
|              |                       | 視覚障がい                                                   | 2 級以上 |                                                                                |
|              | 頭部保護帽                 | 平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい                                    | 1～7 級 | 身体の障がい等により頻繁に転倒する方<br><br>てんかんの発作等により頻繁に転倒する方                                  |
|              |                       | 知的障がい                                                   | A（重度） |                                                                                |
|              |                       | 精神障がい                                                   | 1～3 級 |                                                                                |
|              | 特殊便器                  | 上肢機能障がい                                                 | 2 級以上 | 学齢児以上<br><br>学齢児以上で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方                                       |
|              |                       | 知的障がい                                                   | A（重度） |                                                                                |
|              |                       | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、両上肢機能障がいのある者                        |       |                                                                                |
|              | 火災警報器（連動型）            | 聴覚障がい<br>または音声・言語機能障がい                                  | 3 級以上 | 所得税非課税世帯で、障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯<br>ただし、集合住宅で非常ベル・非常放送設備のある住宅は除く                 |
|              |                       | 身体障がい                                                   | 2 級以上 |                                                                                |
|              | 火災警報器（一般）             | 身体障がい                                                   | 2 級以上 | 火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯<br>ただし、集合住宅で非常ベル・非常放送設備のある住宅は除く        |
|              |                       | 知的障がい                                                   | A（重度） |                                                                                |
|              | 自動消火器                 | 身体障がい                                                   | 2 級以上 | 火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯                                        |
|              |                       | 知的障がい                                                   | A（重度） |                                                                                |
|              |                       | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯 |       |                                                                                |
|              | 電磁調理器                 | 視覚障がい                                                   | 2 級以上 | 視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、現に所有していないとき<br><br>知的障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯で、現に所有していないとき |
|              |                       | 知的障がい                                                   | A（重度） |                                                                                |
|              | 歩行時間延長信号機用<br>小型送信機   | 視覚障がい                                                   | 2 級以上 | 学齢児以上                                                                          |
|              | 聴覚障がい者用<br>屋内信号装置     | 聴覚障がい                                                   | 2 級   | 聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯                                                         |
|              | 車いす用レインコート            | 身体障がい                                                   | 1～7 級 | 車いすの使用を必要とする方                                                                  |
|              | 視覚障がい者用音声式<br>スケール    | 視覚障がい                                                   | 2 級以上 | 学齢児以上                                                                          |
|              | イヤーマフ・デジタル<br>耳栓      | 知的障がいまたは精神障がい                                           |       | 聴覚過敏の方                                                                         |



| 品目名             |                          | 障がい者手帳等の区分                        | 等級等   | その他制限等                                            |
|-----------------|--------------------------|-----------------------------------|-------|---------------------------------------------------|
| 在宅療養等支援用具（給付）   | 透析液加温器                   | じん臓機能障がい                          | 3 級以上 | 3 歳以上で自己連続携行式腹膜灌流式（CAPD）により透析療法を行う方               |
|                 | ネブライザー（吸入器）              | 呼吸器機能障がい                          | 3 級以上 | 呼吸器機能障がい3 級以上または同程度の身体障がい者であって、必要と認められる学齢児以上の方    |
|                 | 電気式たん吸引器                 | 難病等を有する方でその疾患が起因となり、呼吸器機能に障がいのある者 |       |                                                   |
|                 | 視覚障がい者用体温計（音声式）          | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 学齢児以上の方                                           |
|                 | 視覚障がい者用血圧計（音声式）          | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 18 歳以上であって視覚障がい者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯                 |
|                 | 視覚障がい者用体重計               | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯                            |
|                 | パルスオキシメーター               | 心臓機能障がいまたは呼吸器機能障がい                | 3 級以上 | 医療保険における在宅酸素療法を行なう方または人工呼吸器を装着している方               |
| 情報・意思疎通支援用具（給付） | 携帯用会話補助装置                | 音声・言語機能障がい                        | 4 級以上 |                                                   |
|                 |                          | 肢体不自由                             | 1～7 級 | 発声・発語に著しい障がいがある方                                  |
|                 | 情報通信支援用具                 | 視覚障がい または 上肢機能障がい                 | 2 級以上 | 学齢児以上。パーソナルコンピューターを使用するにあたり必要となる周辺機器やアプリケーションソフト  |
|                 | 点字ディスプレイ                 | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 18 歳以上の視覚障がい2 級以上の身体障がい者であって必要とする方                |
|                 | 点字器（携帯用）                 | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用するもの                   |
|                 | 点字器（標準型）                 |                                   |       | 点字板と定規と点筆を組み合わせて使用するもの                            |
|                 | 点字タイプライター                | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 学齢児以上で、就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方                  |
|                 | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー（再生専用機） | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 学齢児以上。DAISY 方式による再生が可能な製品                         |
|                 | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音再生機） |                                   |       | 学齢児以上。DAISY 方式による録音・再生が可能な製品                      |
|                 | 視覚障がい者用活字文書読上げ装置         | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 学齢児以上                                             |
|                 | 視覚障がい者用拡大読書器             | 視覚障がい                             | 1～6 級 | 学齢児以上で、本装置により文字を読むことまたは聞くことが可能になる方                |
|                 | 視覚障がい者用時計（音声式）           | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 18 歳以上で、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な方             |
|                 | 視覚障がい者用時計（触読式）           | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 18 歳以上で、本人が現に所有していないとき                            |
|                 | 視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ     | 視覚障がい                             | 2 級以上 | 学齢児以上                                             |
|                 | 聴覚障がい者用通信装置              | 聴覚障がい または 音声・言語機能障がい              | 2～6 級 | 学齢児以上（ファックスなど）。本装置がコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 |
|                 | 聴覚障がい者用情報受信装置            | 聴覚障がい                             | 2～6 級 | 本装置によりテレビの視聴が可能になる方                               |

5 自立支援事業



| 品目名             |                  | 障がい者手帳等の区分                                        | 等級等                  | その他制限等                                                                                                          |
|-----------------|------------------|---------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 情報・意思疎通支援用具（給付） | 人工喉頭（電動式）        | 音声・言語機能障がい                                        | 3～4 級                | 本装置がコミュニケーションの手段として必要と認められる方                                                                                    |
|                 | 人工喉頭笛式（気管カニューレ付） |                                                   |                      |                                                                                                                 |
|                 | 人工喉頭（埋込型人工鼻）     |                                                   |                      |                                                                                                                 |
|                 | ICタグレコーダー        | 視覚障がい                                             | 2 級以上                | 18 歳以上で単身世帯もしくは世帯全員が視覚障がい 2 級以上もしくはこれに準ずる世帯                                                                     |
|                 | 電話（緊急通報システム用）    | 身体障がい                                             | 2 級以上                | 所得税非課税世帯で外出困難な身体障がい者もしくは聴覚障がい者であること。ただし、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要であり、緊急通報システムを同時に申請される方に限る。（障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯） |
|                 |                  | 聴覚障がい、または音声・言語機能障がい                               | 3 級以上                |                                                                                                                 |
|                 | 人工内耳専用電池（空気電池）   | 聴覚障がい                                             | 2～6 級                | 現に人工内耳を装用している方                                                                                                  |
|                 | 人工内耳専用電池（充電式電池）  |                                                   |                      |                                                                                                                 |
|                 | 人工内耳専用充電器        |                                                   |                      |                                                                                                                 |
| 排泄管理支援用具（給付）    | ストマ用装具 蓄便袋       | 直腸機能障がい<br>小腸機能障がい                                | 4 級以上                | ストマ造設術を行っている方                                                                                                   |
|                 | ストマ用装具 蓄尿袋       | ぼうこう機能障がい<br>小腸機能障がい                              | 4 級以上                | ストマ造設術を行っている方                                                                                                   |
|                 | 紙おむつ             | ぼうこう・直腸機能障がい                                      | 4 級以上                | 3 歳以上で、ストマ用装具を装着できないか、先天性疾患に起因する高度の排尿機能障がいまたは高度の排便機能障がいがある方                                                     |
|                 |                  | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障がい                      | 1～7 級                | 3 歳以上で、脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な方                                                                          |
|                 |                  | 下肢機能障がいまたは体幹機能障がい、かつ知的障がいまたは音声・言語機能障がいまたは呼吸器機能障がい | 下肢機能または体幹機能障がい 2 級以上 | 3 歳以上で、知的障がい、または音声・言語機能障がい、または呼吸器機能障がいがあり、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方                                                    |
|                 |                  | 下肢機能障がいまたは体幹機能障がい、かつ、難病等を有する方                     | 下肢機能または体幹機能障がい       | 3 歳以上で、難病等を有する方でその疾病が原因となり、排尿もしくは排便の意思表示が困難な方                                                                   |
|                 | サラシ、ガーゼ、脱脂綿      | ぼうこう・直腸機能障がい                                      | 4 級以上                | ストマ用装具を装着できないか、先天性疾患に起因する高度の排尿機能障がいまたは排便機能障がいがある方                                                               |
|                 |                  | 運動機能障がい                                           | 1～7 級                | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、排尿または排便の意思表示が困難な方                                                                     |
|                 | 洗腸用具             | 直腸機能障がい                                           | 4 級以上                | ストマ用装具を装着できないか、先天性疾患に起因する高度の排尿機能障がいまたは排便機能障がいがある方                                                               |
|                 |                  | 運動機能障がい                                           | 1～7 級                | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい、排尿または排便の意思表示が困難な方                                                                     |
|                 | 収尿器              | 肢体不自由                                             | 1～7 級                | 本器により排尿が容易となる方                                                                                                  |

（注）生活保護の生活扶助を受給されている世帯等には、中国残留邦人への支援給付の生活保護給付を受給されている世帯を含みます。

※乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の四肢・下肢または体幹機能障がいに準じて取り扱います。

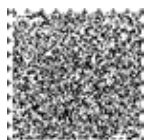
※日常生活用具のうち、特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具および便器は、介護保険の福祉用具と共通する品目なので、介護保険の対象の方は、介護保険からの貸与や購入費の支給を受けていただくことになります。

※介護保険の対象となっていない品目（視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置、ネブライザー、頭部保護帽など）については、引き続き、障がい者の日常生活用具給付等事業から給付等を受けることができます。

※「ぼうこう・直腸機能障がい」以外の方で、初めて紙おむつの給付申請をされる方及び継続して紙おむつの給付を申請される方で 18 歳に達した方は医師意見書が必要となります。

※大阪市介護用品支給事業など他の制度で紙おむつの給付対象となる場合は、本事業の給付対象外となる場合があります。

※介護・訓練支援用具において、「特殊マット」と「褥瘡予防マット」は、併給することができません。





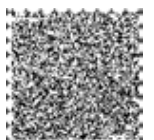
日常生活用具の給付にかかる自己負担額表

| 世帯階層区分 |               |                              | 自己負担額    |
|--------|---------------|------------------------------|----------|
| A      | 生活保護法による被保護世帯 |                              | 0 円      |
| B      | 市民税非課税世帯      |                              | 0 円      |
| C1     | 所得税<br>非課税世帯  | 市民税均等割課税世帯                   | 1,120 円  |
| C2     |               | 市民税所得割課税世帯                   | 1,450 円  |
| D1     | 所得税課税世帯       | 前年度所得税 2,400 円 以下            | 1,720 円  |
| D2     |               | // 2,401 円 ～ 4,800 円         | 1,900 円  |
| D3     |               | // 4,801 円 ～ 8,400 円         | 2,120 円  |
| D4     |               | // 8,401 円 ～ 12,000 円        | 2,350 円  |
| D5     |               | // 12,001 円 ～ 16,200 円       | 2,750 円  |
| D6     |               | // 16,201 円 ～ 21,000 円       | 3,120 円  |
| D7     |               | // 21,001 円 ～ 46,200 円       | 4,050 円  |
| D8     |               | // 46,201 円 ～ 60,000 円       | 4,670 円  |
| D9     |               | // 60,001 円 ～ 78,000 円       | 5,770 円  |
| D10    |               | // 78,001 円 ～ 100,500 円      | 6,870 円  |
| D11    |               | // 100,501 円 ～ 190,000 円     | 8,920 円  |
| D12    |               | // 190,001 円 ～ 299,500 円     | 11,000 円 |
| D13    |               | // 299,501 円 ～ 831,900 円     | 26,150 円 |
| D14    |               | // 831,901 円 ～ 1,467,000 円   | 40,350 円 |
| D15    |               | // 1,467,001 円 ～ 1,632,000 円 | 42,500 円 |
| D16    |               | // 1,632,001 円 ～ 2,303,000 円 | 51,450 円 |
| D17    |               | // 2,303,001 円 ～ 3,117,000 円 | 61,250 円 |
| D18    |               | // 3,117,001 円 ～ 4,173,000 円 | 71,900 円 |
| D19    |               | // 4,173,001 円 以上            | 全額       |

5 自立  
支援  
事業

※ ストマ用装具（紙おむつを含む）について、1 ヶ月分の給付決定を行う際の自己負担額については、上記自己負担額の2分の1とする。（10 円未満の端数は切り捨て）

| その他の事業   | 対象となる方                        | 費用等                   | 内容                                                             |
|----------|-------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------|
| 点字図書の給付  | 視覚障がい者で、主として点字により情報の入手を行っている方 | 当該図書の一般図書購入価格相当額を自己負担 | 点字図書出版施設で取り扱っている点字図書の点字制作費相当額を補助します。                           |
| 緊急通報システム | 18 歳以上の外出困難な重度身体障がい者または難聴者    | 所得税課税世帯は、月額使用料を自己負担   | 急病、災害等の緊急時の通報手段として、緊急通報装置を貸与します。                               |
| 盲人用具の販売  | 視覚障がい者                        | 実費を自己負担               | 視覚障がい者の方に特に配慮された各種の用具を実費販売しています。<br>（一財）大阪市身体障害者団体協議会（115 ページ） |



## 【移動支援】

### ① 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出

外出の支援が必要と認められる方（重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援の受給者は除く）に対して、移動支援サービスの提供により、障がい者の自立の促進および生活の質の向上等を図ります。

**対象者：**知的障がい者・児、精神障がい者・児

重度の盲ろう者・児、全身性障がい者・児

**内 容：**屋外での移動が困難な障がい者に対して、外出の際の移動を支援します。

**費 用：**原則として 1 割の定率負担

（負担上限月額）

・生活保護世帯・市民税非課税世帯 …… 無料

・市民税課税世帯 …… 3,000 円

**窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

### ② 大学修学支援

大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校の修学における外出の支援を要する方に対して、大学等が修学にかかる支援体制を構築できるまでの間において、移動支援サービスの提供により、障がい者の社会参加の促進を図ります。

**対象者：**重度訪問介護を利用している、または重度訪問介護の利用の対象になる重度の障がい者・児

**内 容：**大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等（※排せつ介助及び食事介助等のほか、修学時間中のコミュニケーション支援及び板書等の代行等、または移動の支援）を提供します。

**費 用：**原則として 1 割の定率負担（※①の決定を受けている方は費用を合算。）

（負担上限月額）

・生活保護世帯・市民税非課税世帯 …… 無料

・市民税課税世帯 …… 3,000 円

**窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

## 【日中一時支援事業】

障がい者の方々の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

**対象者：**身体障がい者・児、知的障がい者・児、精神障がい者・児 難病等を有する方

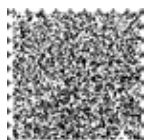
**内 容：**日中における活動の場を提供します。

**費 用：**原則として 1 割の定率負担（実費相当負担有り）

生活保護受給者及び市民税非課税の利用者は無料

生活保護受給者、市民税非課税の利用者が食事あるいは送迎サービスを受けた場合負担軽減有り

**窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）



## 【訪問入浴サービス事業】

介助者の介助による入浴や事業所への通所による入浴が困難な重度の身体障がい者に対して、移動入浴車により居宅において入浴サービスを提供します。

**対象者：**おおむね 18 歳以上 65 歳未満の在宅の身体障がい者手帳の 1・2 級を所持している方で、介助者・住居の状況から入浴が困難な方

**内 容：**移動入浴車で訪問し、浴槽を居宅に搬入して入浴サービスを行います。  
(年間 105 回、月 10 回まで)

**費 用：**生活保護世帯 …無料

市民税非課税者…無料

所得税非課税者…100 円/回

所得税課税者 …400 円/回

利用者とその扶養義務者（配偶者および子、20 歳未満の場合は親）それぞれに費用負担が必要です。

**窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

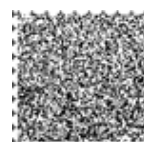
5 自立支援事業

## 【コミュニケーション支援事業】

聴覚、言語機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある障がい者の方々に、手話通訳者等を派遣すること等により、意思疎通の円滑化を図ります。

| 種別           | 対象                                                     | 内容                                                | 費用 | 窓口                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----|-----------------------------------------|
| 手話通訳者派遣      | 聴覚障がい<br>言語障がい<br>音声機能障がい                              | 対象者に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通の支援を行う                 | 無料 | (一財)<br>大阪市身体障害者団体協議会<br>問い合わせ先：115 ページ |
| 要約筆記者派遣      | 聴覚障がい                                                  |                                                   |    |                                         |
| 盲ろう者通訳・介助者派遣 | 視覚と聴覚の重複障がいがあり、身体障がい者手帳の等級が 1 級又は 2 級の方<br>(原則 18 歳以上) | 盲ろう者通訳・介助者を派遣し、コミュニケーション及び移動の支援を行う<br>(大阪府と共同で実施) |    | (社福)<br>大阪障害者自立支援協会<br>問い合わせ先：115 ページ   |
| 聴言障がい者生活支援事業 | 聴覚障がい<br>言語障がい<br>音声機能障がい                              | 生活上の困りごとに関する相談・支援を行う                              |    | (一財)<br>大阪市身体障害者団体協議会<br>問い合わせ先：115 ページ |

ほかにも、区役所等の窓口での手話対応のために、各区役所等に設置したタブレット端末を使い、遠隔での手話通訳が利用できます。



## 【重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業】身 知 精 難

意思疎通が困難な重度の障がい者・児に対し、入院時にヘルパーを派遣し、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ります。

**対象者：**以下のいずれにも該当する方で、本事業による支援がなければ病院スタッフとの意思疎通が困難である方

- ・居宅介護、又は重度障がい者等包括支援による居宅介護の利用者
- ・単身生活者またはこれに準ずる世帯に属する方
- ・障がい支援区分認定調査項目のコミュニケーションの項目が「日常生活に支障がない」以外の方

※なお、重度訪問介護の利用者については、重度訪問介護事業において本事業と同様の支援を受けることができます。

**内 容：**入院時における病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図る支援  
(診療報酬の対象となるサービスは除く)

**費 用：**原則として1割の定率負担  
(32ページの「●負担上限月額」参照)

**窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当(所在地：裏表紙)

## 【重度障がい者等就業支援事業】身 知 精 難

雇用施策と福祉施策が連携し、重度障がい者等の日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力がありながら働くことのできない者に対する就労機会を拡大し、障がい者の社会参加を促進することを目的とします。

**対 象 者：**重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者(大阪市から支給決定を受けている方)、または支給決定に係る要件を満たす方で①・②のいずれかに該当する方。

- ①民間企業に雇用される方であって1週間の所定労働時間が10時間以上の方。※1
  - ②自営業者等であって、当該事業に従事することにより対象者の所得の向上が見込まれると市長が認めた方で、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の方。
- ＜※1＞被雇用者の方は、事前に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(J E E D)との協議及び助成金の申請が必要です。

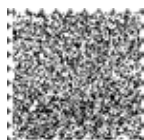
**内 容：**就業中、就業に伴う移動中または休憩時間中の日常生活に係る介助に係る費用を補助します。

**利用者負担：**原則1割(上限 3,000 円)ご負担いただきます。ただし、非課税の方は免除となります。

**そ の 他：**就業支援は、指定重度訪問介護事業所等(※)に属する従業者が行う就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助であり、支援を提供する指定重度訪問介護事業所等は、ご自身で確保、契約していただく必要があります。

(※)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。)第2の1の注 1 に定める指定重度訪問介護事業所、共生型重度訪問介護事業所、基準該当重度訪問介護事業所 及び同報酬告示第3 の1の注 1 に定める指定同行援護事業所、基準該当同行援護事業所並びに同報酬告示第4の1の注 1 に定める指定行動援護事業所、基準該当行動援護事業所をいう。

**窓 口：**福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：6208-8015





## 【地域活動支援センター事業】身 知 精 難

障がい者の方々が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うことで、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

| 種別                       |                                    | 対象者                                                | 費用 | 窓口        |
|--------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------|----|-----------|
| 地域活動支援センター<br>(生活支援型)    | (旧) 精神障がい者<br>地域生活支援センター           | 身体障がい者 (児)<br>知的障がい者 (児)<br>精神障がい者 (児)<br>難病等を有する方 | 無料 | 10 ページ    |
| 地域活動支援センター<br>(活動支援 A 型) | (旧)<br>障がい者小規模作業所<br>障がい者小規模通所授産施設 |                                                    |    | 43～44 ページ |
| 地域活動支援センター<br>(活動支援 B 型) | (旧)<br>身体・知的デイサービス事業所              |                                                    |    | 45 ページ    |

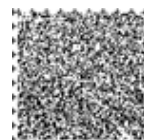
※活動支援 A 型は 15 歳以上、活動支援 B 型は 18 歳以上の方が対象です。

5  
事 自  
立 立  
支 支  
業 業  
援 援

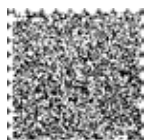
### ○地域活動支援センター（活動支援 A 型）

障がいのある方に対して、通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、機能訓練、社会適応訓練および入浴等のサービスを実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。

| 事業所名称                       | 郵便番号     | 所在地                               | 電話        | ファックス     |
|-----------------------------|----------|-----------------------------------|-----------|-----------|
| K I T A工房                   | 530-0022 | 北区浪花町 2-7<br>ヴィラ天満 1F             | 6375-1880 | 6375-1892 |
| 地域活動支援センター<br>働楽            | 554-0013 | 此花区梅香 2-15-5                      | 6460-3126 | 6460-3126 |
| ふれあい作業所                     | 550-0002 | 西区江戸堀 1-25-35<br>近商ビル 2 階         | 6444-0133 | 6444-0133 |
| 港ひかり作業所<br>(ふれあい作業所の従たる事業所) | 552-0014 | 港区八幡屋 3-7-4                       | 6571-2200 | 6571-2590 |
| スマイル西ひかり                    | 550-0005 | 西区西本町 2-5-19<br>東洋建物西本町ビル 205・206 | 6541-0694 | 6541-0694 |
| 障害者作業所ひまわり                  | 551-0002 | 大正区三軒家東 6-19-7                    | 6555-4614 | 6555-4614 |
| 地域包括支援センター<br>大阪マック         | 556-0006 | 浪速区日本橋東 1-3-5                     | 6648-1717 | 6648-1300 |
| ワークステーション<br>チャレンジ          | 556-0014 | 浪速区大国 3-9-16                      | 6563-3113 | 7657-9179 |
| 地域活動支援センター<br>つくし共同作業所      | 555-0013 | 西淀川区千舟 3-9-31                     | 6474-2279 | 6474-2279 |
| 淀川リバー                       | 532-0023 | 淀川区十三東 4-2-9<br>高田店舗 1F           | 6308-0766 | 6308-0766 |
| とよさとはうす                     | 533-0013 | 東淀川区豊里 5-22-3                     | 6325-1523 | 6990-2710 |
| 地域活動支援センター<br>大阪DARC        | 533-0021 | 東淀川区下新庄 4-21<br>A-102・103         | 6323-8910 | 6323-8910 |



| 事業所名称                                 | 郵便番号     | 所在地                           | 電話        | ファックス     |
|---------------------------------------|----------|-------------------------------|-----------|-----------|
| 東淀川区福祉作業センター<br>つと                    | 533-0032 | 東淀川区淡路 4-31-7                 | 6327-5180 | 6327-5180 |
| 生野障害者福祉作業センター                         | 544-0002 | 生野区小路 3-19-22                 | 6758-2684 | 6758-2684 |
| 和作業所                                  | 535-0004 | 旭区生江 1-10-58                  | 6922-0505 | 6922-0505 |
| あゆみハウス                                | 535-0012 | 旭区千林 2-16-8-310               | 6953-7808 | 6953-7808 |
| STS GALLERY                           | 536-0007 | 城東区成育 3-5-19—1F               | 6930-5540 | 6930-5540 |
| FOREVER～いつまでも～                        | 537-0013 | 東成区大今里南 2-7-17                | 6975-7066 | 6975-7088 |
| みどり作業所                                | 538-0052 | 鶴見区横堤 4-24-8                  | 6914-2799 | 6914-2799 |
| 茶来                                    | 545-0021 | 阿倍野区阪南町 4-8-3<br>1F           | 6628-7713 | 6628-7713 |
| さくら                                   | 559-0006 | 住之江区浜口西 2-4-14                | 4701-0039 | 4701-0038 |
| 特定非営利活動法人<br>さわやか作業所                  | 559-0016 | 住之江区西加賀屋 3-16-14              | 6681-3012 | 6681-3012 |
| 地域活動支援センター<br>大阪ハンディキャップセンター<br>T・ハウス | 558-0051 | 住吉区東粉浜 3-24-8<br>ビーズコート東粉浜 1F | 6673-0578 | 6673-0578 |
| 住吉野菊の会作業所                             | 558-0055 | 住吉区万代 5-18-3                  | 6672-0906 | 6672-0904 |
| ハートネット                                | 547-0016 | 平野区長吉長原 2-12-5 1F             | 6707-3232 | 6707-3233 |
| 福祉まどか作業所                              | 547-0027 | 平野区喜連 2-4-28                  | 6705-5387 | 6705-5387 |
| 地域活動支援センター<br>コムニタス工房                 | 547-0032 | 平野区流町 4-2-6                   | 6703-0584 | 6703-0364 |
| フレンド作業所                               | 547-0033 | 平野区平野西 5-9-2<br>グランドハイツ東側店舗   | 6760-5886 | 6760-6136 |
| 地域活動支援センター<br>オリーブ                    | 547-0044 | 平野区平野本町 4-14-20               | 6792-0092 | 6792-0092 |
| のぞみ作業所                                | 557-0004 | 西成区萩之茶屋 2-11-15               | 6647-6576 | 6647-6585 |
| 西成さつき会作業所                             | 557-0034 | 西成区松 2-1-5                    | 6652-6789 | 6652-6789 |



## ○地域活動支援センター（活動支援 B 型）

障がいのある方に対して、通所により、創作的活動の機会を提供し、社会との交流の促進、日常生活に必要な便宜の供与等を実施することにより、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域生活を支援します。

| 事業所名称               | 郵便番号     | 所在地                        | 電話        | ファックス     |
|---------------------|----------|----------------------------|-----------|-----------|
| 大阪ろうあ会館             | 540-0004 | 中央区玉造 2-16-8<br>玉造井上ビル 4 階 | 6796-8306 | 6762-5879 |
| 地域活動支援センターポランチ      | 551-0001 | 大正区三軒家西 1-25-24            | 6554-2324 | 6554-2314 |
| 地域活動支援センター<br>すもクラブ | 532-0023 | 淀川区十三東 3-11-15             | 6305-3969 | 6305-3969 |
| 生江障害者会館光生園          | 535-0005 | 旭区赤川 4-1-30                | 6921-6603 | —         |

## その他の事業

### 【生活支援型食事サービス事業】身 知 精

ひとり暮らしの重度障がい者の方などを対象に、見守りを目的とした配食サービスを提供します。

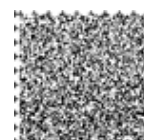
**対象者：**次の要件をいずれも満たしている障がい者で、食事の確保が困難であるとともに、配食による安否確認が必要な方

- ・身体障がい者手帳の 1・2 級、または療育手帳の A・B 1、または精神障がい者保健福祉手帳の 1・2 級を所持している方
- ・単身世帯、上記障がい者のみの世帯、上記障がい者と要支援・要介護者（要支援 1・2、要介護 1～5）で構成される世帯

**費用：**利用者負担額があります（配食業者によって異なります。）。

世帯全員の年間総所得の合計が 150 万円以下または市府民税非課税世帯であって、利用者負担額の支払いが困難な場合は、利用者負担額 1 食あたりのうち、400 円を超える部分について 150 円を上限に利用者負担の軽減を受けることができます。

**窓 口：**福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話：6208-7992



## 【重症心身障がい児者等医療型短期入所】

身 知 精 難

～医療的ケアが必要な重症心身障がい児者等の方々のためのショートステイ事業～

**対 象 者：**大阪市内に居住する障がい児者の方で、次のいずれにも該当する方。

- ・ お住まいの区保健福祉センターで障がい福祉サービスにおける短期入所の支給決定を受けており、医療型短期入所サービス費または医療型特定短期入所サービス費の算定対象である者。
- ・ 呼吸管理、吸引頻度、栄養摂取等に関する判定スコア※が 10 点以上の者。

(※) 判定スコアとは、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発 0305 第2号)の別添6の別紙 14「超重症児(者)・準超重症児(者)の判定基準」の2. 判定スコアを指し、実施機関で判定を行います。

**サービス内容：**次の医療機関において、対象者を受入れるための病床を確保し、対象者又はその保護者からの利用申込みに応じて、医療型短期入所サービスを提供します。

**実 施 機 関：**●淀川キリスト教病院

所在地：東淀川区柴島 1-7-50

電話：0120-364-489

●社会医療法人 大道会 ボバース記念病院

所在地：城東区東中浜 1-6-5

電話：6962-3131

●石井記念愛染園 附属愛染橋病院

所在地：浪速区日本橋 5-16-15

電話：6634-8901

●大阪市立総合医療センター

所在地：都島区都島本通 2-13-22

電話：6929-1221

●大阪急性期・総合医療センター

所在地：住吉区万代東 3-1-56

電話：6692-1201

●社会医療法人 愛仁会 千船病院

所在地：西淀川区福町 3-2-39

電話：6471-9541

**ご利用方法：**利用にあたっては、事前にお住まいの区の保健福祉センターで障がい福祉サービスにおける短期入所の支給決定を受けていただく必要があります。

また、利用に応じて一定の費用負担が必要となりますが、負担上限月額や軽減措置が設けられています。(食費等は実費負担)

**申し込み先：**利用の際は、直接実施機関へのお申し込みとなります。

事前登録などの申込方法については、各実施機関へお問い合わせ下さい。

《別途、医療的ケアに対応できる短期入所施設》

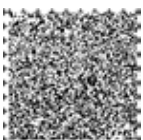
●大阪発達総合療育センター フェニックス

所在地：東住吉区山坂 5-11-21

電話：6699-8731

※詳しくは、本市ホームページでもご確認いただけます。

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000213833.html>





## 【重症心身障がい児者医療コーディネート事業】

かかりつけ医で対応ができない場合や急病等になった場合、専任の医療コーディネーターが症状に合わせて連携医療機関等への受入調整を行うほか、必要に応じて応急的処置等を行います。

また、高度専門病院の主治医以外にかかりつけ医を持たない方については、できる限り、お近くのかかりつけ医をお持ちいただけるよう相談や受入調整を行います。

医師及び看護師が医療コーディネーターとなり、あらかじめ登録いただいた利用者の基礎疾患等の情報をもとに利用者と連携医療機関等をつなぐことで、スムーズな受入を図ります。

**対 象 者：**大阪市に住民登録があり、身体障がい者手帳 1 級又は 2 級に加え、療育手帳 A をお持ちの方

**委託先医療機関：**大阪発達総合療育センター  
**重症心身障がい児者医療コーディネート事業室**  
所在地：東住吉区山坂 5-11-21  
電 話：4967-4300

**対 応 時 間：**平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～14:00  
日曜日・祝日 9:00～16:00

**ご 利 用 方 法：**医療コーディネートを利用するためには、事前に障がいや病状等の情報を登録する必要があります。

**申 し 込 み 先：**「情報登録書」に記入していただく必要がありますので、下記までご連絡ください。

大阪市健康局健康推進部健康施策課  
電 話：6208-9940

5  
事 自  
立 立  
支 支  
援 援  
業 業

## その他大阪府事業

### 【補助犬の使用機会の提供】

大阪府障がい福祉室自立支援課では、身体障がい者の日常生活を支援する身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する相談に応じるとともに、身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行っています。

**窓 口：**大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課社会参加支援グループ  
電話：6944-9176 ファックス：6942-7215



## 障がい児給付

## 【障がい児相談支援給付】 身 知 精 難

障がい児通所支援の利用に関して、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することができるよう、障がい児の心身の状況や置かれている環境などの事情を踏まえて、通所サービスの利用計画（障がい児支援利用計画等）を作成し、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。

**対象となる方：**障がい児通所支援を利用するすべての障がい児

**対象サービス：**障がい児相談支援事業

**申 請 窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**利用手続き：**障がい児通所給付（障がい児通所支援）を参照

**費用負担：**無し

※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

## 【障がい児通所給付（障がい児通所支援）】 身 知 精 難

障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、障がい児の保護者等に対し、児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援にかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、お住まいの区の下記窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があり、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

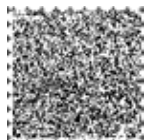
**対象となる方：**身体・知的・精神障がい児・難病を有する児童

**対象サービス：**4種類（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援）

**申 請 窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**利用手続き：**① 支給申請 → ② サービスの利用意向調査 → ③ 指定相談支援事業者による利用計画（案）の作成 → ④ 支給決定 → ⑤ 指定相談支援事業者による利用計画の作成 → ⑥ サービス利用 → ⑦ モニタリングの実施 の流れになります。

**費用負担：**一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合もあります。



※医療的ケアを必要とする障がい児が児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する場合、必要な医療的ケアや見守りの必要性等を主治医に判定してもらい、「医療的ケア判定スコア」を作成してもらう必要がある場合があります。詳しくは、本市ホームページをご参照ください。

URL： <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000621911.html>

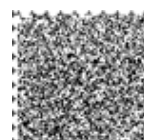
## ○障がい児通所給付

| 種別          | 対象者                                            | 内容                                                                                                                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援      | 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童、または難病を有する児童 | 障がい児に対する日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。<br>※上記のほか、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、中核的な療育支援施設のことを「児童発達支援センター」といいます。肢体不自由のある児童に対しては、治療をあわせて行うこともあります。 |
| 放課後等デイサービス  | 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）又は専修学校等に就学している障がい児      | 就学中の障がい児に対し、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進を行います。                                                                                                                                  |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等により外出が困難な障がい児                           | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のための支援を行います。                                                                                                                                     |
| 保育所等訪問支援    | 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児                       | 保育所等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。                                                                                                                                  |

※いずれも障がい者手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

(URL： <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>)



## 【障がい児入所給付（障がい児入所支援）】 身 知 精 難

障がいの重複化等を踏まえ、複数の障がいに対応できるよう、障がい児の保護者等に対し、福祉型・医療型障がい児入所支援にかかる給付を行います。

サービスを利用する場合には、こども相談センター（所在地：108 ページ）で相談していただいたうえで、お住まいの区で支給決定を受ける必要があり、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

**対象となる方：**身体・知的・精神障がい児・難病を有する児童

**対象サービス：**2種類（福祉型障がい児入所施設・医療型障がい児入所施設）

**窓 口：**各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**利用手続き：**① 支給申請 → ② サービスの利用意向調査・入所調整等 → ③ 支給決定 → ④ サービス利用 の流れになります。

**費用負担：**一定の負担（原則として1割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担）が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。また、利用施設が別途徴収する費用が発生する場合があります。

### ○障がい児入所給付

| 種別          | 対象者                                          | 内容                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 福祉型障がい児入所施設 | 身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は難病を有する児童 | 入所している障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行います。                                   |
| 医療型障がい児入所施設 |                                              | 入所している肢体不自由のある児童又は、知的障がいと肢体不自由が重複している児童に対し、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療を行います。 |

※いずれも障がい者手帳の有無は問わず、こども相談センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。

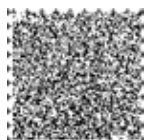
※本市ホームページに大阪市内の事業所リストを掲載しているほか、各区保健福祉センターにも大阪市内の事業所リストがありますので、サービス利用をご希望の場合は、ホームページまたは各区担当でご確認ください。

（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>）

### （利用者負担）

負担が重くならないように、負担上限月額の設定など所得や収入に応じたさまざまな負担軽減措置が設けられています。

負担軽減措置を受ける場合は申請が必要です。サービス利用の申請時にあわせて申請してください。





○障がい児給付にかかる負担上限月額

| 上限区分 | 説明                                          | 負担上限月額  |               |         |
|------|---------------------------------------------|---------|---------------|---------|
|      |                                             | 福祉部分    |               | 医療部分    |
|      |                                             | 通所      | 入所<br>(20歳未満) |         |
| 生活保護 | 生活保護世帯の場合                                   | 0円      | 0円            | 0円      |
| 低所得1 | 市民税非課税世帯であり、保護者（18歳以上の場合は本人）の収入が年額80万円以下の場合 | 0円      | 0円            | 15,000円 |
| 低所得2 | 市民税非課税世帯であり、低所得1に該当しない場合                    | 0円      | 0円            | 24,600円 |
| 一般   | 市民税課税世帯であり、所得割額が28万円未満である場合                 | 4,600円  | 9,300円        | 40,200円 |
|      | 市民税課税世帯であり、所得割額が28万円以上である場合                 | 37,200円 | 37,200円       |         |

＊負担上限月額の設定以外にも下記のほか、さまざまな負担軽減措置があります。詳しくは各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）へお問い合わせください。

【3歳から5歳までの発達支援の無償化】

お子さんが満3歳になって初めての4月1日から小学校に就学するまで、障がい児支援にかかる福祉部分の利用者負担は無償となります。無償化にかかる申請や手続きは不要です。

【多子軽減措置：世帯の市民税所得割合算額が77,101円以上の場合】

就学前のお子さんが複数おられるご家庭で、複数のお子さんが障がい児通所支援・保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を利用されており、2人目以降のお子さんが障がい児通所支援を利用している場合。

【多子軽減措置：世帯の市民税所得割合算額が77,100円以下の場合】

保護者と生計を同一にするお子さんが複数おられるご家庭で、2人目以降のお子さん（就学前）が障がい児通所支援を利用している場合。

【第2子軽減制度：障がい児のきょうだいが保育所等を利用し保育料等が発生している場合】

放課後等デイサービスまたは障がい児入所支援を利用している障がい児のきょうだいが保育所等を利用しており、かつ保育料が発生している場合。

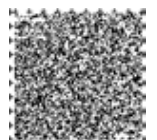
※申請の案内・手続きは、障がい児が利用する放課後等デイサービス事業所、障がい児入所施設で行います。

（障がい児支援事業所の情報公表制度）

障がい児相談支援・障がい児通所支援・障がい児入所支援を行う事業者は、情報公表制度に基づいて、事業所の基本情報や運営状況、サービスの提供体制などについての情報を公表することとなっています。独立行政法人 福祉医療機構が提供するWAM NET（下記URL）で検索・閲覧できますので、サービスを利用する際のご参考にご活用ください。

WAM NET 障害福祉サービス等情報検索サイト

URL：<https://www.wam.go.jp/sfkhoyoout/COPO00100E0000.do>



## 【高額障がい児（通所・入所）給付費】

身 知 精 難

障がい児（通所・入所）支援等にかかる利用者負担の軽減措置の一つとして、同一世帯に障がい児（通所・入所）支援等を利用する方が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、世帯における利用者負担額のうち基準額を超える負担分について、償還払い方式により支給します。

負担軽減措置を受けるには、申請が必要となりますので、大阪市医療助成費等償還事務センターへ申請書等を送付してください。

なお、障がい児（通所・入所）支援を利用している方で、新たに高額障がい児（通所・入所）給付費の支給対象となる可能性のある方には、年に2回、大阪市医療助成費等償還事務センターから申請書等をお送りし、申請の勧奨を行います。

※対象となるサービス等の費用

- ・障がい福祉サービスのうち介護給付費等に係る利用者負担額
- ・介護保険の利用者負担額（同一人が障がい福祉サービスを併給している場合に限る。）
- ・補装具給付費に係る利用者負担額（同一人が障がい福祉サービス等を併給している場合に限る。）
- ・障がい児通所給付費に係る利用者負担額
- ・障がい児入所給付費に係る利用者負担額

## その他の事業

### 【児童発達支援利用者負担給付事業】

身 知 精 難

令和6年9月から、0～2歳児の第2子以降の児童発達支援事業の利用者負担額を無償化するため、「児童発達支援等利用者負担給付金」を給付する事業を実施しています。

**対象となる方**：大阪市にお住まいで、2人目以降のお子様が0～2歳（※）であって児童発達支援を利用しており、児童発達支援事業者への利用者負担が発生する方（市民税課税世帯の方）

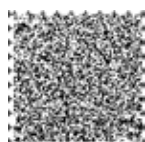
※ここでの0～2歳とは、当該年度に出生したもしくは年度の初日の前日に2歳に到達している場合を言い、令和6年度の対象者は、2人目以降のお子様が令和3年4月2日以降に生まれた方となります。

※この事業は、令和6年9月以降のサービス利用分が対象となります。

**事業内容**：原則として、保護者の方から各事業者に対して、給付金の請求及び受領を委任していただくことにより、事業者に対して給付金をお支払いします。給付金の支給を受けるためには、原則としてサービス利用月の前月末日までに保護者の方から大阪市に申請いただく必要があります。

**申請窓口**：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地 裏表紙）

**必要書類**：児童発達支援等利用者負担給付金支給申請書



## 【難聴児補聴器給付事業】

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に、補聴器購入費又は修理費の一部を支給します。

**対象者**：次の項目すべてにあてはまる方

- ・大阪市内に在住する 18 歳未満の難聴の方
- ・両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満の方

**対象となる**：高度難聴用耳かけ型補聴器

**補聴器の基準** ※必要に応じイヤモールド付き

※補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に定められたもの

### 上 限 額

|                | 金額                                         | 内訳                                                          |
|----------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 購入費<br>(片耳当たり) | <b>49,184円</b><br>(イヤモールドを含まない場合)          | 46,400 円 (補聴器基準額) × 1.06 (仕入れ等に係る消費税相当分)                    |
|                | <b>59,254円</b><br>(イヤモールドを含む場合)            | 46,400 円 (補聴器基準額) + 9,500 円 (イヤモールド) × 1.06 (仕入れ等に係る消費税相当分) |
| 修理費<br>(片耳当たり) | <b>33,496円</b><br>(ただし、修理内容に応じて支給額が異なります。) | 31,600 円 (耳かけ型アンプ組立交換基準額) × 1.06 (仕入れ等に係る消費税相当分)            |

6 支障  
が  
い  
援  
児

**自己負担額**：1 割負担 (ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は自己負担なし)

**窓** □：福祉局障がい者施策部障がい支援課

**必要書類**：●大阪市難聴児補聴器購入費支給申請書

●大阪市難聴児補聴器購入費支給意見書

(指定自立支援医療機関〔育成医療〕で作成されたもの)

●補装具業者の見積書

●課税証明書 (本市課税の場合は同意書でも可)

## 医療的ケアが必要なこどもへの支援

### 【医療的ケアが必要なこどもの障がい福祉サービス等の利用】

医療的ケアが必要なこどもについては、障がい者手帳を所持していなくても、「医療的ケア判定スコア」等の提出により、以下のサービスの利用申請を行うことができます。

サービスを利用するには、お住まいの区の窓口で申請手続きを行い、支給決定を受ける必要がありますので、まずはお住まいの区の下記窓口でご相談ください。

**対象となる方**：医療的ケアが必要な児童

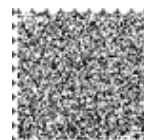
**対象サービス**：介護給付 (居宅介護・短期入所\*等)、

障がい児給付 (児童発達支援・放課後等デイサービス等) 等

**費用負担**：一定の負担 (原則として 1 割の定率負担と食費・光熱費等の実費負担) が必要となりますが、負担上限月額の設定や軽減措置が設けられています。  
また、利用施設又は利用事業所が別途徴収する費用が発生する場合があります。

**相談窓口**：各区保健福祉センター福祉業務担当 (所在地 裏表紙)

※医療的ケアが必要なこどもが利用できる短期入所の実施機関については、46 ページの【重症心身障がい児者等医療型短期入所】をご参照ください。



## 【医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の情報】

障がい福祉サービス等情報公表制度に基づき、WAM NET にて医療的ケアに関する体制についての情報を公表している事業所について、本市ホームページ（下記 URL）に掲載しています。障がい福祉サービス等を提供する事業所等を利用する際にご活用ください。

### 本市ホームページ

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000567067.html>



（参考）WAM NET 障害福祉サービス等情報検索サイト

URL : <https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>

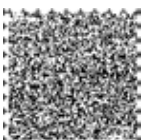


### 【医療的ケア児とは】

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことを指します。

### 本市ホームページ「医療的ケアが必要なこども等への支援」

URL : <https://www.city.osaka.lg.jp/kurashi/category/3020-7-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>





# 7 年金・手当・貸付など

## 年金

### 【障がい基礎年金】 身 知 精

※ 給付の要件は、障がい者手帳の障がいの程度と判断基準が異なります。詳しくは窓口にご相談ください。

窓 口：区役所保険年金業務担当

《所在地：裏表紙 電話：各区の局番（106 ページ）＋9956》

（初診日において国民年金の第3号被保険者であった方、厚生年金に加入していた方は年金事務所、共済組合に加入していた方は各共済組合でお手続きください。）

障がいの原因となった傷病について初めて医師または歯科医師にかかった日（初診日）が20歳以上 65 歳未満の方は、①・②・③のいずれにも該当するとき、初診日が 20 歳未満の方は20 歳になった以降に②に該当するときに支給されます。

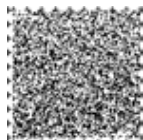
- ① 障がいの原因となった傷病について初めて医師にかかった日（初診日）に、国民年金の被保険者であること。もしくは国民年金の被保険者であった方で初診日に 60 歳以上 65 歳未満かつ日本に住んでいること。
- ② 初診日から 1 年 6 か月を経過した日、または 1 年 6 か月以内に症状が固定した日（障がい認定日）に国民年金法施行令別表に定める 1 級・2 級にその障がいの程度が該当すること。
- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間（免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）が、被保険者期間の 3 分の 2 以上であること。ただし、2026（令和8）年 3 月 31 日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの 1 年間に未納期間がなければ支給されます。

【】内は 68 歳以上の者の額

| 国民年金法施行令<br>別表に定める等級 | 障がいの程度                                                                | 年金額                                                                  |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 級                  | 病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるもの | 年額 1,020,000 円<br>（月額 85,000 円）<br>【年額 1,017,125 円】<br>【月額 84,760 円】 |
| 2 級                  | 病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの    | 年額 816,000 円<br>（月額 68,000 円）<br>【年額 813,700 円】<br>【月額 67,808 円】     |

※月額は、年金額を 12 で除して得た参考単価《令和6年4月～令和7年3月》です。

7 貸手年  
付  
な  
当  
金  
ど  
...



### （子の加算）

障がい基礎年金を受けはじめる時に、その方に生計を維持されている「子」（18 歳に達する日以降の最初の年度末（3 月 31 日）までの間にある「子」）がいるとき、または、受けはじめた後に出生などの事実が発生し、新たに生計を維持する「子」ができたとき、または 20 歳未満で障がいの程度が国民年金法施行令別表に定める 1 級・2 級に該当する子がいるときは、次の額が加算されます。

| 加算対象の子    | 加算額（1 人につき）               |
|-----------|---------------------------|
| 1 人目・2 人目 | 年額 234,800 円（月額 19,566 円） |
| 3 人目以降    | 年額 78,300 円（月額 6,525 円）   |

※ 月額は、年金額を 12 で除して得た参考単価《令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月》です。

### （事後重症）

障がい認定日に、障がいの状態が 2 級以上に該当していない場合であっても、その後 65 歳に達する日の前日までにその障がいの程度が重くなり、国民年金法施行令別表 1 級・2 級の障がいの程度に該当するようになったときには、65 歳に達する日の前日までに請求をすれば障がい基礎年金が支給されます。

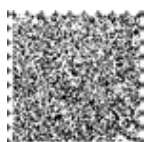
### （基準障がい）

2 級以上の障がいの程度に満たない方が、新たな傷病（「基準傷病」といいます）にかかり、「基準傷病」の障がい認定日以後 65 歳に達する日の前日までに、「基準傷病」による障がいと前の障がいを併せて初めて国民年金法施行令別表 1 級・2 級に該当するときは、障がい基礎年金が支給されます。

### （20 歳前の障がい）

20 歳前に障がいの初診日がある方で、20 歳またはそれ以後の障がい認定日に国民年金法施行令別表 1 級・2 級に該当するときは、障がい基礎年金が支給されます。ただし、ご本人の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。

※ 前年の所得が一定基準額以下の障がい基礎年金受給者の方に、年金に上乗せして年金生活者支援給付金が支給されます。



## 【障がい年金生活者支援給付金】

窓 口：年金事務所《所在地：111 ページ》

※相談の際には、事前に電話予約（0570-05-4890）をお願いします。

次の支給要件をすべて満たしている方に支給されます。

- ① 障がい基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額（※1）が「4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円（※2）」以下である
  - ※1 障がい年金等の非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。
  - ※2 同一生計配偶者のうち 70 歳以上の者または老人扶養親族の場合は 48 万円、特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の場合は 63 万円となります。

給付額：障がい等級により次のとおりです。

障がい等級が 1 級の方 6,638 円（月額）

障がい等級が 2 級の方 5,310 円（月額）

## 【特別障がい給付金】

※ 給付の要件は、障がい者手帳の障がいの程度と判断基準が異なります。詳しくは窓口にご相談ください。

窓 口：区役所保険年金業務担当

《所在地：裏表紙 電話：各区の局番（106 ページ）＋9956》

次の①・②のどちらかであって、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に障がいの原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）があり、現在、障がい基礎年金 1 級・2 級相当の障がいに該当する方に支給されます。

ただし、65 歳に達する日の前日までに障がいの状態に該当し、請求された方に限ります。

※障がい基礎年金、障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

- ① 昭和 61 年 3 月以前に被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等の加入者等）の被保険者の配偶者で、国民年金任意加入対象であった方で、任意加入していなかった方
- ② 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生で、任意加入していなかった方

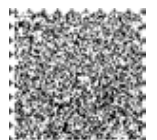
|                     | 障がいの程度                                                                | 支給額         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------|
| 障がい基礎年金<br>1 級相当に該当 | 病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるもの | 月額 55,350 円 |
| 障がい基礎年金<br>2 級相当に該当 | 病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの    | 月額 44,280 円 |

※支給額は令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月分です。

※申請のあった月の翌月分から支給されます。

※ただし、ご本人の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給額の全額又は半額が停止される場合があります。

7  
貸手年  
付  
な  
当  
金  
ど  
...



## 【障がい厚生年金】 身 知 精

※ 給付の要件は、障がい者手帳の障がいの程度と判断基準が異なります。詳しくは窓口にご相談ください。

窓 口：年金事務所《所在地：111 ページ》

※年金相談の際には、事前に電話予約（0570-05-4890）をお願いします。

次の①・②・③の要件のいずれにも該当する方に支給されます。

- ① 病気やけがにより初めて医師にかかった日（初診日）に厚生年金保険の被保険者であるとき
- ② 初診日から1年6か月を経過した日（障がい認定日）またはその期間内に病気やけがが治ったときはその日に国民年金法施行令別表に定める1級・2級の状態に該当するとき

※厚生年金保険法に定める独自の給付として、厚生年金保険法施行令別表第一に定める3級の障がいに該当するときは障がい厚生年金のみが支給されます。

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 3級の障がいの程度 | 労働に著しい制限を受けるか、または著しい制限を加えることを必要とする状態 |
|-----------|--------------------------------------|

- ③ 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間（免除期間・若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること。ただし、令和8年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がなければ支給されます。（初診日において65歳未満であることが必要です。）

年金額：厚生年金保険に加入していた期間や平均標準報酬額によって異なります。

|                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 最低保証額：年額612,000円（昭和31年4月2日以後生まれ）<br>年額610,300円（昭和31年4月1日以前生まれ）<br>《2024（令和6）年4月～2025（令和7）年3月》<br>障がい基礎年金が支給されない1級・2級と3級の場合 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### （加給年金）

1級・2級の障がい厚生年金を受けている方で、その方によって生計維持されている65歳未満の配偶者のいるときは、234,800円《2024（令和6）年4月～2025（令和7）年3月》が加算されます。

### （障がい手当金）

上記①・③に該当する方で、初診日から5年以内に治り、障がい厚生年金を受けとることのできる状態よりも軽い障がいが残ったときに、その治った日において厚生年金保険法施行令別表第二に定める一定の障がい程度の状態に該当するときは、障がい手当金が支給されます。

支給額：厚生年金保険に加入していた期間や平均標準報酬額によって異なります。

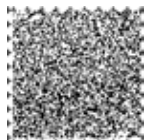
|                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 最低保証額：1,224,000円（昭和31年4月2日以後生まれ）<br>1,220,600円（昭和31年4月1日以前生まれ）<br>《2024（令和6）年4月～2025（令和7）年3月》 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|

### （事後重症）

障がい認定日に国民年金法施行令別表に定める1級・2級または厚生年金保険法施行令別表第一に定める3級の障がいの程度に該当しなかった方が、65歳になるまでの間に障がいが悪化し、上記に定める障がいの程度に該当するときは、障がい厚生年金が支給されます。（請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。）

### （障がいの状態が変わったとき）

障がいの程度が軽くなったときは、障がい等級が変わったり、年金の支給が停止されることがありますが、再び障がいの程度が重くなったときは、本人の請求によって支給額が変更されます。





# 心身障がい者扶養共済

身 知 精

障がい者・児を扶養している方が加入者となり、加入者が死亡または重度の障がい有する状態になったとき、障がい者・児本人に終身年金が支給されます（2口まで加入できます）。

窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

給 付 金 : 年金・・・月額 20,000 円（1口につき）

弔慰金・・・年金を受ける前に障がい者本人が亡くなったとき、加入者に一時金として支給されます（ただし、1年以上加入した場合に限ります）。

脱退一時金・・・5年以上加入した方が、途中で制度から脱退した場合に支給されます。

加入資格 : 市内にお住まいの 65 歳未満の方で、特に病気や障がいがなく、次の障がい者・児を扶養している方（年齢は毎年 4 月 1 日における年齢です）

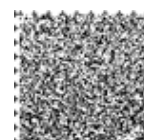
1. 知的障がい者・児
2. 身体障がい者手帳を所持する 1 級から 3 級までの方
3. 精神または身体に永続的な障がい有し、1 または 2 と同程度の障がいと認められる方

掛 金 : 加入時の年齢により次のように区分されます。所得により減額になる場合があります（減額するには、申請が必要です）。

7 貸手年  
付  
な  
当  
金  
ど・・・

| 加入者の加入時の年齢 | 掛金月額（1口につき） |
|------------|-------------|
| 35歳未満      | 9,300円      |
| 35歳以上40歳未満 | 11,400円     |
| 40歳以上45歳未満 | 14,300円     |
| 45歳以上50歳未満 | 17,300円     |
| 50歳以上55歳未満 | 18,800円     |
| 55歳以上60歳未満 | 20,700円     |
| 60歳以上65歳未満 | 23,300円     |

※本制度では、4月1日現在の年齢を4月1日から翌年3月31日までの年齢とします。  
例えば、2024（令和6）年4月5日で65歳になられた方でも、2025（令和7）年3月31日までは64歳としますので、その日まで加入することが可能です（その日まで加入が承認されていることが必要です）。



## 手当など

### 【特別障がい者手当】

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20 歳以上で、身体または精神（知的を含む）に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方

支給額：月額 28,840 円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 施設（通所施設を除く）に入所しているとき
- 病院・診療所に 3 ヶ月を超えて継続して入院しているとき
- 障がい者本人または扶養義務者の所得が一定額以上のとき

### 【障がい児福祉手当】

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20 歳未満で、身体または精神（知的を含む）に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方

支給額：月額 15,690 円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 施設（通所施設を除く）に入所しているとき
- 障がいを支給事由とする公的年金（特別児童扶養手当を除く）を受けるとき
- 障がい児本人または扶養義務者の所得が一定額以上のとき

### 【特別児童扶養手当】

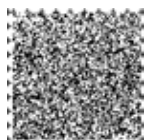
窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：20 歳未満で、政令に規定する障がい等級に該当する児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか 1 人）または養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している方）

支給額：月額 重度の障がい 55,350 円 / 中程度の障がい 36,860 円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 手当を受けようとする方または児童が日本に住んでいないとき
- 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- 児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けるとき
- 父母または養育者等の所得が一定額以上のとき



## 【児童扶養手当】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある場合で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者（児童と同居し、監護し、生計を維持している方）

支給額：月 額 … 全部支給 45,500 円 / 一部支給 45,490 円～10,740 円  
児童2人以上の場合は、  
2 人 目 … 全部支給 10,750 円 / 一部支給 10,740 円～5,380 円  
3人目以降 … 全部支給 6,450 円 / 一部支給 6,440 円～3,230 円

を上記の額にそれぞれ加算する。

※ただし、令和6年11月分より3人目以降の加算額が2人目と同額になる予定。

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 請求者（母、父または養育者）もしくは児童が日本に住んでいないとき
- 児童が里親に委託されているとき
- 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- 請求者が母の場合は、父と生計を同じくしているとき（ただし、父が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く）
- 請求者が父の場合は、母と生計を同じくしているとき（ただし、母が政令で定める程度の障がいの状態にあるときを除く）
- 請求者（母または父）の配偶者に養育されているとき（配偶者には内縁関係にある方を含み、政令で定める程度の障がいの状態にある方を除く）
- 支給対象者である母、父または養育者等の所得が一定額以上のとき

7 貸手年  
付  
な  
当  
金  
ど  
...

## 【外国人心身障がい者給付金】身 知 精

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

支給額：月額 20,000 円

対象者：大阪市内に居住し、昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていた方で、次のいずれかに該当する方

- 昭和57年1月1日以前に20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳1・2級または療育手帳 A または認定カードの交付を受けた方、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、障がい発生原因の初診日が同日前である方
- 昭和57年1月1日以前に20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が1級であり、障がい発生原因の初診日が同日前である方

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 公的年金、生活保護を受給しているとき



## 【大阪府重度障がい者在宅生活応援制度（大阪府事業）】

窓口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象者：大阪府内に在住し、身体障がい者手帳（１級または２級）の交付を受け、かつ療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている重度障がい者・児と同居し介護をされている方

支給額：月額 10,000 円

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 重度障がい者・児が施設等に入所・入院しているとき（例外の場合あり）
- 重度障がい者が特別障がい者手当を受給しているとき

## 【障がい者加算（生活保護）】

窓口：各区保健福祉センター生活保護業務担当

（電話：各区の局番（106 ページ）＋9872～4）

対象者：生活保護を受給し、次の障がいの程度に該当する方

加算額：

|                                                            |                                           |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 身体障がい者手帳 1・2 級、精神障がい者保健福祉手帳 1 級、国民年金法施行令別表に定める 1 級に該当する障がい | 加算額（月額）<br>在 宅：26,810 円<br>入院・入所：22,310 円 |
| 身体障がい者手帳 3 級、精神障がい者保健福祉手帳 2 級、国民年金法施行令別表に定める 2 級に該当する障がい   | 加算額（月額）<br>在 宅：17,870 円<br>入院・入所：14,870 円 |

※障がい者加算認定の検討を行いますので、手帳を取得または更新された場合は、すみやかに担当ケースワーカーに届出てください。

《支給対象とならない場合（制限等）》

- 精神障がいのある方で精神障がい者保健福祉手帳の交付年月日または更新年月日が障がいの原因となった傷病の初診後 1 年 6 ヶ月を経過していないとき、および障がいの状態が国民年金法施行令別表に定める 1・2 級に該当しないとき

## 【自動車事故対策機構（ナスバ）による介護料支給】

自動車事故を原因として「脳」、「脊髄」または「胸腹部臓器」に重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について「常時」または「随時」の介護が必要となった方に、「独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）」から介護料が支給されます。

※介護料支給額 （月額）36,500 円～211,530 円

### ●介護料の支給対象となる費用

介護用品の購入等・介護用消耗品の購入・在宅介護サービス

### ●支給の制限

（１）次のような支援を受けている方は、支給の対象になりません。

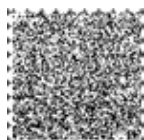
- ① ナスバ療護施設等に入院している方
- ② 他法令に基づく施設に入所している方
- ③ 介護保険法、労災保険法など他法令に基づく介護料相当の給付を受けている方等

（２）主たる生計維持者の年間の合計所得金額が 1 0 0 0 万円を超えると認められるとき

### ●支給対象となる方および詳しい支給要件は、次の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先：独立行政法人自動車事故対策機構大阪主管支所

電 話：6942-2804





# 貸 付

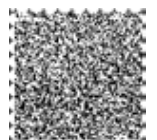
## 【生活福祉資金（福祉費）】

国が定める要綱等に基づき、大阪府社会福祉協議会が実施主体となっている貸付制度です。  
 ※資金の種類により貸付条件や必要書類が異なりますので、下記の問い合わせ先にご確認ください。  
 ※申請は返済能力を超えないようご注意ください。返済が見込めないと判断される場合はご利用いただくことはできません。  
 ※貸付には原則、借入世帯とは別世帯の65歳未満で安定した収入のある「連帯保証人」が必要です。（一部の資金によっては立てない場合でも申請可能）  
 ※貸付金の利率は、連帯保証人を1名設定できる場合は無利子、連帯保証人を設定できない場合は据置期間経過後年1.5%です。  
 ※貸付けにあたっては、大阪府社会福祉協議会が審査・決定を行います。  
 ※生活福祉資金は、福祉費のほか、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金もあります。

| 資金の目的                                                                                   | 貸付上限額                                                                       | 据置期間        | 償還期間   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------|--------|
| 生業を営むために必要な経費                                                                           | 460 万円                                                                      | 6 か月        | 20 年以内 |
| 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費                                                       | 技能を習得する期間が<br>6 か月以内 130 万円<br>1 年以内 220 万円<br>2 年以内 400 万円<br>3 年以内 580 万円 | 習得後<br>6 か月 | 8 年以内  |
| 住宅の増改築、補修等または公営住宅の譲り受けに必要な経費                                                            | 250 万円                                                                      | 6 か月        | 7 年以内  |
| 福祉用具等の購入に必要な経費                                                                          | 170 万円                                                                      |             | 8 年以内  |
| 障がい者用自動車の購入に必要な経費                                                                       | 250 万円                                                                      |             | 8 年以内  |
| 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費                                                             | 513.6 万円                                                                    |             | 10 年以内 |
| 負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | 療養期間が1年を超えないときは<br>170 万円                                                   |             | 5 年以内  |
|                                                                                         | 1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは<br>230 万円                                     |             |        |
| 介護サービス、障がい者福祉サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びそのサービスを受ける期間中の生計を維持するために必要な経費                  | サービスを受ける期間が1年を超えないときは<br>170 万円                                             |             | 5 年以内  |
|                                                                                         | 1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは<br>230 万円                                     |             |        |
| 災害を受けたことにより臨時に必要な経費                                                                     | 150 万円                                                                      |             | 7 年以内  |
| 冠婚葬祭に必要な経費                                                                              | 50 万円                                                                       |             | 3 年以内  |
| 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費                                                                  | 50 万円                                                                       |             | 3 年以内  |
| 就職、技能習得の支度に必要な経費                                                                        | 50 万円                                                                       |             | 3 年以内  |
| その他日常生活上一時的に必要な経費（資金使途は限定されています）                                                        | 50 万円                                                                       |             | 3 年以内  |

7 貸手年  
付  
な  
当  
金  
ど  
...

問い合わせ先：お住まいの区社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）所在地：114 ページ  
 ・北区、大正区、鶴見区、住吉区、東住吉区は114 ページの欄外※の問い合わせ先にご連絡ください。



## 【緊急援護資金】身 知 精 難

生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として貸付を行う資金のことです。

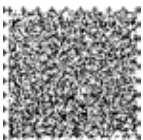
### 《貸付の対象》

1. 次のすべてに該当する方に対して資金を貸付けします。
  - (1) 大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している方（住民票で3か月以上の居住が確認できること）
  - (2) 生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、生活保護、傷病手当金の支給決定を受け、現に当該給付又は貸付を受けていない方
  - (3) 生活保護法に基づく被保護者となっていない方  
（ただし、生活福祉資金の教育支援資金就学支度費（短大・大学）を申請中の方は除きます）
  - (4) 償還の見込みのある方
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には貸付を受けることはできません。
  - (1) 本資金の貸付を受け、償還の終わっていない場合
  - (2) 他の貸付資金を滞納している場合
  - (3) 生活保護法による被保護者となっている場合
  - (4) 申請理由に虚偽がある場合

### 《貸付内容》

1. 貸付金額は1世帯あたり10万円以内（単身世帯は5万円以内）の必要と認める金額です。
2. 貸付は無利子ですが、償還期限経過後は年5分の利子を徴収します。
3. 保証人は不要ですが、場合により必要となることがあります。
4. 償還期限は、生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付の支払日の翌日です。

問い合わせ先：お住まいの区の民生委員児童委員協議会事務局  
所在地：107 ページ



## 入居支援

【市営住宅（福祉目的住宅）への入居募集】  

一般の市営住宅募集とは別に特定の世帯（ひとり親・高齢・障がい）を対象に入居募集を行います。

- 窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
- 対象となる世帯：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と現在同居しているか同居しようとする親族（内縁関係および婚約者を含む）で構成する世帯。
- 備 考：所得制限あり。  
車いす常用者向け特別設計住宅、障がい者ケア付住宅、車いす常用者向けケア付住宅の入居募集もあります。
- 募 集 時 期：毎年5月初旬  
※一般の市営住宅募集（毎年2月と7月）もお申込みいただけます。  
（単身者向け、単身車いす常用者向け住宅の入居募集もあります）

【府営住宅への入居募集（福祉世帯向け募集区分）】  

高齢者・ひとり親・障がい者世帯および単身者等を対象に府営住宅総合募集において、福祉世帯向け募集区分にお申込みいただけます（ただし、設備等は一般住宅と同様です）。

※大阪市内に所在する府営住宅は、令和5年4月1日付で大阪市へ移管されました。

- 申込書配布場所：府民お問合せセンター情報プラザ・各指定管理者・住まい情報プラザなど
- 問い合わせ先：各指定管理者（詳細は大阪府ホームページをご覧ください）  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku\\_kikaku/boshujigyo/shiteikanri\\_shokan.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku_kikaku/boshujigyo/shiteikanri_shokan.html)
- 対象となる方：高齢者世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯およびハンセン病療養所入所者等の世帯など  
単身者については高齢者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者など単身入居資格のある方
- 備 考：共通申込資格（1）から（4）すべての条件を満たしていること  
（1）収入基準に合う方 （2）現在、住宅に困っている方  
（3）申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務している方  
（勤務することが確実な場合を含む）  
（4）過去に府営住宅に入居していた方については、現に家賃の未納がなく、かつ規則で定める不正な使用をしたことがないこと  
車いす常用者世帯向けおよびシルバーハウジングの入居募集もあります。
- 募 集 時 期：総合募集 4月・6月・8月・10月・12月・2月

【住宅入居等支援事業】   

障がいのある方で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整として不動産業者に対する物件あっせん依頼や、物件探しへの同行、家主等との入居契約手続き支援等を行います。

- 窓 口：8～9ページに記載されている各区障がい者基幹相談支援センター  
10ページに記載されている地域活動支援センター（生活支援型）



## 【住宅改修費の給付】

身 知 難

日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改造工事を行うとき、工事費を次のとおり給付します。（ただし、介護保険制度が適用される方は本制度の対象となりません。また、過去に本事業を受けた方も原則対象となりません。）

なお、給付を受けるには、必ず事前申請が必要です。

窓 □：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

| 対象となる障がい                                                                                                                                                          | 対象となる工事                              | 給付基準  |           |                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------|-----------|----------------------------------------|
|                                                                                                                                                                   |                                      | 区分    | 基準<br>上限額 | 自己負担率                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい2級以上</li> <li>知的障がい重度(A)以上</li> </ul>                                                                                 | 障がい者の日常生活上の障がいの除去または軽減に効果があると認められる工事 | 非課税世帯 | 50万円      | 0/10                                   |
|                                                                                                                                                                   |                                      | 課税世帯  | 50万円      | 工事費 20万円まで1/10<br>工事費 20万円超 50万円まで2/3  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>両上肢機能障がい1級かつ両下肢機能障がい1級</li> <li>体幹機能障がい1級</li> </ul>                                                                       | トランスファースシステム等水平移動、垂直移動を容易にする機器の設置    | 非課税世帯 | 100万円     | 0/10                                   |
|                                                                                                                                                                   |                                      | 課税世帯  | 100万円     | 工事費 40万円まで1/10<br>工事費 40万円超 100万円まで2/3 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>下肢機能障がい3級</li> <li>体幹機能障がい3級</li> <li>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい3級</li> <li>難病等を有する方でその疾患が起因となり、下肢または体幹機能障がいのある者</li> </ul> | 手すり設置、段差解消工事等                        | 非課税世帯 | 25万円      | 0/10                                   |
|                                                                                                                                                                   |                                      | 課税世帯  | 25万円      | 工事費 10万円まで1/10<br>工事費 10万円超 25万円まで2/3  |

※市民税所得割額が46万円以上の世帯は対象外

身 知 精 難

## 【セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）】

低額所得者や高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の入居を拒まない住宅として、大阪市に登録された民間賃貸住宅を、以下のサイトで検索できます。

《セーフティネット住宅情報提供システム》

ホームページURL：<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

問 い 合 わ せ 先： 大阪市都市整備局 安心居住課

電話：6208-9222

《参考》

### ●居住支援法人

障がいのある方など、住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援を行う「居住支援法人」を、都道府県が指定しています。指定された支援法人は、上記〈セーフティネット住宅情報提供システム〉に掲載されています。



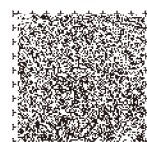
## Osaka Metro 及び大阪シティバスの乗車料金割引

【介護人付無料乗車証・単独用無料乗車証・乗車料金割引証】  

下記対象の方は、各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）に申請し、無料乗車証等の交付を受けることができます。敬老優待乗車証、タクシー給付券をお持ちの場合は交付できません。ご利用いただける券種のうちいずれかを選択してください。

無料乗車証等のご利用の際は、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を必ずお持ちください。Osaka Metro の駅（以下「駅」）係員、バス運転士が手帳の呈示をお願いすることがあります。

| 対象者                                                                                                                                                                                  | 種類                | 利用方法                                                        | 割引率                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種身体障がい者（※1）</li> <li>●第2種身体障がい者で（※2）に該当する者</li> <li>●12歳未満の身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児</li> <li>●重度・中度の知的障がい者</li> <li>●精神障がい者保健福祉手帳1級</li> </ul> | 介護人付<br>無料乗車証     | バス運転士または駅改札口の係員に呈示。（※3）<br>（ご利用は、介護人が同乗する場合に限ります（※4））       | 本人無料<br>介護人無料<br>（※8） |
| 精神障がい者保健福祉手帳2級                                                                                                                                                                       | 単独用<br>無料乗車証      | バス運転士に呈示または駅自動改札機に投入。                                       | 本人無料                  |
| 上記以外の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者                                                                                                                                                            | 乗車料金<br>割引証       | バス運転士に呈示の後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※5）（※6）。 | 本人5割引<br>（※9）         |
| 特別児童扶養手当受給者（1級）<br>【生活保護受給者を除く】                                                                                                                                                      | 乗車料金割引証<br>（券種限定） | バス運転士に呈示の後、該当運賃を支払う。または、駅券売機で「福祉」ボタンを押して特別割引乗車券を購入（※6）（※7）。 | 本人5割引<br>（※9）         |



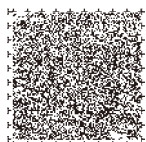


- (※1) 大阪市の基準で、第1種として認める方に限ります。(等級表は20～21ページに掲載しています。)
- (※2) 下肢3級の2、下肢3級の3、下肢4～7級の複合により下肢の等級が3級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1上肢の上肢機能2級以上、1下肢の移動機能3級以上の方。
- (※3) 遠隔対応改札(駅係員のいない改札)では、インターホンを押して、インターホンの下の台に乗車証を置いてください。
- (※4) 申請により、単独でもご利用いただける「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」の乗車証を交付する場合があります。「介護人付無料乗車証(単独乗車可)」により、単独でご利用される場合は、駅自動改札機に投入してください。
- (※5) 普通券のほか、回数カード、定期券(共通全線定期券を除く)を購入できます。ただし、定期券については、定期券発売窓口、またはOsaka Metroの「定期券・PiTaPa WEB 予約サービス」でご予約のうえ、駅のピンク色の券売機でご購入ください(介護人の通学定期券・小児のバス定期券は発売していません)。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。
- (※6) 駅券売機に「福祉」ボタンがない場合は、インターホンを押して、インターホンの下の台に割引証を置いてください。
- (※7) 普通券のほか、回数カードを購入できます。バスとバス、バスと地下鉄の乗継割引の適用は、特別割引回数カードでのご利用に限ります。
- (※8) 車いす利用者の場合は、介護人2人まで割引の対象となります。
- (※9) Osaka Metro、大阪シティバスで定める割引運賃を適用します。
- ※ オンデマンドバス(北区・福島区・生野区・平野区内運行分)/IKEA 鶴浜/ユニバーサル・スタジオ・ジャパン<sup>TM</sup>行バスについては、割引の適用外です。  
(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳(精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方)の割引については、中央線延線部開業日から)の呈示による割引は適用されます。)

## 【介護人単独無料乗車証】

介護人付無料乗車証を交付されている方の常時介護人に対し、特定区間の交通機関無料乗車証が交付されます。敬老優待乗車証、無料乗車証等をお持ちの場合は交付できません。どちらかを選択してください。

- 窓 口 : 福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話: 6208-7994
- 対象となる方 : 介護人付無料乗車証を交付されている方で、通学・通所・通勤している方の介護人
- 利用できる条件 : 障がいのある方の介護人が、送迎のため単独で乗車する場合(利用できる区間は、障がいのある方の通学・通所・通勤区間となります)



# 主な公共交通機関の料金割引

この項で紹介する制度で、障がい程度の区分として取り扱う“第1種”“第2種”とは、「身体障がい者（または知的障がい者）に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃について」（厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に定められているものです（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳（※）の“旅客鉄道株式会社旅客運賃減額”の欄に記載してあります）。

## 【第1種】

| 障がい区分 |                 |                | 障がい程度          |
|-------|-----------------|----------------|----------------|
| 視 覚   |                 |                | 1～3 級、4 級の 1   |
| 聴 覚   |                 |                | 2～3 級          |
| 肢体    | 上肢              |                | 1 級、2 級の 1・2   |
|       | 下肢              |                | 1～2 級、3 級の 1   |
|       | 体幹              |                | 1～3 級          |
|       | 脳原性運動機能障がい      | 上肢             | 1～2 級（両上肢の障がい） |
| 移動    |                 | 1～3 級（両下肢の障がい） |                |
| 内部    | 心臓・じん臓・呼吸器・小腸   |                | 1 級、3 級、4 級    |
|       | ぼうこう・直腸         |                | 1 級、3 級        |
|       | 免疫機能障がい・肝臓機能障がい |                | 1～4 級          |
| 知的障がい |                 |                | A（重度）          |
| 精神障がい |                 |                | 1 級            |

※ 等級に続く数字は身体障がい者障がい程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）に表されている該当程度です。等級表は 20～21 ページに掲載しています。

【第2種】 上記第1種以外の身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳（※）の交付を受けた方

## 【JR】 身 知 精

身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳（※）の交付を受けた方は次の割引が利用できます。

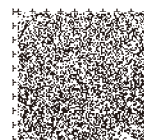
**利用方法**：乗車券購入時にJRの切符販売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳（※）を呈示してください。

**問い合わせ先**：JRの切符販売窓口

| 利用できる方 |                                                | 乗車券の種類                                       | 割引率                                                |
|--------|------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 第1種    | 単独で片道100kmを超えて利用する場合                           | 普通乗車券                                        | 5割引                                                |
|        | 介護者とともに利用する場合                                  | 普通乗車券<br>定期乗車券<br>回数乗車券<br>急行券<br>（特別急行券を除く） | 障がい者本人・介護者とも5割引。ただし、障がい者が小児定期乗車券の該当者に対しては、介護者のみ5割引 |
| 第2種    | 単独で片道100kmを超えて利用する場合                           | 普通乗車券                                        | 5割引                                                |
|        | 介護者とともに利用する場合<br>（12歳未満の障がい児が定期乗車券により利用するときのみ） | 定期乗車券                                        | 介護者のみ5割引                                           |

※精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の割引制度については、令和7年4月1日からの開始です。

※精神障がい者保健福祉手帳に「第1種、第2種」が表示されていない手帳をお持ちの方は、お住まいの区保健福祉センターへ申し出てください。



## 【鉄道（JRを除く）・バス】身 知 精

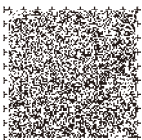
Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄・ニュートラム）、大阪シティバス（旧大阪市営バス）等の鉄道、バスの運賃については、各社が定める特別割引運賃が適用されます。

詳細につきましては、各社にご確認ください。

### ●鉄道（JRを除く）

| 鉄道会社                                   | 問い合わせ先                                                                                                                                                                                                       | 利用できる方                                                                                                                                                |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●Osaka Metro<br>（旧大阪市営地下鉄・<br>旧ニュートラム） | Osaka Metro・シティバスお客さまセンター<br>【電話】6582-1400<br>令和6年10月1日以降050-3355-8208<br>【営業時間】8:00～20:00（年中無休）<br>【ホームページ】<br><a href="https://www.osakametro.co.jp/">https://www.osakametro.co.jp/</a>                    | ●第1種身体障がい者<br>●第1種知的障がい者<br>●第1種精神障がい者（1級）<br>●12歳未満の第2種身体障がい児<br>●12歳未満の第2種知的障がい児<br>●12歳未満の精神障がい児（2級・3級）<br>※精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の割引については、中央線延線部開業日から |
|                                        | 割引                                                                                                                                                                                                           | 利用方法                                                                                                                                                  |
|                                        | 本 人：5割引<br>介護人：5割引<br>（割引運賃でご乗車いただけるのは、<br>介護人と同乗する場合に限ります）                                                                                                                                                  | 乗車券購入時に発売窓口で身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を呈示し、特別割引乗車券をご購入ください。<br>※スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」のご提示により、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の提示に代えることができます。         |
| 鉄道会社                                   | 問い合わせ先                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                       |
| ●近畿日本鉄道                                | 近鉄電車テレフォンセンター<br>【電話】050-3536-3957<br>【営業時間】8:00～21:00（年中無休）<br>【ホームページ】 <a href="https://www.kintetsu.co.jp/">https://www.kintetsu.co.jp/</a>                                                               | 詳細については、<br>各社にお問合せ<br>ください。                                                                                                                          |
| ●京阪電車                                  | 京阪電車お客さまセンター<br>【電話】6945-4560<br>【営業時間】《平日》9:00～19:00《土日》9:00～17:00<br>※年中無休（12/30～1/3を除く）<br>【ホームページ】 <a href="https://www.keihan.co.jp/">https://www.keihan.co.jp/</a>                                     |                                                                                                                                                       |
| ●南海電鉄                                  | 南海電鉄コールセンター<br>【電話】050-3090-2608<br>【営業時間】8:00～21:00（年中無休）<br>【ホームページ】 <a href="https://www.nankai.co.jp/">https://www.nankai.co.jp/</a>                                                                     |                                                                                                                                                       |
| ●阪急電鉄                                  | 阪急電鉄交通ご案内センター<br>【電話】0570-089-500（ナビダイヤル）<br>IP 電話等からは06-6133-3473<br>【営業時間】平日9:00～22:00 および土・日、祝日9:00～19:00<br>（年末年始は営業時間を変更）<br>【ホームページ】 <a href="https://www.hankyu.co.jp/">https://www.hankyu.co.jp/</a> |                                                                                                                                                       |
| ●阪神電車                                  | 阪神電気鉄道 運輸部営業課<br>【電話】6457-2258<br>【営業時間】9:00～17:00（土・日・祝休日、年末年始を除く）<br>【ホームページ】 <a href="https://rail.hanshin.co.jp/">https://rail.hanshin.co.jp/</a>                                                        |                                                                                                                                                       |

※上記以外の鉄道会社の割引については、各社に確認してください。



●バス

| バス会社                  | 問い合わせ先                                                                                                                                                                    | 利用できる方                                                                                                                                                  | 割引                                                                                                                                                      | 利用方法                                                                                                                 |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ●大阪シティバス<br>(旧大阪市営バス) | Osaka Metro・シティバス<br>お客さまセンター<br>【電話】6582-1400<br>【営業時間】8:00～20:00<br>(年中無休)<br>【ホームページ】<br><a href="https://www.citybus-osaka.co.jp">https://www.citybus-osaka.co.jp</a> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●第1種身体障がい者</li> <li>●第1種知的障がい者</li> <li>●第1種精神障がい者(1級)</li> <li>●12歳未満の第2種身体障がい児・知的障がい児・精神障がい児(2級・3級)</li> </ul> | 本人：5割引<br>介護人：5割引<br>※本人単独乗車でも割引運賃でご乗車いただけます<br>※車いす利用者の場合は、介護人2人まで割引の対象となります。<br>※大阪シティバスで定める特別割引運賃が適用されます。<br>※精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方の割引については、中央線延線部開業日から | 運転士に身体障がい者手帳または療育手帳を提示し、該当運賃をお支払いください。<br>※スマートフォン向け障がい者アプリ「ミライロID」のご提示により、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の提示に代えることができます。 |
|                       |                                                                                                                                                                           | 上記以外の第2種身体障がい者・知的障がい者                                                                                                                                   | 本人：5割引                                                                                                                                                  |                                                                                                                      |

※上記以外のバス会社の割引については、各社に確認してください。

【飛行機】身 知 精

各手帳を航空券販売窓口に提示することにより、割引が適用されます。

割引内容は航空会社により異なりますので、詳細は、各航空会社に確認してください。

| 手帳の種類            | 利用できる方   | 割引内容                                                |
|------------------|----------|-----------------------------------------------------|
| 身体障がい者手帳         | 本人と介護者1名 | 定期航空路線の国内線全区間において、割引運賃が適用されます。(割引運賃額は、各航空会社がそれぞれ設定) |
| 療育手帳             | 本人と介護者1名 |                                                     |
| 精神障がい者<br>保健福祉手帳 | 本人と介護者1名 |                                                     |



# タクシーの利用

## 【身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引】 身 知

タクシーを利用されるときに、身体障がい者手帳または療育手帳を呈示すればタクシー料金が1割引となります。

## 【料金の給付】 身 知

500円（リフト付タクシーは2,000円）を上限として、乗車料金（障がい者割引適用後）について、その一部または全部を給付します。

窓 口：各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対象となる方：交通機関無料乗車証の交付資格を有する方

（精神障がい者、12歳未満の第2種身体障がい児、12歳未満の療育手帳B2の方を除く）

制 限 等：交通機関無料乗車証及び敬老優待乗車証との併給はできません。

助 成：1月あたり8枚とし、年間で96枚を交付します。ただし、紛失されましても再交付できませんので、ご注意ください。

備 考：●給付券を利用する際は身体障がい者手帳または療育手帳の呈示が必要です。  
●リフト付タクシーの給付券または、一般タクシー及びリフト付タクシーの給付券の併用を希望される方は、対象制限があるので、上記窓口へお申し出ください。  
●リフト付タクシーの給付券が利用できるタクシー会社（令和6年6月現在）は120～128ページをご覧ください。  
●迎車にかかる料金については、タクシー会社によって取り扱いが異なりますので、事前にご確認ください。

## 【大阪福祉タクシー総合配車センター】 身 知 精 難

車いすやストレッチャー（寝台）のまま乗り降りできるリフト付タクシー等の予約配車を行います。当日の予約でも1時間程度で配車が可能です。

上記の身体障がい者手帳・療育手帳の呈示による割引制度、給付券も利用できます。

ご利用の際は、大阪福祉タクシー総合配車センターに直接お問い合わせください。  
（（一財）全国福祉輸送サービス協会大阪支部により運営されています。）

### ●問い合わせ先および受付時間

電話：6268-2945（フクシゴー） ファックス：6268-2946

ホームページ：<https://www.osaka-fukushitaxi.com/reserve/>

大阪福祉タクシー配車 検索

受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝・年末年始[12月29日～1月3日]休み）

※平日の早朝・夜間および土・日・祝・年末年始のご利用は事前にご予約ください。

### ●キャンセルについて

予約を取り止める場合は、予約したタクシー事業者または大阪福祉タクシー総合配車センターに、お早めに電話連絡してください。当日配車後の取り止めについては、1,000円のキャンセル料が必要となります。無断でキャンセルした場合も同様です。

また、旅行業者を介した予約を取り止める場合は、次の期間に応じて1乗車につきキャンセル料が必要となります。

当日から3日前まで／2,500円 4日～6日前まで／2,000円  
7日～10日前まで／1,500円 11日～15日前まで／1,000円  
16日～20日前まで／500円

### ●貸し出し設備使用料の例

| 種 別                                               | 料 金    | 設 備 内 容 例                     |
|---------------------------------------------------|--------|-------------------------------|
| 手押し車いす使用料                                         | 無 料    | 折り畳み式もあります。                   |
| リクライニング車いす使用料                                     | 1,000円 | 1乗車／1台・背もたれが頭部まであり、角度調節が可能です。 |
| 簡易ストレッチャー使用料                                      | 1,000円 | 車いす状態から寝台状態まで、背もたれの調整が可能です。   |
| ストレッチャー使用料                                        | 2,000円 | 1乗車／1台・180度タイプです。             |
| （注）当日中における同一車両での往復利用（1乗車）の場合にあっては、復路の使用料は無料となります。 |        |                               |



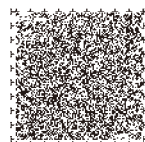


ご利用運賃・料金の例

| 車 種 別                                                                                                                                                    |            | 運 賃                     |                                                                                        | 乗 車 定 員 例（運転者を除く）                                                                                                                                                                  |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 大 型 車                                                                                                                                                    | 時間制運賃      | 実車走行距離が 15 km以内の運送について  |                                                                                        | 〈車いすの場合〉<br>・手押し車いす 2 台またはリクライニング車いす 2 台もしくは電動車いす 2 台と、同乗者 2 名～4 名です。<br>・手押し車いす 1 台またはリクライニング車いす 1 台もしくは電動車いす 1 台と、同乗者 4 名～6 名です。<br>〈寝台の場合〉<br>・ご本人（ストレッチャー 1 台）と、同乗者 2 名～4 名です。 |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 30 分間まで                 | 10 分間までごとに                                                                             |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          | 距離制運賃      | 3,500 円                 |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    | 1,160 円 |
|                                                                                                                                                          |            | 実車走行距離が 15 kmを超える運送について |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
| 普 通 車                                                                                                                                                    | 時間制運賃      | 実車走行距離が 15 km以内の運送について  |                                                                                        | 〈車いすの場合〉<br>手押し車いす 1 台またはリクライニング車いす 1 台と、同乗者 2 名～3 名です（セダン車の場合は、本人は後部座席に乗車し、手押し車いすは折り畳んでトランクに収納します。乗車定員は 4 名です）。<br>ただし、軽自動車の場合は、手押し車いす 1 台と、同乗者 1 名です。                            |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 30 分間まで                 | 10 分間までごとに                                                                             |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          | 距離制運賃      | 3,100 円                 |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    | 1,030 円 |
|                                                                                                                                                          |            | 実車走行距離が 15 kmを超える運送について |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          | 時間制運賃      | 実車走行距離が 15 km以内の運送について  |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 30 分間まで                 | 10 分間までごとに                                                                             |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          | 距離制運賃      | 5,850 円                 |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    | 870 円   |
|                                                                                                                                                          |            | 実車走行距離が 15 kmを超える運送について |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          | 時間制運賃      | 実車走行距離が 15 km以内の運送について  |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 30 分間まで                 | 10 分間までごとに                                                                             |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          | 距離制運賃      | 5,150 円                 |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    | 750 円   |
|                                                                                                                                                          |            | 実車走行距離が 15 kmを超える運送について |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
|                                                                                                                                                          |            | 初 乗 運 賃                 | 加 算 運 賃                                                                                |                                                                                                                                                                                    |         |
| <p>（注） 1. 乗車定員例（運転者を除く）は、目安として記載していますが、タクシー事業者の登録車種（車名）によって同乗者の人数が異なりますので、予約時にご確認ください。</p> <p>2. セダン車の配置地域は、大阪市大正区です。</p>                                |            |                         |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
| 運 賃 の 割 引                                                                                                                                                |            |                         |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
| <p>・身体障害者割引 1 割引（身体障害者手帳又は障害者アプリ「ミライロ ID」の提示が必要です）</p> <p>・知的障害者割引 1 割引（知的障害者の療育手帳又は障害者アプリ「ミライロ ID」の提示が必要です）</p> <p>・軽自動車割引 1 割引（軽自動車による運送について適用します）</p> |            |                         |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
| 迎 車 回 送 料 金                                                                                                                                              |            |                         |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
| 迎車のための回送 1 回ごとに 300 円                                                                                                                                    |            |                         |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
| 待 料 金                                                                                                                                                    |            |                         |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |
| 車 種 別                                                                                                                                                    | 料 金        |                         | 内 容                                                                                    |                                                                                                                                                                                    |         |
| 大 型 車                                                                                                                                                    | 10 分間までごとに | 580 円                   | 実車走行距離が、15 kmを超える運送（距離制運賃の適用）において、停車中に旅客より「待ち」の指示があった場合、その指示があった時から発車するまでの時間について適用します。 |                                                                                                                                                                                    |         |
| 普 通 車                                                                                                                                                    | 10 分間までごとに | 520 円                   |                                                                                        |                                                                                                                                                                                    |         |

●別途加算される介助料金等の例

| 種 別                                                                                        | 料 金   | 介 助 内 容 例                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乗降以外の介助を必要とする場合                                                                            | 一般介助料 | 1,000 円                                                                                       |
|                                                                                            | 階段介助料 | ① 2 階まで（家族＋運転者）／1,000 円<br>2 階以上 1 階ごと／500 円<br>② 2 階まで（運転者のみ）／1,500 円<br>2 階以上 1 階ごと／1,000 円 |
| 乗務員が 2 名以上で対応する場合                                                                          | 介助要員料 | 3,000 円                                                                                       |
| （注）1. 介助料金についての詳細は、大阪福祉タクシー総合配車センターまでお問い合わせください。<br>2. 高速道路料金や有料駐車場などにかかる費用は利用者の実費負担となります。 |       |                                                                                               |



# 自動車等の利用

## 【有料道路料金割引】

有料道路の料金が一般料金の5割引となります（割引後の料金の額に端数が生じる場合は、10円単位で切り上げてのお支払になります）。

**対象となる方**： ≪障がい者本人が運転する場合≫  
※身体障がい者手帳の交付を受けた方  
≪介護者が障がい者と同乗して運転する場合≫  
※第1種身体障がい者及び第1種知的障がい者（大阪市内で、第1種として認める方）

**制 限 等**： ●対象となる自動車の範囲については、一定の要件があります。  
●事前登録ができる車両の台数は、障がい者1人につき1台までです。  
●自動車の事前登録の有無にかかわらず、本割引の利用にあたっては事前の申請手続きが必要です。  
●ETC無線通行（ノンストップ走行）で本割引の適用を希望する場合は、自動車の事前登録及びETC利用申請が必要です。

**窓 口** ●各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）  
●オンライン申請（道路会社の申請受付サイト：  
<https://www.expressway-discount.jp/index.html>）  
※オンライン申請は自動車を事前登録のうえETC利用申請される方のみ対象です

**利 用 方 法**： ≪現金等でお支払いされる場合又は事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）で利用する場合≫  
申請手続き完了後に交付される割引用シールを貼付された身体障がい者手帳または療育手帳を、料金所で呈示し所定の料金を支払います。

≪ETC無線通行（ノンストップ走行）の場合≫  
事前に登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを経由して無線通行（ノンストップ走行）します。

### 《有料道路の範囲》

下記事業主体が管理する有料道路

| 事業主体                             |
|----------------------------------|
| 西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）            |
| 東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）            |
| 中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）            |
| 首都高速道路株式会社                       |
| 阪神高速道路株式会社                       |
| 本州四国連絡高速道路株式会社                   |
| 地方道路公社<br>指定都市高速道路公社<br>一般地方道路公社 |

※有料道路料金割引（障がい者割引）等の各高速道路のサービスについては多様であるため、各有料道路会社等に詳細をご確認ください。



## 【駐車禁止除外指定車標章の交付】 身 知 精

障がい者等本人の申請により、申請内容を審査のうえ駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

窓 口：大阪府下の警察署（大阪水上署及び関西空港署を除く。）の交通課  
または大阪府警察本部交通部交通規制課

受 付：月曜日から金曜日の9:00～17:45（休日、年末年始を除く。）

対象となる方：次の障がい種別・等級（程度）の方

| 障がい種別・区分                  |      | 障がい等級（程度）                      | 障がい種別・区分             |  | 障がい等級（程度） |
|---------------------------|------|--------------------------------|----------------------|--|-----------|
| 視覚障がい                     |      | 1～3 級・4 級の 1                   | 呼吸器機能障がい             |  | 1・3 級     |
| 聴覚障がい                     |      | 2・3 級                          | じん臓機能障がい             |  | 1・3 級     |
| 平衡機能障がい                   |      | 3 級                            | ぼうこうまたは直腸機能障がい       |  | 1・3 級     |
| 上肢機能障がい                   |      | 1 級・2 級の 1、2                   | 小腸機能障がい              |  | 1・3 級     |
| 下肢機能障がい                   |      | 1～4 級                          | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい |  | 1～3 級     |
| 体幹機能障がい                   |      | 1～3 級                          | 肝臓機能障がい              |  | 1～3 級     |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1 級・2 級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） | 知的障がい者               |  | A（重度）     |
|                           | 移動機能 | 1～4 級                          | 精神障がい者               |  | 1 級       |
| 心臓機能障がい                   |      | 1・3 級                          | 色素性乾皮症患者             |  | 等級指定なし    |
|                           |      |                                | 戦傷病患者                |  | 等級指定なし    |

### 《申請に必要な書類等》

#### 1. 歩行困難者等本人が申請に来られる場合

- 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）
- 身体障がい者手帳・戦傷病患者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患医療受給者証（小児慢性特定疾患児手帳）

#### 2. 歩行困難者等本人が申請に来られない場合（代理申請）

- 駐車禁止除外指定車標章交付申請書（歩行困難者用）
- 歩行困難者等本人との関係を疎明する書面
- 歩行困難者等本人の住民票の写し（3か月以内に交付された個人番号の記載がないもの）
- 身体障がい者手帳・戦傷病患者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・小児慢性特定疾患医療受給者証（小児慢性特定疾患児手帳）
- その他審査に必要な資料の提出を求めることがあります。

※1 時間制限駐車区間（パーキング・チケット、パーキング・メーター区間）及び高齢運転者等標章自動車駐車可の区間では、指定部分・方法に従わない駐車（枠外の駐車）はできません（除外されません）ので、指定部分・方法に従って（枠内に）駐車してください。

※2 駐停車禁止場所（例：交差点の側端から5m以内など）、法定の駐車禁止場所（例：消火栓等から5m以内など）及び駐車方法（例：右側駐車など）の違反は除外の対象となりません。  
また、歩行困難者等本人が車両を実際に使用中でなければ除外の対象となりません。詳しくは大阪府下の警察署（大阪水上署及び関西空港署を除く。）の交通課または大阪府警察本部交通部交通規制課でお尋ねください。



## 【自動車駐車場利用料の減額】

下記の自動車駐車場の一時駐車料金を半額とします。

問 い 合 わ せ 先 : 各駐車場管理事務所

対象となる自動車 : 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた方が自ら運転する自動車または身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けた方が乗車し、その移動のために当該障がい者以外の方が運転する自動車

利 用 方 法 : 駐車場利用時に身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳または障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示してください。

| 駐車場名       | 電話        | 駐車場名       | 電話        |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 西横堀駐車場     | 6541-0581 | 扇町通地下駐車場   | 6365-1311 |
| 法円坂駐車場     | 6941-2858 | 大阪駅前地下駐車場  | 6346-4884 |
| 十三駐車場      | 6302-7409 | 土佐堀地下駐車場   | 6445-4456 |
| 新大阪駅南駐車場   | 6301-1080 | 靱地下駐車場     | 6448-7380 |
| 宮原地下駐車場    | 6397-7539 | 谷町筋地下駐車場   | 6920-2377 |
| 豊崎地下駐車場    | 6377-5546 | 安土町地下駐車場   | 4964-6460 |
| 塩草地下駐車場    | 6648-4646 | 長居公園地下駐車場※ | 4700-4580 |
| 本町地下駐車場    | 6445-6494 | 長堀通地下駐車場   | 6282-2200 |
| 上汐地下駐車場    | 6772-4724 | 東長堀地下駐車場   | 6263-6345 |
| 新大阪駅南第2駐車場 | 6838-3660 |            |           |

(参考) 障がい者割引は、平成 13 年 10 月 1 日から実施しています。

※長居公園地下駐車場は、当日 1 回 300 円でご利用できます。

## 【自転車駐車場利用料の減額】

本市の有料自転車駐車場の利用料金を次の場合半額とします。

問 い 合 わ せ 先 : 各自転車駐車場管理事務所

対象となる方 : 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方

利 用 種 別 : 定期利用・回数券利用

## 【身体障がい者用自動車改造費の助成】

身体障がいのある方が就労に伴い自動車を改造するとき、その費用について助成します。

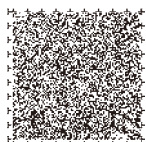
窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当(所在地:裏表紙)

対象となる方 : 上肢・下肢・体幹機能障がい身体障がい者手帳 1・2 級の交付を受けた方(総合等級 1・2 級は除く)

補 助 額 等 : 対象経費にかかる 1/2 以内(上限 100,000 円)

※所得制限があります。

※過去に本補助金を交付された方は、交付後 10 年が経過していなければ再申請できません。

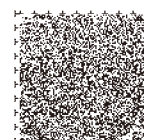
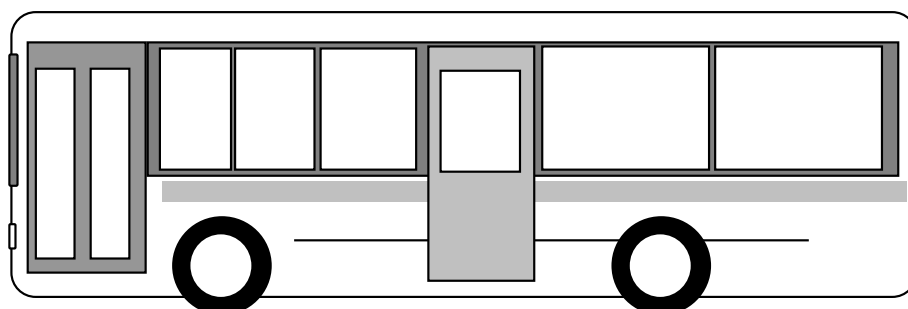
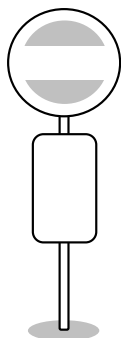


# バスの利用

## 【障がい者福祉バス借上助成】 身 知 精

障がい者・児が、団体で研修会、社会見学等を行うとき、その費用について助成します。

- 窓 口 : 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）
- 対象となる団体 : 障がい者の自立と社会参加を目的とした事業を行っている特定非営利活動法人・社会福祉法人・財団法人等
- 補助額等 : 大型バス借り上げにかかる経費の1／2以内（上限51,500円）





## 税の控除・減額・免除

【所得税・住民税の所得控除】身 知 精

《 所得税：令和5年分 住民税：令和6年度分 》

| 内 容                               |                                                                                           | 所得控除額<br>（1人につき）                |      |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|------|
|                                   |                                                                                           | 所得税                             | 住民税  |
| 障がい者控除                            | 本人・同一生計配偶者・扶養親族が身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている場合等                                  | 27万円                            | 26万円 |
| 特別障がい者の場合                         | 上記障がい者が身体障がい者手帳（1級または2級）、療育手帳（A）または精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている場合等                           | 40万円                            | 30万円 |
| 同居特別障がい者の場合                       | 同一生計配偶者・扶養親族が特別障がい者であり、本人と同居（※1）している場合                                                    | 75万円                            | 53万円 |
| 医療費控除<br><br>〔右以外にも対象となるものがあります。〕 | 傷病によりおおむね6か月以上寝たきりの方のおむつ代で、その方の治療をしている医師が発行したおむつ使用証明書等がある場合（※2）                           | おむつ（成人用）にかかる費用のうち（※3）の計算式にて求めた額 |      |
|                                   | ストマ用装具を使用している方で、その方の治療をしている医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」がある場合                                      | ストマ用装具にかかる費用のうち（※3）の計算式にて求めた額   |      |
| セルフメディケーション税制（※4）<br>（医療費控除の特例）   | 健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている場合において、特定一般用医薬品等（ドラッグストア等で購入できるスイッチOTC医薬品）購入費を支払った場合（※5） |                                 |      |

※1 配偶者または本人と生計を一にする親族と同居している場合を含みます。

※2 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※3  $(\text{支払った医療費} - \text{保険金等により補てんされた金額}) - (\text{総所得金額等の合計額} \times 5/100 \text{ または } 10 \text{ 万円のいずれか少ない金額})$  【限度額 200万円】

※4 医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用です。

※5  $(\text{支払ったスイッチOTC医薬品購入費}) - (\text{保険金等により補てんされた金額}) - 1 \text{ 万 } 2 \text{ 千円}$  【限度額 8万8千円】

問い合わせ先：所得税・・・税務署（所在地 110～111 ページ）

住民税・・・市税事務所（所在地 109 ページ）



## 【住民税の非課税・減額措置】（令和6年度分） 身 知 精

- ・本人が障がい者で前年の合計所得金額が 135 万円以下の方…非課税
- ・本人が障がい者で前年の合計所得金額が 140 万円以下の方…7 割減額（※）
- ・本人が障がい者で前年の合計所得金額が 145 万円以下の方…5 割減額（※）

※ 全額負担が困難な場合に限り、申請により、適用される場合があります。  
（ただし、納付された税額および申請期限が過ぎた税額については、適用できません。）  
《申請期限》

- ・普通徴収税額：減額を受けようとする納期の納期限
- ・給与からの特別徴収税額：減額を受けようとする徴収月の前月末日
- ・公的年金からの特別徴収税額：減額を受けようとする徴収月の前月末日

問い合わせ先：市税事務所（所在地：109 ページ）

## 【相続税の控除】 身 知 精

| 内 容                             |                                                              | 控除額             |
|---------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------|
| 障がい者控除                          | 障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合                                     | 10 万円           |
| 特別障がい者の場合                       | 上記障がい者が身体障がい者手帳（1 級又は 2 級）、または精神障がい者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている場合など | 20 万円           |
| 85 歳に到達するまでの 1 年につき上記の額を相続税から控除 |                                                              | （85－障がい者年齢）×控除額 |

問い合わせ先：税務署（所在地：110～111 ページ）

## 【個人事業税】 身

両眼の視力を喪失した方、両眼の視力が 0.06 以下の方が行うあん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業については、課税対象外となります。

問い合わせ先：府税事務所（所在地：110 ページ）

## 【関税】

身体障がい者用に特に製作された器具および物品を輸入する場合、免税となる場合があります。

《関税が免除される器具等の例》

義肢、人工代用筋、車いす、盲人用の点字器など

問い合わせ先：大阪税関業務部税関相談官 電話：06-6576-3001

10  
減税  
免  
な  
ど  
の

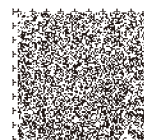
## 【自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免】 身 知 精

- 障がい者が所有する自動車及び障がい者と生計を一にする方が所有する自動車で、専ら当該障がい者が運転するものまたは当該障がい者と生計を一にする方が当該障がい者のために専ら運転するもの。ただし、18 歳以上の軽度の身体障がい者は、本人所有の自動車を本人が運転する場合に限ります。

障がい者のみで構成される世帯の重度の障がい者が所有する自動車を当該障がい者の常時介護者が当該障がい者のために通勤・通学・通院に専ら運転するもの。

なお、減免の対象となる自動車は、自家用自動車 1 台限りです。

- 身体障がい者の利用に供するための特別の仕様により製造され、または構造変更が加えられた自動車（※「特別の仕様」、「構造変更」とは車いすの昇降・固定する装置等を装着したもの等をいいます）。



| 障がいの区分                                             |                            | 障がいの級別または程度 |       |
|----------------------------------------------------|----------------------------|-------------|-------|
|                                                    |                            | 重度（級）       | 軽度（級） |
| 身体障がい者手帳                                           | 視覚障がい                      | 1～4         | 5・6   |
|                                                    | 聴覚障がい                      | 2～4         | 6     |
|                                                    | 平衡機能障がい                    | 3           | 5     |
|                                                    | 音声・言語・そしゃく機能障がい            | 3・4         | —     |
|                                                    | 上肢・下肢機能障がい                 | 1～3         | 4～6   |
|                                                    | 体幹機能障がい                    | 1～3         | 5     |
|                                                    | 脳原性運動機能障がい                 | 1～4         | 5・6   |
|                                                    | 心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障がい | 1・3         | 4     |
|                                                    | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能障がい  | 1～3         | 4     |
| 療育手帳                                               |                            | A・B1・B2     | —     |
| 精神障がい者保健福祉手帳<br>《自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている場合に限る》 |                            | 1           | —     |

### ●減免の申請期限

| 区分                                 | 申請書の提出期限                | 税目                              |
|------------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 自動車を新規取得する場合<br>登録の際に減免要件に該当している場合 | 登録の日                    | 自動車税（環境性能割・種別割）<br>軽自動車税（環境性能割） |
| 自動車をすでに所有している場合                    | 4月1日に減免要件に該当している場合      | 自動車税（種別割）                       |
|                                    | 4月1日後、減免要件に該当することになった場合 |                                 |

※ 新たに自動車税（種別割）の身体障がい者等減免を申請される方で、申請期限を過ぎて申請された場合、減免を受けることができる税額は、申請のあった月の翌月から月割りで計算した額となります。ただし、自動車税（環境性能割）および軽自動車税（環境性能割）については、申請期限（自動車の登録の日）を過ぎた場合、減免を受けることができませんのでご注意ください。

（身体障がい者手帳等の交付申請中の方は、減免申請の際にその旨をお申し出ください）

問い合わせ先：自動車をすでに所有している場合…府税事務所（所在地：110 ページ）

自動車を新規取得する場合…自動車税事務所分室（所在地：110 ページ）

## 【軽自動車税（種別割）の免除】 身 知 精

●障がい者または障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車等で、当該障がい者が運転するもの、または専ら当該障がい者のために当該障がい者と生計を一にする方もしくは当該障がい者の常時介護者が運転するもの（同一世帯でない場合は、区役所保健福祉センターが発行する生計同一・常時介護証明書の交付を受けたものに限りま）。ただし、満 18 歳以上の軽度の身体障がい者に関しては、本人所有の軽自動車等に限りま。

なお、自動車税（種別割）の減免または軽自動車税（種別割）の免除を受けることができるのは、1 人の障がい者につき 1 台に限られます。したがって、自動車税（種別割）で減免を受けた方は、軽自動車税（種別割）では免除を受けることはできません。

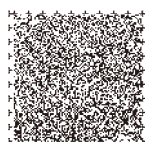
※ 「軽自動車等」とは、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車および 2 輪の小型自動車をいいます。

※ 営業用は除きます。

●障がい者の利用に供するための特別の仕様により製造され、または構造変更が加えられた軽自動車等で専ら障がい者の利用に供されるもの

※ 構造変更とは車いすの昇降・固定する装置等を装着したもの等をいいます。

●納期限（5 月末日、土・日曜日の場合は翌開庁日）までに申請されない場合は、免除の適用ができませんのでご注意ください。



※ 各種手帳の交付申請中の方は、免除の申請の際にその旨をお申し出ください。

| 障がいの区分                                               |                            | 障がいの級別または程度 |       |
|------------------------------------------------------|----------------------------|-------------|-------|
|                                                      |                            | 重度（級）       | 軽度（級） |
| 身体障がい者手帳                                             | 視覚障がい                      | 1～4         | 5・6   |
|                                                      | 聴覚障がい                      | 2～4         | 6     |
|                                                      | 平衡機能障がい                    | 3           | 5     |
|                                                      | 音声・言語・そしゃく機能障がい            | —           | 3・4   |
|                                                      | 上肢・下肢機能障がい                 | 1～3         | 4～6   |
|                                                      | 体幹機能障がい                    | 1～3         | 5     |
|                                                      | 脳原性運動機能障がい                 | 1～3         | 4～6   |
|                                                      | 心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう・直腸機能障がい | 1・3         | 4     |
|                                                      | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能障がい  | 1～3         | 4     |
| 療育手帳<br>《本市において発行した療育手帳の交付を受けている場合に限ります》             |                            | A・B1・B2     | —     |
| 精神障がい者保健福祉手帳<br>《自立支援医療受給者証（精神通院医療）の交付を受けている場合に限ります》 |                            | 1           | —     |

問い合わせ先：市税事務所（所在地：109 ページ）

## 少額預金等利子非課税制度

身 知 精

次に該当される方は、少額預金の利子所得等の非課税制度および少額公債の利子の非課税制度により、それぞれ 350 万円（合計で 700 万円）までの元本または額面から生ずる利子等について非課税とされています。

これらの非課税制度の適用を受けるには、預金等の預入等の際に、金融機関の窓口等に申請が必要です。

また、申請の際には、対象者であることを証明する公的書類を提示する必要があります。

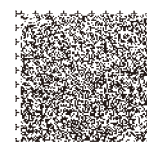
なお、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、申請の際にマイナンバーを金融機関に提供する必要があります。マイナンバーを提供する際には、本人確認書類（「番号を確認する書類」及び「本人を確認する書類」として個人番号カード等の提示が必要となります。

10 減税  
免  
な  
の

| 対象となる方                          | 対象者であることを証明する公的書類              |
|---------------------------------|--------------------------------|
| 身体障がい者手帳の交付を受けている方              | 身体障がい者手帳及び本人確認書類（個人番号カード等）     |
| 療育手帳の交付を受けている方                  | 療育手帳及び本人確認書類（個人番号カード等）         |
| 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方          | 精神障がい者保健福祉手帳及び本人確認書類（個人番号カード等） |
| 障がい基礎年金・障がい厚生年金・障がい共済年金を受給している方 | それぞれの年金証書及び本人確認書類（個人番号カード等）    |
| 特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方       | それぞれの認定通知書及び本人確認書類（個人番号カード等）   |

注 1 上記以外でも、各種法律に基づく障がい年金、手当や補償費を受給している方などが、非課税扱いとなる場合があります。

注 2 郵便貯金の利子所得の非課税制度については、郵政民営化（平成 19 年 10 月 1 日）以後、経過措置が適用されるものを除き、廃止されています。





## 郵便料金



次の場合郵便料金が減免されます（今後、一部商品が変更になる可能性があります）。

| 種類           | 内容・形態                                                                                                                                                        | 郵便料金・ゆうパック運賃                                                  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 点字郵便物        | 点字のみを掲げたものを内容とし開封とするもの。                                                                                                                                      | 無料                                                            |
| 点字ゆうパック      | 障がいのある方の福祉の増進を図るために大型の点字図書等点字のみを掲げたものを内容とするもので、内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出すもの。                                                             | 重量30kg以下、大きさは、長さ幅及び厚さの合計1.7m以下です。運賃については、日本郵便株式会社の郵便局でお尋ねください |
| 心身障がい者用ゆうメール | 図書館（日本郵便株式会社へ所定の届出をされたものに限ります）と身体に重度の障がいがある方または知的障がいの程度が重い方との間で図書の閲覧のために発受するもの。                                                                              | 詳細は日本郵便株式会社の郵便局でお尋ねください                                       |
| 聴覚障がい者用ゆうパック | 聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社が指定するものに限ります）と聴覚に障がいのある方との間でビデオテープ、DVDなどの録画物の貸し出しまたは返却のために発受するもの。                                                       |                                                               |
| 第三種郵便物       | 1回の発行部数が500部以上のもので1回の発行部数にしめる有料購読部数が80%以上の定期刊行物で日本郵便株式会社の承認を受けたもの。なお、心身障がい者団体が心身障がい者の福祉を図ることを目的として発行する定期刊行物を内容とするもので発行人から差し出されるものは心身障がい者用低料第三種郵便物として取り扱いします。 | 詳細は日本郵便株式会社の郵便局でお尋ねください                                       |
| 特定録音物等郵便物    | 盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物で、内国郵便約款の定めるところにより点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（日本郵便株式会社が指定するものに限ります）から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもので開封とするもの。                        | 無料                                                            |





## NHK放送受信料

身 知 精

次の世帯のNHK放送受信料が減免されます。

**対象となる方：《全額免除》**

身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方または知的障がい者と判定を受けた方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税である世帯

**《半額免除》**

世帯主が、身体障がい者手帳の交付を受けた視覚障がい者・聴覚障がい者または身体障がい者手帳（１・２級）・精神障がい者保健福祉手帳（１級）の交付を受けた方または重度の知的障がい者と判定を受けた方であるとき

**問い合わせ先：NHKふれあいセンター**

ナビダイヤル 0570-077-077

受付時間：9:00～18:00（土・日・祝日も受付）

NHK ホームページ

[https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption\\_list.html](https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html)

NHK大阪放送局 視聴者リレーションセンター 開発推進部

受付時間：平日 10:00～17:00（所在地：115 ページ）

備

考：詳細は上記ホームページを確認、またはNHKまでお問い合わせください。

該当証明が必要なときは各区保健福祉センター福祉業務担当

（所在地：裏表紙）

## NTT電話番号案内料金

身 知 精

事前登録することで番号案内(104)が無料でご利用いただけるサービス（ふれあい案内）です。ふれあい案内については、NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象になります。

**対象となる方**

・身体障がい者手帳

視覚障がい 1～6 級

肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい） 1・2 級の方）

聴覚障がい 2 級、3 級、4 級、6 級

音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 3 級、4 級

・戦傷病者手帳

視力の障がい 特別項症～第 6 項症

上肢の障がい 特別項症～第 2 項症

聴覚障がい 第 2 項症、第 4 項症

音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい 第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症

・療育手帳

・精神障がい者保健福祉手帳所持者

**NTT西日本ふれあい案内**

TEL：0120-104174 FAX：0120-104134（フリーダイヤル）

※FAX によるお問い合わせに関する注意事項

・お客様のお名前と連絡先 FAX 番号を用紙に記載し、送信してください

受 付 時 間：9:00～17:00（土曜・日曜・祝日および年末年始を除く）

11  
の各種  
減料  
免金



# 文化施設等の入場料

身 知 精

身体障がい者手帳・療育手帳または認定カード・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた方は、手帳・カードの持参・提示により、次の施設の入場料等が減免されます。

※ スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」のご提示により、身体障がい者手帳等の提示に代えることができます。

※ 施設名欄に【半額】の表示のないものは無料となります。

※ 被爆者健康手帳をお持ちの方も対象となる施設があります。対象かは、各施設へお問合せください。

**備 考：**入場時間、休館日は年度・季節・催しの開催状況及び新型コロナウイルス感染拡大防止等により異なる場合がありますので、各施設等に直接お問い合わせください。

原則として大阪市主催の催しに限りです。介護の必要な方は介護人と一緒にご利用ください。

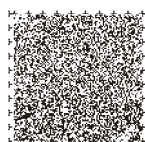
介護人の割引は施設により異なりますので、各施設に直接お問い合わせください。

## 【文化施設等】

| 施設名                                               | 所在地                                         | 電話        | 利用時間                                           | 入場時間                               | 休館日                                                                                                |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                   | 最寄駅                                         |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| 東 洋 陶 磁 美 術 館<br>(本人及び介護者1名)                      | 北区中之島 1-1-26                                | 6223-0055 | 9:30～17:00                                     | 9:30～16:30                         | 12/28～1/4、毎週月曜日<br>(祝日の場合は翌日)<br>展示替期間                                                             |
|                                                   | 《京阪》なにわ橋<br>《Osaka Metro・京阪》淀屋橋、北浜          |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
|                                                   |                                             |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| 科 学 館<br>(プラネタリウムの無料<br>観覧は1日1回のみ)<br>(本人及び介護者1名) | 北区中之島 4-2-1                                 | 6444-5656 | 9:30～17:00<br>(詳細は公式ホームページをご覧ください)             | 9:30～16:30<br>(詳細は公式ホームページをご覧ください) | 12/28～1/4、毎週月曜日<br>(祝日の場合は翌平日)<br>メンテナンス休館日あり                                                      |
|                                                   | 《Osaka Metro》肥後橋<br>《京阪》渡辺橋<br>《大阪シティバス》田養橋 |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
|                                                   |                                             |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| キ ャ ッ プ ラ ザ 大 阪<br>【半額】                           | 北区扇町 2-1-7                                  | 6311-6601 | 9:30～17:00<br>※利用時間は変更となる場合があります。              | 閉館の<br>45分前まで                      | 第2・3月曜日(祝日の場合は翌日)、8月は第4月曜日、<br>12/28～1/2、臨時休館あり                                                    |
|                                                   | 《Osaka Metro》扇町・《JR》天満                      |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| 大 阪 城 天 守 閣<br>(本人及び介護者1名)                        | 中央区大阪城 1-1                                  | 6941-3044 | 9:00～17:00<br>夏季等<br>開館延長実施                    | 閉館の<br>30分前まで                      | 12/28～1/1<br>※2024年10/28(月)から12/14(土)まで館外エレベーター更新工事のため、改札から天守閣内までは階段のみとなります。<br>詳しくはホームページをご覧ください。 |
|                                                   | 《Osaka Metro・京阪》天満橋<br>《Osaka Metro》谷町四丁目   |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| 大 阪 城 西 の 丸 庭 園                                   | 中央区大阪城公園内                                   | 6941-1717 | 【3～10月】<br>9:00～17:00<br>【11～2月】<br>9:00～16:30 | 閉園の<br>30分前まで                      | 12/28～1/4、毎週月曜日<br>(祝日の場合は翌平日)                                                                     |
|                                                   | 《Osaka Metro・京阪》天満橋<br>《Osaka Metro》谷町四丁目   |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| 大 阪 歴 史 博 物 館<br>(本人及び介護者1名)                      | 中央区大手前 4-1-32                               | 6946-5728 | 9:30～17:00                                     | 閉館の<br>30分前まで                      | 12/28～1/4、毎週火曜日<br>(祝日の場合は翌平日)                                                                     |
|                                                   | 《Osaka Metro》谷町四丁目<br>《大阪シティバス》馬場町          |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| 大 阪 く ら し の 今 昔 館<br>(本人及び介護者1名)                  | 北区天神橋 6-4-20<br>住まい情報センタービル<br>8階           | 6242-1170 | 10:00～17:00                                    | 閉館の<br>30分前まで                      | 12/29～1/3<br>毎週火曜日<br>臨時休館あり                                                                       |
|                                                   | 《Osaka Metro・阪急》天神橋筋六丁目<br>《JR》天満           |           |                                                |                                    |                                                                                                    |
| ピ ー ス お お さ か<br>(大阪国際平和センター)                     | 中央区大阪城 2-1                                  | 6947-7208 | 9:30～17:00                                     | 9:30～16:30                         | 毎週月曜日、12/28～R7.1/4、<br>1/14、1/28、2/12、2/25、<br>2/28、3/21、4/30、5/7、<br>7/22、7/31、9/2                |
|                                                   | 《JR・Osaka Metro》森ノ宮                         |           |                                                |                                    |                                                                                                    |

の各種  
減料  
免金

11



| 施設名                             | 所在地                                                | 電話           | 利用時間                                                           | 入場時間                                           | 休館日                                                                        |
|---------------------------------|----------------------------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|                                 | 最寄駅                                                |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 海遊館<br>【半額】<br>(本人及び介護者1名)      | 港区海岸通 1-1-10                                       | 6576-5501    | 10:00~20:00<br>季節により変更あり<br>詳細はホームページを<br>ご覧下さい                | 閉館の<br>1時間前まで                                  | 2025年<br>1/8(水)・1/9(木)                                                     |
|                                 | 《Osaka Metro》大阪港                                   |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 天保山大観覧車<br>【半額】<br>(本人及び介護者1名)  | 港区海岸通 1-1-10                                       | 6576-6222    | 平日<br>10:00~21:00<br>土日祝<br>10:00~22:00<br>詳細はホームページを<br>ご覧下さい | 営業終了の<br>15分前まで                                | 2025年<br>1/8(水)・1/9(木)                                                     |
|                                 | 《Osaka Metro》大阪港                                   |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 大阪市立美術館<br>(本人及び介護者1名)          | 天王寺区茶臼山町 1-82                                      | 6771-4874    | 9:30~17:00                                                     | 9:30~16:30                                     | 毎週月曜日<br>(祝日の場合は翌平日)<br>※2022年秋から2025年春(予定)<br>まで、改修工事のため休館                |
|                                 | 《JR・Osaka Metro》天王寺<br>《近鉄》大阪阿部野橋<br>《大阪シティバス》あべの橋 |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 天王寺動物園                          | 天王寺区茶臼山町<br>1-108                                  | 6771-8401    | 9:30~17:00<br>【5月及び9月の<br>土曜日、日曜日<br>及び祝日】<br>9:30~18:00       | 閉園の<br>1時間前まで                                  | ・毎週月曜日(休日の場合は<br>翌日)<br>・年末年始(12/29~1/1)                                   |
|                                 | 《JR・Osaka Metro》天王寺<br>《Osaka Metro》動物園前、恵美須町      |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 慶沢園                             | 天王寺公園内                                             | 6761-1770    | 9:30~17:00<br>【5月及び9月の<br>土曜日、日曜日<br>及び祝日】<br>9:30~18:00       | 閉園の<br>30分前まで                                  | 12/29~1/1 毎週月曜日(休<br>日の場合は翌平日)<br>※2024年4月から2025<br>年春(予定)まで、改修工事<br>のため休園 |
|                                 | 《JR・Osaka Metro》天王寺<br>《Osaka Metro》動物園前、恵美須町      |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 城北菖蒲園                           | 旭区城北公園内                                            | 6912-0650    | 9:30~17:00                                                     | 9:30~16:30                                     | 開園期間<br>5月中旬~6月中旬(予定)                                                      |
|                                 | 《大阪シティバス》城北公園前<br>《JR》城北公園通                        |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 咲くやこの花館<br>(本人及び介護者1名)          | 鶴見区鶴見緑地内                                           | 6912-0055    | 10:00~17:00                                                    | 10:00~16:30                                    | 12/28~1/4、毎週月曜日<br>(休日の場合は翌平日)                                             |
|                                 | 《Osaka Metro》鶴見緑地                                  |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 自然史博物館<br>(本人及び介護者1名)           | 東住吉区长居公園 1-23                                      | 6697-6221    | 【3~10月】<br>9:30~17:00<br>【11~2月】<br>9:30~16:30                 | 【3~10月】<br>9:30~16:30<br>【11~2月】<br>9:30~16:00 | 12/28~1/4、毎週月曜日<br>(祝休日の場合は翌平日)                                            |
|                                 | 《JR・Osaka Metro》長居<br>《大阪シティバス》長居東                 |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 長居植物園<br>(本人及び介護者1名)            | 東住吉区长居公園 1-23                                      | 6696-7117    | 【3~10月】<br>9:30~17:00<br>【11~2月】<br>9:30~16:30                 | 【3~10月】<br>9:30~16:30<br>【11~2月】<br>9:30~16:00 | 12/28~1/4、毎週月曜日<br>(休日の場合は翌平日)                                             |
|                                 | 《JR・Osaka Metro》長居                                 |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 大阪公立大学<br>附属植物園                 | 交野市私市 2000                                         | 072-891-2059 | 9:30~16:30                                                     | 9:30~16:00                                     | 毎週月曜日<br>(祝日の場合は開園) 12/28<br>~1/4                                          |
|                                 | 《京阪》私市                                             |              |                                                                |                                                |                                                                            |
| 大阪中之島美術館<br>【半額】<br>(本人及び介護者1名) | 北区中之島 4-3-1                                        | 6479-0550    | 10:00~17:00                                                    | 閉場の<br>30分前まで                                  | 毎週月曜日<br>(祝日の場合は翌平日)<br>展示替期間                                              |
|                                 | 《Osaka Metro》肥後橋<br>《京阪》渡辺橋<br>《大阪シティバス》田蓑橋        |              |                                                                |                                                |                                                                            |

11  
の各種  
減料  
免金

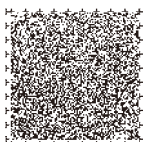


【プール】

| 施設名                    | 所在地                                   | 電話        | 利用時間                                                        | 入場時間                                                        | 休館日                                    |
|------------------------|---------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
|                        | 最寄駅                                   |           |                                                             |                                                             |                                        |
| NAS アクアパーク<br>扇 町      | 北区扇町 1-1<br>扇町公園内                     | 6363-8911 | 平 日 9:00～21:45<br>土日祝 9:00～20:45<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:30 | 平 日 9:00～21:15<br>土日祝 9:00～20:15<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:00 | 12/28～1/4、水曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《Osaka Metro》扇町<br>《JR》天満             |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 都 島 屋 内                | 都島区都島本通<br>4-12-7                     | 6922-8005 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《Osaka Metro》都島・野江内代                  |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 下 福 島                  | 福島区福島 4-1-82 下<br>福島公園内               | 6444-3450 | 平 日 9:00～21:45<br>土日祝 9:00～20:45<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:30 | 平 日 9:00～21:15<br>土日祝 9:00～20:15<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:00 | 12/28～1/4、木曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《JR》新福島<br>《京阪》中之島<br>《大阪シティバス》堂島大橋北詰 |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 此 花 屋 内                | 此花区西九条 5-4-21                         | 6465-6700 | 9:00～20:30<br>(祝日と重なる月曜日<br>は 9:00～18:00)                   | 9:00～20:00<br>(祝日と重なる月曜日<br>は 9:00～17:30)                   | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は開館)            |
|                        | 《JR・阪神》西九条                            |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 中 央 屋 内                | 中央区島之内 2-7-8                          | 6212-5473 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《Osaka Metro》長堀橋                      |           |                                                             |                                                             |                                        |
| セントラルスポーツ<br>西 屋 内     | 西区本田 1-4-16<br>松島公園内                  | 6581-7601 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、火曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《Osaka Metro》西長堀・阿波座                  |           |                                                             |                                                             |                                        |
| A s u e<br>大 阪         | 港区田中 3-1-20<br>八幡屋公園内                 | 6571-2010 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)<br>公式競技開催日 |
|                        | 《Osaka Metro》朝潮橋                      |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 大 正 屋 内                | 大正区小林東 3-3-25                         | 6555-8950 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《大阪シティバス》小林                           |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 真 田 山                  | 天王寺区真田山町<br>5-109 真田山公園内              | 6765-0176 | 9:00～20:30<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:30                       | 9:00～20:00<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:00                       | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)<br>専用使用日   |
|                        | 《Osaka Metro・JR》玉造・鶴橋                 |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 浪 速 屋 内                | 浪速区難波中 3-8-8                          | 6643-6446 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《Osaka Metro・近鉄》なんば<br>《JR・南海》難波      |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 西 淀 川 屋 内              | 西淀川区大和田 2-5-7                         | 6474-9940 | 9:00～20:30<br>(祝日と重なる月曜日<br>は 9:00～18:00)                   | 9:00～20:00<br>(祝日と重なる月曜日<br>は 9:00～17:30)                   | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は開館)            |
|                        | 《阪神》福                                 |           |                                                             |                                                             |                                        |
| COSPA ウエルネス<br>淀 川 屋 内 | 淀川区十三東 2-3-1                          | 6885-1711 | 平日 9:00～21:30<br>土 9:00～20:45<br>日・祝 9:00～19:15             | 平日 9:00～21:00<br>土 9:00～20:15<br>日・祝 9:00～18:45             | 12/28～1/4、木曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《大阪シティバス》淀川区役所<br>《阪急》十三              |           |                                                             |                                                             |                                        |
| H S T<br>東 淀 川 屋 内     | 東淀川区東淡路<br>1-4-53                     | 6325-5077 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                        | 《阪急》淡路<br>《大阪シティバス》東淡路一丁目             |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 東 成 屋 内                | 東成区東中本 2-12-1<br>神路公園内                | 6972-6123 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、<br>第2月曜日<br>(祝日の場合は翌日)      |
|                        | 《Osaka Metro》緑橋<br>《大阪シティバス》東中本二丁目    |           |                                                             |                                                             |                                        |
| 生 野 屋 内                | 生野区桃谷 3-8-18                          | 6731-7381 | 9:00～20:30                                                  | 9:00～20:00                                                  | 12/28～1/4、<br>火曜日<br>(祝日の場合は翌日)        |
|                        | 《Osaka Metro・JR・近鉄》鶴橋                 |           |                                                             |                                                             |                                        |

の各  
種減  
料  
免金

11

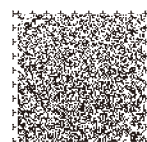


| 施設名                | 所在地                                            | 電話        | 利用時間                                                                   | 入場時間                                                                   | 休館日                               |
|--------------------|------------------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
|                    | 最寄駅                                            |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 旭屋内                | 旭区高殿 6-14-6                                    | 6955-6491 | 9:00～20:30                                                             | 9:00～20:00                                                             | 12/28～1/4、火曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
|                    | 《Osaka Metro》関目高殿<br>《大阪シティバス》高殿・高殿七丁目         |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 旭                  | 旭区高殿 5-3-12<br>旭公園内                            | 6952-2161 | 7月上旬～8月下旬<br>9:00～16:30                                                | 7月上旬～8月下旬<br>9:00～16:00                                                | 施設にお問合せください                       |
|                    | 《Osaka Metro》関目高殿<br>《大阪シティバス》高殿二丁目            |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 城東屋内               | 城東区関目 2-17-45                                  | 4255-0230 | 平日 9:00～21:00<br>土 9:00～20:00<br>日 9:00～19:00                          | 平日 9:00～20:30<br>土 9:00～19:30<br>日 9:00～18:30                          | 12/28～1/4、<br>第3月曜日<br>(祝日の場合は翌日) |
|                    | 《Osaka Metro》蒲生四丁目<br>《京阪》野江                   |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 鶴見緑地               | 鶴見区緑地公園 1-37<br>鶴見緑地公園内                        | 6915-4721 | 4月～9月<br>9:00～20:30<br>10月～3月<br>9:00～18:30<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～20:30 | 4月～9月<br>9:00～20:00<br>10月～3月<br>9:00～18:00<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～20:00 | 12/29～1/1、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
|                    | 《Osaka Metro》鶴見緑地                              |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 阿倍野屋内              | 阿倍野区阿倍野筋<br>3-13-23                            | 6636-7290 | 9:00～20:30                                                             | 9:00～20:00                                                             | 12/28～1/4、水曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
|                    | 《Osaka Metro》阿倍野                               |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| フィットネス 21<br>住之江屋内 | 住之江区北加賀屋<br>5-3-47                             | 6686-4163 | 9:00～20:30<br>(祝日と重なる月曜日<br>は 9:00～18:00)                              | 9:00～20:00<br>(祝日と重なる月曜日<br>は 9:00～17:30)                              | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は開館)       |
|                    | 《Osaka Metro》北加賀屋                              |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 住吉屋内               | 住吉区浅香 1-8-15                                   | 6694-9201 | 9:00～20:30                                                             | 9:00～20:00                                                             | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
|                    | 《Osaka Metro》あびこ<br>《JR》杉本町<br>《大阪シティバス》浅香東住宅前 |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 長居                 | 東住吉区長居公園<br>1-1 長居公園内                          | 6609-1580 | 9:00～20:30<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:30                                  | 9:00～20:00<br>屋外プール夏季のみ<br>9:00～16:00                                  | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
|                    | 《Osaka Metro・JR》長居<br>《JR》鶴ヶ丘                  |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 平野屋内               | 平野区平野南 4-6-1                                   | 6709-1255 | 9:00～20:30                                                             | 9:00～20:00                                                             | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
|                    | 《Osaka Metro》平野<br>《大阪シティバス》平野東住宅前             |           |                                                                        |                                                                        |                                   |
| 西成屋内               | 西成区玉出東 1-6-1                                   | 4398-1603 | 9:00～20:30                                                             | 9:00～20:00                                                             | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
|                    | 《Osaka Metro》岸里<br>《南海》岸里玉出                    |           |                                                                        |                                                                        |                                   |

11  
の各種  
減料  
免金

## 【アイススケート場】

| 施設名                              | 所在地                              | 電話        | 利用時間                                                                   | 入場時間                                                                   | 休館日                                             |
|----------------------------------|----------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|                                  | 最寄駅                              |           |                                                                        |                                                                        |                                                 |
| A s u e<br>大 阪 プ ー ル<br>アイススケート場 | 港区田中 3-1-20<br>八幡屋公園内            | 6571-2010 | 冬季のみ<br>【11月～3月】<br>平日 10:00～17:00<br>土 11:00～17:00<br>日・祝 11:00～18:30 | 冬季のみ<br>【11月～3月】<br>平日 10:00～16:30<br>土 11:00～16:30<br>日・祝 11:00～18:00 | 12/28～1/1、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)<br>専用使用日<br>公式競技開催日 |
|                                  | 《Osaka Metro》朝潮橋                 |           |                                                                        |                                                                        |                                                 |
| 真 田 山 フ ・ ル<br>アイススケート場          | 天王寺区真田山町<br>5-109 真田山公園内         | 6765-0176 | 冬季のみ<br>【12/1～3/10】<br>平 日 9:00～18:00<br>土日祝 10:00～18:00               | 冬季のみ<br>【12/1～3/10】<br>平 日 9:00～17:00<br>土日祝 10:00～17:00               | 12/31～1/1、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)                     |
|                                  | 《Osaka Metro・JR》玉造・鶴橋            |           |                                                                        |                                                                        |                                                 |
| セントラルスポーツ<br>浪 速 屋 内<br>アイススケート場 | 浪速区難波中 3-8-8                     | 6643-6448 | 通年<br>10:00～19:00<br>火・水<br>10:00～17:00                                | 通年<br>10:00～18:00<br>火・水<br>10:00～16:00                                | 12/31～1/1、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)<br>専用使用日<br>公式競技開催日 |
|                                  | 《Osaka Metro・近鉄》なんば<br>《JR・南海》難波 |           |                                                                        |                                                                        |                                                 |



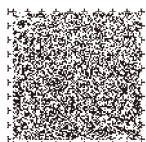


【トレーニング場】

| 施設名                            | 所在地                                                             | 電話        | 利用時間                                            | 入場時間                                            | 休館日                               |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------|
|                                | 最寄駅                                                             |           |                                                 |                                                 |                                   |
| NAS アクアパーク<br>扇町<br>※ フール併設    | 北区扇町 1-1 扇町公園内<br>《Osaka Metro》扇町<br>《JR》天満                     | 6363-8911 | 平日 9:00~21:45<br>土日祝 9:00~20:45                 | 平日 9:00~21:15<br>土日祝 9:00~20:15                 | 12/28~1/4、水曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 都島屋内<br>※ フール併設                | 都島区都島本通 4-12-7<br>《Osaka Metro》都島・野江内代                          | 6922-8005 | 9:00~20:30                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 下福島<br>※ フール併設                 | 福島区福島 4-1-82<br>下福島公園内<br>《JR》新福島<br>《大阪シティバス》堂島大橋北詰<br>《京阪》中之島 | 6444-3450 | 平日 9:00~21:45<br>土日祝 9:00~20:45                 | 平日 9:00~21:15<br>土日祝 9:00~20:15                 | 12/28~1/4、木曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 此花屋内<br>※ フール併設                | 此花区西九条 5-4-21<br>《JR・阪神》西九条                                     | 6465-6700 | 9:00~20:30<br>(祝日と重なる月曜日は 9:00~18:00)           | 9:00~20:00<br>(祝日と重なる月曜日は 9:00~17:30)           | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 中央屋内<br>※ フール併設                | 中央区島之内 2-7-8<br>《Osaka Metro》長堀橋                                | 6212-5473 | 9:00~20:30                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| セントラルスポーツ<br>西屋内<br>※ フール併設    | 西区本田 1-4-16<br>松島公園内<br>《Osaka Metro》西長堀・阿波座                    | 6581-7601 | 9:00~20:30                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、火曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 中央体育館<br>トレーニング室               | 港区田中 3-1-40<br>八幡屋公園内<br>《Osaka Metro》朝潮橋                       | 6576-0071 | 9:00~20:50                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、<br>第3月曜日<br>(祝日の場合は翌日) |
| 大正屋内<br>※ フール併設                | 大正区小林東 3-3-25<br>《大阪シティバス》小林                                    | 6555-8950 | 9:00~20:30                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 真田山<br>※ フール併設                 | 天王寺区真田山町 5-109 真田山公園内<br>《Osaka Metro・JR》玉造・鶴橋                  | 6765-0176 | 9:00~20:30                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 浪速屋内<br>※ フール併設                | 浪速区難波中 3-8-8<br>《Osaka Metro・近鉄》なんば<br>《JR・南海》難波                | 6643-6446 | 9:00~20:30                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| 西淀川屋内<br>※ フール併設               | 西淀川区大和田 2-5-7<br>《阪神》福                                          | 6474-9940 | 9:00~20:30<br>(祝日と重なる月曜日は 9:00~18:00)           | 9:00~20:00<br>(祝日と重なる月曜日は 9:00~17:30)           | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| COSPA ウエルネス<br>淀川屋内<br>※ フール併設 | 淀川区十三東 2-3-1<br>《大阪シティバス》淀川区役所<br>《阪急》十三                        | 6885-1711 | 平日 9:00~21:30<br>土 9:00~20:45<br>日・祝 9:00~19:15 | 平日 9:00~21:00<br>土 9:00~20:15<br>日・祝 9:00~18:45 | 12/28~1/4、木曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |
| H S T<br>東淀川屋内<br>※ フール併設      | 東淀川区東淡路 1-4-53<br>《阪急》淡路<br>《大阪シティバス》東淡路一丁目                     | 6325-5077 | 9:00~20:30                                      | 9:00~20:00                                      | 12/28~1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)       |

の各種  
減料  
料金

11



| 施設名                            | 所在地                                    | 電話        | 利用時間                                          | 入場時間                                          | 休館日                                    |
|--------------------------------|----------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------|
|                                | 最寄駅                                    |           |                                               |                                               |                                        |
| 東 成 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設         | 東成区東中本 2-12-1<br>神路公園内                 | 6972-6123 | 9:00～20:30                                    | 9:00～20:00                                    | 12/28～1/4、<br>第2月曜日<br>(祝日の場合は翌日)      |
|                                | 《Osaka Metro》緑橋<br>《大阪シティバス》東中本二丁目     |           |                                               |                                               |                                        |
| 生 野 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設         | 生野区桃谷 3-8-18                           | 6731-7381 | 9:00～20:30                                    | 9:00～20:00                                    | 12/28～1/4、<br>火曜日<br>(祝日の場合は翌日)        |
|                                | 《Osaka Metro・JR・近鉄》鶴橋                  |           |                                               |                                               |                                        |
| 旭 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設           | 旭区高殿 6-14-6                            | 6955-6491 | 平日 9:00～<br>21:00<br>土日 9:00～<br>20:30        | 平日 9:00～<br>20:30<br>土日 9:00～<br>20:00        | 12/28～1/4、火曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                                | 《Osaka Metro》関目高殿<br>《大阪シティバス》高殿・高殿七丁目 |           |                                               |                                               |                                        |
| 城 東 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設         | 城東区関目 2-17-45                          | 4255-0230 | 平日 9:00～21:00<br>土 9:00～20:00<br>日 9:00～19:00 | 平日 9:00～20:30<br>土 9:00～19:30<br>日 9:00～18:30 | 12/28～1/4、<br>第3月曜日<br>(祝日の場合は翌日)      |
|                                | 《Osaka Metro》蒲生四丁目<br>《京阪》野江           |           |                                               |                                               |                                        |
| 阿 倍 野 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設       | 阿倍野区阿倍野筋<br>3-13-23<br>あべのフォルサ         | 6636-7290 | 9:00～20:30                                    | 9:00～20:00                                    | 12/28～1/4、水曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                                | 《Osaka Metro》阿倍野                       |           |                                               |                                               |                                        |
| 住 吉 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設         | 住吉区浅香 1-8-15                           | 6694-9201 | 9:00～20:30                                    | 9:00～20:00                                    | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                                | 《Osaka Metro》あびこ<br>《JR》杉本町            |           |                                               |                                               |                                        |
| 長 居 陸 上 競 技 場<br>ト レ - ニ ン グ 場 | 東住吉区長居公園 1-1<br>長居公園内                  | 6699-8885 | 火～土 9:00～21:00<br>日祝 9:00～17:30               | 火～土 9:00～20:30<br>日祝 9:00～17:00               | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は営業。<br>振替休日なし) |
|                                | 《Osaka Metro・JR》長居<br>《JR》鶴ヶ丘          |           |                                               |                                               |                                        |
| 平 野 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設         | 平野区平野南 4-6-1                           | 6709-1255 | 9:00～20:30                                    | 9:00～20:00                                    | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                                | 《Osaka Metro》平野<br>《大阪シティバス》平野東住宅前     |           |                                               |                                               |                                        |
| 西 成 屋 内<br>※ フ ー ル 併 設         | 西成区玉出東 1-6-1                           | 4398-1603 | 9:00～20:30                                    | 9:00～20:00                                    | 12/28～1/4、月曜日<br>(祝日の場合は翌日)            |
|                                | 《Osaka Metro》岸里<br>《南海》岸里玉出            |           |                                               |                                               |                                        |

11 の各  
種料  
減免

## デジタル障がい者手帳「ミライロ ID」について

「ミライロ ID」は、民間事業者が提供する、障がいのある人に向けたスマートフォン向けアプリです。お持ちの障がい者手帳の情報を登録することで、スマートフォンの画面に障がい情報を表示させることができます。

文化施設等の入場料減免の手続きをはじめ、公共交通機関などにおいて、「ミライロ ID」をユーザーが提示することで割引などを受けることができます。

障がい者手帳原本を必要とする手続きや、本人確認書類としての利用はできない場合があります。

ミライロ ID ホームページ <https://mirairo-id.jp/>

お問い合わせ窓口：ミライロ ID ヘルプセンター メール support@mirairo-id.jp



## 区の広報紙（点字版・音声版）



毎月、各区が発行する「区の広報紙」の点字版・音声版を、市内在住の視覚障がいのある方に無料でお届けします。

希望される方は、下記の申込先まで、電話・はがき・ファックス・電子メールによりお申し込みください。はがき・ファックス等での申し込みには件名「広報紙希望」・住所・氏名・電話番号・点字版か音声版かをご記入のうえ下記の申込先へ送付してください。

| 種類                   | 申込先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 点字版（提供）<br>（B5版）     | 所 在 地：〒530-8201 北区中之島 1-3-20<br>大阪市政策企画室広報担当<br>電 話：6208-7251<br>ファックス：6227-9090<br>※各区役所でもお申し込みいただけます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 音声版（貸し出し）<br>（デジCD版） | 所 在 地：〒546-0033 東住吉区南田辺 1-9-28<br>早川福祉会館（点字図書室）<br>電 話：6622-0123<br>ファックス：6622-0020<br>《電子メールアドレス》 <a href="mailto:hayakawa-f@k2.dion.ne.jp">hayakawa-f@k2.dion.ne.jp</a><br>《大阪市ホームページ》<br><a href="http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000389395.html">http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000389395.html</a><br>※全市情報をお知らせする「市政情報ページ」部分のみ<br>※大阪市ホームページにも音声版および音声読み上げに対応するテキストデータを掲載しています。 |

●問い合わせ先：大阪市政策企画室広報担当（電話：6208-7251）

## くらしの便利帳（点字版・音声版）



「くらしの便利帳」は、福祉・保険の手続きや施設の案内など、日常生活に便利な情報を紹介したもので、この点字版・音声版を市内在住の視覚障がいのある方に無料でお届けします。希望される方は、電話・はがき・ファックスによりお申し込みください。

はがき・ファックスでの申し込みには、件名「くらしの便利帳希望」・住所・氏名・電話番号・点字版か音声版かをご記入のうえ下記の申込先へ送付してください。音声版はデジCD版となります。

## ●申込先（問い合わせ先）

担 当 部 署：大阪市政策企画室 広報担当

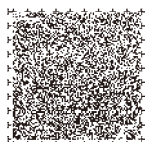
所 在 地：〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

電 話：6208-7251

ファックス：6227-9090

大阪市ホームページ：

<http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000258565.html>



## 防災情報のメール配信

携帯メールアドレスを「防災情報メール」に登録していただきますと、気象・地震・津波情報、災害時の防災情報をメールで配信します。ただし、登録料は無料ですが、メール受信にかかる通信料（パケット料）は利用者の負担となります。

必要に応じてご利用ください。

### ●防災情報メールの配信登録

「touroku@osaka-bousai.net」へ空メールを送信して手続きを行なうことができます。  
バーコードリーダー機能付き携帯なら右に印刷しているQRコードを読み取り送信してください。

迷惑メール対策としてドメイン指定受信をされている方は、あらかじめドメイン指定受信に上記のアドレスを登録してください。

また、URL付メール受信拒否、宛名設定等については各携帯電話会社または販売店にお問い合わせください。

※本サービスの詳細および大阪市内の各種防災情報については、「おおさか防災ネット」  
(URL: <https://www.osaka-bousai.net>)  
をご覧ください。



## 大阪防災アプリ

大阪市では、災害時における迅速な避難を支援するとともに、日頃から災害に対する意識啓発や避難に関する知識、防災知識の普及を図ることを目的とするスマートフォン用アプリケーション「大阪防災アプリ」を提供しています。



●このアプリでは、防災情報の収集や災害に応じた避難場所・避難所の検索や経路確認、気象庁の警報・注意報や大阪市からの情報等が入手できます。また、防災・防犯ブザー、スマホライト機能なども備えています。

詳細については「大阪防災アプリ」のホームページ  
:<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html>  
をご覧ください。

●スマートフォンで下のQRコードを読み込んで直接ダウンロードページを表示させることができます。



ダウンロードはこちらから



提情  
12 報  
供の

# バリアフリー情報

## 【大阪市ハートフル Web サイト】

障がいのある方が外出する際の利便性向上や就労による自立を支援するため、大阪市内の施設等のバリアフリー整備状況や施設情報を提供しています。また、大阪市内の障がい者福祉サービス事業所が販売・提供する商品・サービスの紹介等の情報も提供しています。

- トップページ  
URL：<https://osaka-heartfulweb.jp/>
- 「バリアフリー情報」のページ  
URL：[https://www.osaka-heartfulweb.jp/bf\\_top.html](https://www.osaka-heartfulweb.jp/bf_top.html)
- 「ハートフル商店街」のページ  
URL：[https://www.osaka-heartfulweb.jp/heartful\\_shopping\\_street/\\_pc/index.php](https://www.osaka-heartfulweb.jp/heartful_shopping_street/_pc/index.php)

## 大阪市立中央図書館の利用

身 知 精 難

中央図書館を利用される方は次のようなサービスが受けられます。利用には、事前登録が必要です。

- ①対面朗読サービス（視覚障がいのある方）  
※中央図書館以外でも、旭・阿倍野・城東・住吉・鶴見・西淀川・東成・東淀川・平野・港図書館で実施しています。詳しくは各館へお問い合わせください。
  - ②郵送による貸出（視覚障がい・肢体障がい・内部障がいなどで外出が困難な方）
  - ③ファックスによる資料の問い合わせ・予約（聴覚障がい・言語障がいのある方）
  - ④貸出期間を長くして利用できます。貸出点数も多くなります。（何らかの障がいのある方）
  - ⑤その他
    - 点字資料、点訳絵本、さわる絵本、布の絵本、録音資料、マルチメディアデージー図書、音声解説や日本語字幕が付いた DVD などがあります。
    - 拡大読書器・簡易筆談器（各階 1 台）、音声対応パソコン（対面朗読室内）があります。
- ※施設・設備については、大阪市立図書館各館のページで詳細をご確認いただけます。
- ご希望の方は係員が Osaka Metro 西長堀駅の改札口まで送迎いたしますので、あらかじめお申し出ください。
  - 利用案内について、デージー版・テープ版・点字版・大活字版があります。
  - 生涯学習情報誌「いちよう並木」のデージー版を製作貸出しています。図書館ホームページでもご覧いただけます。
  - 案内はホームページでもご覧いただけます。
- [https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page\\_id=129](https://www.oml.city.osaka.lg.jp/?page_id=129)



| 名称            | 所在地                                                      | 電話        | ファックス     | 開館時間                 | 休館日                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------|-----------|-----------|----------------------|--------------------------------------|
| 大阪市立<br>中央図書館 | 〒550-0014<br>西区北堀江 4-3-2<br>(Osaka Metro 西長堀駅<br>7号出口すぐ) | 6539-3304 | 6539-3335 | 月～金<br>9:15～20:30    | 毎月第1・第3木曜日<br>(祝日は開館)<br>年末年始、蔵書点検期間 |
|               |                                                          |           |           | 土・日・祝日<br>9:15～17:00 |                                      |





# 視覚障がい者等に対する情報提供サービス



活字を読むことが困難な視覚障がいのある方等に、読書を中心とする情報提供サービスを行っています。詳しくは電話でお問い合わせください。

- ① 点字・録音図書等の貸出  
全国の図書館が所蔵する点字・録音図書や雑誌を郵送等で貸し出します。利用には登録（電話可）が必要です。
  - ② 対面朗読サービス  
ご希望の本や書類をボランティアが対面で読み上げます。（予約制。内容により代筆も可）
  - ③ プライベート点訳・録音  
お手持ちの本や資料をお預かりして、点訳・録音をします。（実費が必要）
  - ④ 視覚障がいのある方等に便利な機器に関する各種相談  
日常生活用具（本誌35頁～）のほか、関連するサービスや施設・団体の紹介を行います。
- ※このほか、点訳・音訳ボランティア等の養成講習会も開催しています。

| 名称                                                           | 所在地                                                                                           | 電話        | ファックス     | 開館時間               | 休館日                   |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|--------------------|-----------------------|
| 大阪市立<br>早川福祉会館<br>（点字図書室）                                    | 〒546-0033<br>東住吉区南田辺 1-9-28<br>（Osaka Metro 谷町線<br>駒川中野駅 1 番出口徒歩 10 分）                        | 6622-0123 | 6622-0020 | 月～土<br>9:30～17:00  | 日曜日<br>休祝日<br>年末年始    |
| 日本ライトハウス<br>情報文化センター                                         | 〒550-0002<br>西区江戸堀 1-13-2<br>（Osaka Metro 四つ橋線<br>肥後橋駅 2 番出口 左横）                              | 6441-0039 | 6441-0125 | 火～土<br>10:00～16:30 | 日・月曜日<br>休祝日<br>年末年始  |
| 大阪府立福祉情報<br>コミュニケーション<br>センター<br>視覚障がい者支援<br>センター<br>（点字図書館） | 〒537-0025<br>大阪市東成区中道 1-3-59<br>（Osaka Metro 中央線・長堀鶴見<br>緑地線森ノ宮駅5番出口徒歩4分、<br>JR 森ノ宮駅北口徒歩 4 分） | 6748-0611 | 6748-0631 | 月～金<br>9:00～17:00  | 土・日曜日<br>休祝日、<br>年末年始 |

ほかにも…

## ●JB ニュース

《問い合わせ先：大阪府視覚障害者福祉協会》（所在地：115 ページ）

視覚障がいのある方が日常生活に必要な諸情報を点字で閲覧できます。

ご希望の方には実費で郵送します。

閲覧場所：市立中央図書館（92 ページ）

大阪市立早川福祉会館（点字図書室）（上記）

障がい者スポーツセンター（95 ページ）

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター（109 ページ）

日本ライトハウス情報文化センター（上記）

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター視覚障がい者支援センター  
（点字図書館）（上記）

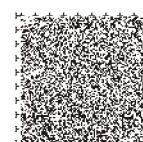
## ●聴覚障がい者ビデオライブラリー

《問い合わせ先：大阪ろうあ会館》

（電話 6761-1394 ファックス 6768-3833）

聴覚障がいのある方のために大阪府が字幕付ビデオテープの貸出を行います。

提情  
12 報  
供の



# テレビ・ラジオ放送

障がいのある方に視聴していただけるように、次の放送が行われています。

## ●テレビ

|       | 放送局     | 番組名           | 放送曜日                | 放送時間           |
|-------|---------|---------------|---------------------|----------------|
| 共通    | NHK Eテレ | バリバラ          | 木                   | 20:00~20:30    |
|       |         |               | 日(土曜深夜)             | 0:00~0:30(再)   |
|       |         | ハートネットTV      | 月~水                 | 20:00~20:30    |
|       |         |               | 火・水・日<br>(月・火・土曜深夜) | 0:30~1:00(再)   |
| 聴覚障がい | NHK Eテレ | NHK みんなの手話    | 金                   | 14:35~14:59    |
|       |         |               | 金                   | 11:30~11:54(再) |
|       |         | NHK 手話ニュース    | 月~金                 | 13:00~13:05    |
|       |         |               | 土・日                 | 19:55~20:00    |
|       |         | NHK 手話ニュース845 | 月~金                 | 20:45~21:00    |
|       |         | 週間手話ニュース      | 土                   | 11:40~12:00    |
|       |         | こども手話ウィークリー   | 日                   | 17:50~18:00    |
| 知的障がい | NHK Eテレ | ストレッチマン・ゴールド  | 木                   | 16:50~17:00    |

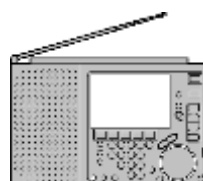
## ●ラジオ

|       | 放送局       | 番組名        | 放送曜日           | 放送時間                             |
|-------|-----------|------------|----------------|----------------------------------|
| 共通    | NHK ラジオ第2 | 社会福祉セミナー   | 土              | 19:00~19:25                      |
|       |           |            | 日(翌日)          | 8:00~8:25(再)                     |
| 視覚障がい | NHK ラジオ第2 | 視覚障害ナビ・ラジオ | 日              | 7:30~8:00                        |
|       |           |            | 日(同日)<br>土(翌週) | 19:30~20:00(再)<br>15:15~15:45(再) |

備考：テレビの福祉番組の一部について、各種施設・団体を対象に福祉ビデオライブラリーとして NHK 厚生文化事業団が無料で貸出をしているものがあります。

問い合わせ先：

(NHK 厚生文化事業団 電話 03-3476-5955 平日午前 10 時から午後 5 時まで)



## スポーツ施設

【障がい者スポーツセンター】

障がい者がスポーツを通じて健康の増進、機能の回復や向上を図るとともに、交流を深め、社会参加を促進するためのスポーツ施設です。

**設 備：**体育室・卓球室・プール（温水）・ボウリング室・トレーニング室・会議室・屋外運動場・遊戯室・和室・図書室 等

**その他：**各種スポーツ教室の開催、スポーツ医事相談

**費 用：**スポーツ施設の利用料については、府内在住の障がい者の方は無料です。  
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳をご提示ください。  
利用に際しては、事前にお問い合わせください。

※ スマートフォン向け障がい者手帳アプリ「ミライロID」のご提示により、身体障がい者手帳等の提示に代えることができます。

| 名称                          | 所在地                         | 電話        | ファックス     |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------|-----------|
| 大阪市長居障がい者スポーツセンター           | 〒546-0034<br>東住吉区長居公園 1-32  | 6697-8681 | 6697-8613 |
| 大阪市舞洲障がい者スポーツセンター<br>アミティ舞洲 | 〒554-0041<br>此花区北港白津 2-1-46 | 6465-8200 | 6465-8207 |

【アミティ舞洲の宿泊・研修施設】

アミティ舞洲には、宿泊や研修にご利用いただける施設があります。（有料）

**設 備：**無線ペンダントによる音声誘導システム・パトライト・客室画像表示装置・磁気ループ音声伝達システム・ナースコールシステム・トランスファースystem等

《アミティ舞洲のご宿泊等の問い合わせ先》

電 話：6465-8210      ファックス：6465-8213

## ●宿泊室使用料

| 区分 |                               | 宿泊（1人あたり）     |                            |
|----|-------------------------------|---------------|----------------------------|
|    |                               | 使用料           | 1室1人利用の場合                  |
| 大人 | ●障がい者とその介護人（2人まで）<br>●65歳以上の方 | 1泊につき 4,000 円 | 左記の料金に、<br>1泊につき 1,000 円加算 |
|    | 上記以外の方                        | 1泊につき 6,500 円 |                            |
| 小人 |                               | 1泊につき 2,800 円 |                            |

- ※ 12歳以上を大人、小学生等を小人とします。
- ※ 食事料金等は別途必要です。
- ※ 休憩でのご利用もできます。



●アミティ舞洲研修室使用料

| 施設        | 定員   | 午前      | 午後      | 夜間      | 超過料金<br>(1時間につき) |
|-----------|------|---------|---------|---------|------------------|
| 研修室 1 (大) | 50 人 | 1,800 円 | 2,800 円 | 4,200 円 | 700 円            |
| 研修室 2 (小) | 20 人 | 800 円   | 1,200 円 | 1,800 円 | 300 円            |
| 研修室 3 (中) | 30 人 | 1,300 円 | 2,000 円 | 3,000 円 | 500 円            |

## 【オーパスシステム】(大阪市オーパス・スポーツ施設情報システム)

市立のスポーツ施設の情報を、インターネットから入手できます。

(<https://www.opas.jp/osakashi/>)

さらに、各スポーツ施設に設置している端末機から、情報を入手することやスポーツ施設の予約もできます。

※電話からスポーツ施設の予約(スポーツ施設予約サービス)も可能です。

予約サービスの電話番号は、06-4796-8801 です。

※スポーツ施設予約サービスをご利用いただく場合は、事前に大阪市スポーツ総合情報センターへ利用者登録が必要です。

申込用紙は、スポーツ総合情報センター・各スポーツ施設管理事務所・各区役所にあるほか、<https://www.opas.jp/osakashi/touroku.html>からも入手できます。

●スポーツ施設予約サービスの問い合わせ先

| 名称                  | 電話        | ファックス     | 所在地                      | 利用時間                                             |
|---------------------|-----------|-----------|--------------------------|--------------------------------------------------|
| 大阪市<br>スポーツ総合情報センター | 6691-2711 | 6691-2940 | 東住吉区長居公園 1-1<br>長居陸上競技場内 | 9:30~18:00<br>(窓口定休日：毎週月曜日・月曜日が休祝日の場合は翌日および年末年始) |



# スポーツイベント

## 【大阪市障がい者スポーツ大会】

障がい者がスポーツを通じて、体力の維持・増強と能力の向上を図るとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、各種スポーツ競技会を開催しています。

- 窓 口 : 大阪市障がい者スポーツ大会事務局（電話：6606-1631）  
開催時期 : 5 月頃  
開催場所 : ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）等  
種 目 : 陸上、水泳、卓球、アーチェリー等

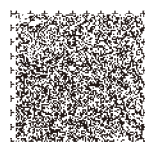
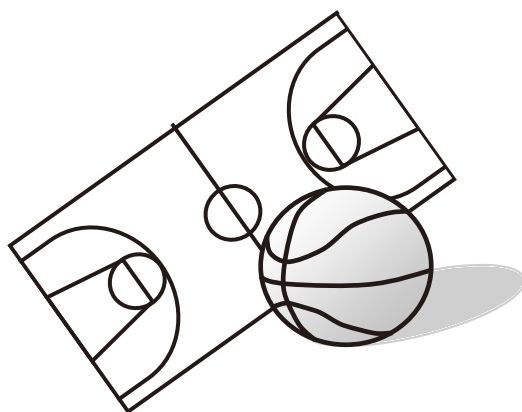
## 【全国障害者スポーツ大会】

障がい者がスポーツの楽しさを体験するとともに、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年 10～11 月頃に開催される全国障害者スポーツ大会に、大阪市代表選手団を派遣しています。

## 【障がい者スキー教室】

障がい者がスポーツを通じて、体力の維持・増強と能力の向上を図るとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、障がい者スキー教室を開催しています。

- 窓 口 : 大阪市長居障がい者スポーツセンター（所在地：95 ページ）  
開催時期 : 1 月下旬～2月上旬頃  
開催場所 : 長野県飯山市





# 14 保育・教育・就学助成など

## 保育

身 知 精 難

保育所（園）・認定こども園（保育認定）・地域型保育事業では、地域社会の中で、障がいのあることもが、仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

保護者のいずれもが仕事をしておられる場合や、病気などで保育ができない場合、また、こどもに障がいがある場合などに、保育所等で小学校入学前のこどもを保育しています。保育所等の定員に余裕のないときなど、入所できない場合もあります。

窓 口 ： 各区保健福祉センター福祉業務担当（所在地：裏表紙）

対 象 者 ： 集団生活が可能な小学校入学前のこども

## 教育相談

身 知 精 難

### 【相談機関】

●大阪市中央こども相談センター 教育相談・・・電話：4301-3100（総合相談窓口）

○不登校やいじめ等、学校教育に関する相談です。

※学校または保護者から申し込んでください。

●就学・進学相談および、特別支援教育に関する相談について

○通学区域の小学校・中学校・義務教育学校が就学・進学の窓口です。

○就学相談員が就学・進学に関する相談をお受けしています。

学校での生活や指導等、特別支援教育全般についても相談できます。

・・・・・・電話：6327-1016

（大阪市教育局事務局 指導部インクルーシブ教育推進担当）



就学・進学については、本人と保護者の意向を最大限尊重し、相談をすすめるようにしています。まずは、お住まいの地域の学校あるいは在籍の学校でご相談ください。就学・進学の準備をすすめるため、早めの相談をお願いします。

ご相談の案内はホームページでもご覧いただけます。

## 【幼稚園（幼稚部）・認定こども園（教育標準時間認定）】

就園については各園で十分ご相談ください。

また、視覚支援学校・聴覚支援学校では幼稚部で早期（0～2歳）からの訓練や相談を行っています。直接ご相談ください。

## 【小学校・中学校・義務教育学校（小学部・中学部）】

通常学級での指導とともに、ニーズに応じて、特別支援学級や通級による指導も行っています。また、特別支援学校には小学部・中学部を設置しています。重度の障がいをおわせ有するなど、障がいのため通学が困難な場合は、自宅への訪問教育（肢体不自由特別支援学校）を行っており、病院等に入院している場合は次の分校・分教室での指導や訪問教育（病弱特別支援学校）を行っています。

《ホームページ》 <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000545291.html>

### ◆分校・分教室設置一覧

| 大阪市内にある病院・施設の名称 |                                                                |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 分校・分教室<br>（小学部） | 大阪公立大学医学部附属病院、大阪市立総合医療センター、<br>大阪急性期・総合医療センター、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園 |
| 分校・分教室<br>（中学部） | 大阪公立大学医学部附属病院、大阪市立総合医療センター、<br>大阪急性期・総合医療センター、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園 |

※ 中学校卒業後の進路については、さまざまな選択肢があります。在籍の学校で早めにご相談ください。

（主な進学先）

- 高等学校：知的障がい生徒自立支援コース、共生推進校など
- 支援学校高等部：視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱、各障がい種別に設置しています
- 高等支援学校：知的障がいのある生徒を対象として就労を通じた社会的自立を支援する学校



## 【大阪市内にある特別支援学校一覧】

(下表中「本」は本科、「専」は専攻科を表します)

| 名称                 | 電話        | 所在地                          | 設置学部         | 対象となる方         |
|--------------------|-----------|------------------------------|--------------|----------------|
| 府立大阪南視覚支援学校        | 6693-3471 | 〒558-0023<br>住吉区山之内 1-10-12  | 幼・小・中・高(本・専) | 視覚障がい          |
| 府立大阪北視覚支援学校        | 6328-7000 | 〒533-0013<br>東淀川区豊里 7-5-26   | 幼・小・中・高(本・専) |                |
| 府立生野聴覚支援学校         | 6717-3366 | 〒544-0034<br>生野区桃谷 1-2-1     | 幼・小・中        | 聴覚障がい          |
| 府立中央聴覚支援学校         | 6761-1419 | 〒540-0005<br>中央区上町 1-19-31   | 幼・小・中・高(本・専) |                |
| 府立中津支援学校           | 6372-8256 | 〒531-0071<br>北区中津 2-2-22     | 小・中・高        | 肢体不自由          |
| 府立光陽支援学校           | 6953-4022 | 〒535-0022<br>旭区新森 6-8-21     | 小・中・高        | 肢体不自由<br>病弱    |
| 府立西淀川支援学校          | 6475-2560 | 〒555-0032<br>西淀川区大和田 2-5-77  | 小・中・高        | 肢体不自由          |
| 府立平野支援学校           | 6707-6731 | 〒547-0014<br>平野区長吉川辺 3-4-115 | 小・中・高        |                |
| 府立東住吉支援学校          | 6608-9800 | 〒546-0023<br>東住吉区矢田 5-1-22   | 小・中・高        | 肢体不自由<br>知的障がい |
| 府立思斉支援学校           | 6951-4063 | 〒535-0002<br>旭区大宮 5-11-7     | 小・中・高        | 知的障がい          |
| 府立難波支援学校           | 6562-2251 | 〒556-0027<br>浪速区木津川 2-3-30   | 小・中・高        |                |
| 府立生野支援学校           | 6758-3784 | 〒544-0014<br>生野区巽東 4-2-47    | 小・中・高        |                |
| 府立住之江支援学校          | 6683-2622 | 〒559-0022<br>住之江区緑木 1-4-167  | 小・中・高        |                |
| 府立東淀川支援学校          | 6325-9011 | 〒533-0033<br>東淀川区東中島 3-5-22  | 小・中・高        |                |
| 府立出来島支援学校          | 6474-1351 | 〒555-0031<br>西淀川区出来島 3-3-6   | 小・中・高        |                |
| 府立なにわ高等支援学校        | 6561-7361 | 〒556-0027<br>浪速区木津川 2-3-30   | 高            |                |
| 大阪教育大学<br>附属特別支援学校 | 6708-2580 | 〒547-0027<br>平野区喜連 4-8-71    | 小・中・高        |                |

※施設等に併設する特別支援学校は割愛しています。

※平成28年度より、市立の特別支援学校は府に移管されました。

※令和6年4月に西淀川区に新たな知的障がい支援学校(小・中・高)が開校しました。

問い合わせ先：大阪府教育庁教育振興室支援教育課

(電話：6944-9362・6941-0618 ファックス：6944-6888)

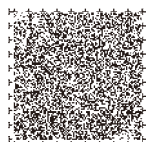
※大阪教育大学附属特別支援学校については、直接学校にお問合せください。

## 特別支援教育就学奨励費

身 知 精 難

小学校・中学校・義務教育学校および特別支援学校等に就学する幼児・児童・生徒の保護者等の方の特別支援教育にかかる経済的負担を軽減するために、その負担能力の程度に応じて就学に必要な諸経費が支給されます。

問い合わせ先：就学している、または就学予定の学校



## 各区保健福祉センター 精神保健福祉相談



## ●精神保健福祉相談

①精神保健福祉相談員・保健師による相談

こころの健康について、相談に応じます。

②精神科医師による相談・・・予約制

精神科医師が相談に応じます。

## ●地域生活向上教室（事前申し込み制）

回復途上の精神障がい者が、集団的な関わりを持つなかで、日常生活リズムを整え、日常生活圏の拡大や仲間づくりを目的に、日常生活に必要な自己管理能力や対人関係能力を高める訓練を行います。

## ●家族教室（事前申し込み制）

統合失調症で治療中の方のご家族を対象に、病気を正しく理解し、ご本人への接し方を学んだり同じ悩みを持つご家族が日々の不安や思いを話し、ご家族自身の安定を取り戻す教室です。

## ●酒害教室

飲酒問題を抱え回復を目指している方、家族の飲酒問題で悩んでいる方、困っている方を対象にアルコール関連問題についての正しい知識を学んだり、体験談を語り合うことによって、断酒への動機づけや回復を図ります。12区（北区・西区・港区・大正区・西淀川区・東淀川区・生野区・鶴見区・阿倍野区・東住吉区・平野区・西成区）の保健福祉センターで実施しています。

問い合わせ先：12区保健福祉センター地域保健活動担当

（所在地：裏表紙 電話：各区の局番（106ページ）+9968）

## あいサポート運動

多様な障がいの特性や必要な配慮を理解し、障がいのある方へ「ちょっとした手助けや配慮」を行うことで、誰もが住みやすい社会をめざす運動です。

あいサポート運動を実践していく「あいサポーター」を養成するための「あいサポート研修」を開催しています。

問い合わせ先：大阪市障がい者相談支援研修センター

〒546-0033 大阪市東住吉区南田辺1-9-28 早川福祉会館内

電話：6622-1205 ファックス：6622-1223

大阪市 HP（URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000433476.html>）あいサポート運動HP（URL：<https://aisapo-osaka.org/>）※研修の申し込みについて掲載しています。

## ヘルプマークストラップ及びカードの配布

身 知 精 難

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲の方に知らせることで、援助や配慮を得やすくなるよう作成されたマークです。次の配布場所にて配布しています。

**配布場所：**各区保健福祉センター（障がい福祉担当）

福祉局障がい者施策部 障がい福祉課

各大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）



## ごみの持ち出しサービス

身 知 精 難

障がいのある方が居住されているご家庭などで、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方を対象として、申し込みによって環境局の職員が家庭までごみ（普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチック・古紙・衣類・粗大ごみ）の収集に伺うサービスを行っています。

また、ご希望により、お約束の曜日にごみが出されていない場合、あらかじめ登録いただいた連絡先に、環境事業センターから安否確認していただくよう、連絡するサービスも行っています。

**問い合わせ先：**環境事業センター（所在地：113 ページ）

## 青い鳥葉書の配布

（令和 6 年度実施内容）

身 知

次の中からいずれか一券種 20 枚を配布します。

- ・通常葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り）
- ・通常葉書 胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）

**問い合わせ先：**郵便局

**対象となる方：**重度の身体障がい者（身体障がい者手帳 1 級または 2 級の方）

重度の知的障がい者（療育手帳「A」（または 1 度、2 度）の方）

**受付期間：**2025（令和 7）年度の受付期間は、冊子発行時に未定であるため、郵便局へお問合せください。

※2024 年度は、2024 年 4 月 1 日（月）から同年 5 月 31 日（金）に実施

## 電話お願い手帳

身

耳や言葉の不自由な方が、外出先で近くの方に協力をお願いするためのコミュニケーションツールです。インターネットに接続できる携帯端末（スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォン等）から利用可能な「電話お願い手帳 Web 版/アプリ版」を提供しています。

【スマートフォン向け】

([https://www.ntt-west.co.jp/sustainability/wellbeing/contribution/welfare/telephone/denwaonegai\\_web/](https://www.ntt-west.co.jp/sustainability/wellbeing/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/))

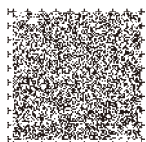
【フィーチャーフォン向け】

([https://www.ntt-west.co.jp/sustainability/wellbeing/contribution/welfare/telephone/denwaonegai\\_web/mobile/](https://www.ntt-west.co.jp/sustainability/wellbeing/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/mobile/))

「電話お願い手帳」（冊子版）については、「電話お願い手帳 WEB 版/アプリ版」を補完する手段（ツール）として、発行しております。数に限りがありますので、ご要望にお応えできない場合があります。あらかじめご了承ください

**問い合わせ先：**NTT 西日本 総務人事部 ESG 推進室

電話：06-6490-0091 Eメール：[esg-w@west.ntt.co.jp](mailto:esg-w@west.ntt.co.jp)





## 郵便等による不在者投票



次の方は、地方選挙や国会議員の選挙が行われる際には、郵便等によって不在者投票を行うことができます。

窓 口：各区選挙管理委員会

《各区役所内 所在地：裏表紙 電話：各区の局番（106 ページ）＋9626》

手続き：選挙人名簿登録地の区選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受け、選挙の都度、この証明書を提示して、選挙期日前 4 日までに投票用紙を請求してください。

| 障がい区分                             | 障がい等級 |
|-----------------------------------|-------|
| 両下肢または体幹機能障がい                     | 1・2 級 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動機能障がい） |       |
| 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障がい      | 1・3 級 |
| 免疫の障がい・肝臓機能障がい                    | 1～3 級 |

郵便等による不在者投票のできる選挙人の方で、自ら投票の記載をすることができないものとして次に掲げる方は、代理記載制度を利用することができます。

窓 口：各区選挙管理委員会

《各区役所内 所在地：裏表紙 電話：各区の局番（106 ページ）＋9626》

手続き：代理記載制度を利用できる方であることの証明手続きと代理記載人の届出をしてください。

| 障がい区分       | 障がい等級 |
|-------------|-------|
| 上肢または視覚の障がい | 1 級   |

## 選挙公報（点字版・音声版）



視覚に障がいのある方に、選挙公報を音訳した CD、または点字による「選挙のお知らせ」を送付します。

ご希望の方は、各区選挙管理委員会（各区役所内 電話：各区の局番（106 ページ）＋9626）または市選挙管理委員会（電話：6208－8511）にお申し出ください。

## 選挙時の手話通訳の派遣



投票日当日、投票の際に手話通訳が必要な方は、選挙の都度、お住まいの区の選挙管理委員会にファックス等によりお申し出ください。

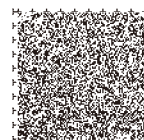
## 投票支援カード



投票所（期日前投票所を含む。）で、代理投票や他の支援が必要な場合には、投票支援カードでその内容を投票所にいる係員にお伝えいただくことで、必要な支援を受けることができます。

ご希望の方は、事前に本市ホームページよりダウンロードしてください。

（URL：https://www.city.osaka.lg.jp/senkyo/page/0000608017.html）



## NET119 による通報

NET119 は、聴覚、音声機能または言語機能に障がいのある方で大阪市内に在住、在勤もしくは在学の方を対象とした緊急通報システムです。携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報することができます。

|               |                                                                                    |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 登録用メールアドレス    | entry_27100@entry06.web119.info                                                    |
| 事前登録用QRコード    |  |
| 問い合わせ用メールアドレス | net119@city.osaka.lg.jp                                                            |

※ご利用前には必ず事前登録が必要です。

※登録用メールアドレスに空メールを送信し、返信されてきたメール内のURLから登録申請してください。内容確認後、登録完了メールを送信します。

なお、登録の詳細についてお知りになりたい場合は、上記「問い合わせ用メールアドレス」にお問い合わせください。

※ご利用は登録完了メール受信後からで、登録完了メールが届くのに 1 週間程度かかる場合があります。

※ご利用は大阪市内に在住、在勤もしくは在学している方を対象とし、インターネット環境のあるスマートフォン、携帯電話をお持ちの方です。

※万一時、すぐに使えるように通報用URLをホームページ、ブックマークに登録しておいてください。

※NET119 にかかる通信料金は利用者負担となります。

## ファックスによる 119 番通報

大阪市内で電話での 119 番通報に代わる緊急通報専用のファックス案内です。電話での 119 番通報が困難な場合にお使いください。

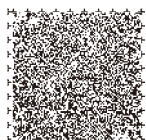
**ファックス番号 119 または 6538-0119**

※ファックス受信後、返信しますので確認してください。なお、返信が届かない場合は番号を確認後、再度送信するか、他の方法で通報してください。

※万一時、すぐに使えるよう上記のファックス番号や必要事項を用意しておいてください。

※様式は、130 ページに掲載していますので、切り取るかコピーをしてご活用ください。大阪市のHP（URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/index.html>）からもダウンロードできます。また、同じ内容が確認できればどのような様式でも結構です。

※6538-0119 のファックスにかかる通信料金は利用者負担となります。



## 公衆ファックス等の設置



※各公衆ファックスとも必要に応じてご利用ください

- 次の場所に公衆ファックスを設置しています。(通信料有料)

| 送信専用                                                          |
|---------------------------------------------------------------|
| 大阪公立大学医学部附属病院（6階 コンビニエンスストア内）<br>大阪市立総合医療センター（5階 コンビニエンスストア内） |

- 聴覚・言語障がいのある患者さんとの連絡を容易にするため、市立病院に専用ファックスを設置しています。

| 病院名           | ファックス     | 病院名        | ファックス     |
|---------------|-----------|------------|-----------|
| 大阪市立総合医療センター  | 6929-2897 | 大阪市立十三市民病院 | 6150-8684 |
| 大阪公立大学医学部附属病院 | 6636-3539 | 大阪市立住之江診療所 | 6681-9992 |

## 各種講習会

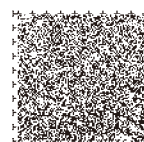
- 各種講習会を次のとおり開催しています。

| 講習会名                     | 日時                                    | 場所                                          | 問い合わせ先                             | 所在地頁 |
|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|------|
| 吃音教室                     | 詳細は問い合わせ先までご確認ください                    |                                             | 大阪スタリグ・プロジェクト<br>(電話 072-820-8244) | —    |
| 音声機能障がい<br>訓練教室          | 詳細は問い合わせ先までご確認ください                    |                                             | (公財) 阪喉会                           | 115  |
| 口話教室                     | 詳細は問い合わせ先までご確認ください                    |                                             |                                    |      |
| 手話奉仕員<br>養成講座(初級)        | 各区にて実施<br>(詳細は問い合わせ先までご確認ください)        |                                             |                                    |      |
| 手話奉仕員<br>養成講座<br>(中・上級)  | 市内6ヶ所程度の会場で実施<br>(詳細は問い合わせ先までご確認ください) |                                             | 大阪市聴言障害者協会                         | 115  |
| 点訳・音訳<br>ボランティア<br>養成講習会 | 詳細は問い合わせ先まで<br>ご確認ください                | 大阪市立早川福祉会館<br>点字図書室<br>日本ライトハウス<br>情報文化センター | 電話 6622-0123<br>電話 6441-0015       | 93   |
| 大阪府手話通訳<br>者養成講座         | 詳細は問い合わせ先までご確認ください                    |                                             | 府民お問合せセンター<br>(電話：6910-8001)       | —    |

ほかにも…

- ・ろうあ者日曜教室  
大阪市聴言障害者協会（ファックス 6768-3833 所在地 115 ページ）
- ・点訳奉仕員養成講座、点字講習会、視覚障がい者パソコン講習会  
(一社) 大阪市視覚障害者福祉協会（電話 6765-5600 所在地 115 ページ）
- ・身体障がい者社会生活訓練、要約筆記者養成講座  
(一財) 大阪市身体障害者団体協議会（電話 6765-5636 所在地 115 ページ）  
が行われています。

その  
他





# 所在地一覧

## 【区役所・保健福祉センター】

(所在地および福祉業務担当の電話・ファックスは裏表紙をご覧ください。)

| 区名    | 局番   |
|-------|------|
| 北 区   | 6313 |
| 都 島 区 | 6882 |
| 福 島 区 | 6464 |
| 此 花 区 | 6466 |
| 中 央 区 | 6267 |
| 西 区   | 6532 |
| 港 区   | 6576 |
| 大 正 区 | 4394 |
| 天王寺区  | 6774 |
| 浪 速 区 | 6647 |
| 西淀川区  | 6478 |
| 淀 川 区 | 6308 |

| 区名    | 局番   |
|-------|------|
| 東淀川区  | 4809 |
| 東 成 区 | 6977 |
| 生 野 区 | 6715 |
| 旭 区   | 6957 |
| 城 東 区 | 6930 |
| 鶴 見 区 | 6915 |
| 阿倍野区  | 6622 |
| 住之江区  | 6682 |
| 住 吉 区 | 6694 |
| 東住吉区  | 4399 |
| 平 野 区 | 4302 |
| 西 成 区 | 6659 |

※冊子文中の電話番号案内に「各区の局番＋数字4桁」が記載されている場合は、上の表の局番のあとに文中に記載されている数字4桁を組み合わせてください。

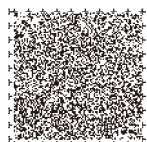
《かけ方》

例えば、北区にお住まいの方が、文中に「各区の局番＋9857」と記載されている事項についてのお問い合わせをされる場合の電話番号は、北区の局番「6313」のあと「9857」（電話番号6313-9857）になります。

※ご用の担当が分からないときは、各区の局番 ＋「9986」へおかけください。

## 【区役所出張所】

| 名称        | 郵便番号     | 所在地            | 電話        | ファックス     |
|-----------|----------|----------------|-----------|-----------|
| 東淀川区役所出張所 | 533-0023 | 東淀川区東淡路 4-15-1 | 6322-0731 | 6322-9399 |



【各区民生委員・児童委員業務、育成医療業務の問い合わせ先】

| 保健福祉センター     | 民 生 委 員 ・ 児 童 委 員 業 務        |           |               | 育 成 医 療 業 務                                  |           |               |
|--------------|------------------------------|-----------|---------------|----------------------------------------------|-----------|---------------|
|              | 担 当                          | 電 話       | ファックス         | 担 当                                          | 電 話       | ファックス         |
| 北区保健福祉センター   | 福 祉 課<br>( 一 般 福 祉 担 当 )     | 6313-9931 | 6313-9905     | 健 康 課<br>( 健 康 づ け り 担 当 )                   | 6313-9882 | 6362-1099     |
| 都島区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 )         | 6882-9924 | 6352-4584     | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 )                         | 6882-9857 | 6352-4584     |
| 福島区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )     | 6464-9880 | 6464-3723     | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )                     | 6464-9857 | 6462-4854     |
| 此花区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 )         | 6466-9859 | 6462-0942     | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 )                         | 6466-9857 | 6462-2942     |
| 中央区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 福 祉 )     | 6267-9194 | 6264-8285     | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 福 祉 )                     | 6267-9857 | 6264-8285     |
| 西区保健福祉センター   | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )     | 6532-9857 | 6538-7319     | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )                     | 6532-9857 | 6538-7319     |
| 港区保健福祉センター   | 保 健 福 祉 課<br>( 第 1 支 援 )     | 6576-9203 | 6571-7493     | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 衛 生 )                     | 6576-9882 | 6572-9514     |
| 大正区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 )         | 4394-9803 | 6553-1986     | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 )                         | 4394-9857 | 6553-1986     |
| 天王寺区保健福祉センター | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 サ ー ビ ス ) | 6774-9857 | 6772-4906     | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 サ ー ビ ス )                 | 6774-9857 | 6772-4906     |
| 浪速区保健福祉センター  | 生 活 支 援 課<br>( 第 1 支 援 )     | 6647-9805 | 6633-8272     | 保 健 福 祉 課<br>( 障 が い 者 支 援 )                 | 6647-9897 | 6644-1937     |
| 西淀川区保健福祉センター | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 管 理 )     | 6478-9804 | 6478-9989     | 保 健 福 祉 課<br>( 障 が い 者 支 援 )                 | 6478-9954 | 6478-9989     |
| 淀川区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 生 活 支 援 )     | 6308-9440 | 6885-0537     | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 福 祉 )                     | 6308-9857 | 6885-0537     |
| 東淀川区保健福祉センター | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 相 談 ) | 4809-9505 | 6327-1970     | 保 健 福 祉 課<br>( 高 齢 者 ・ 障 が い 者 ( 保 健 福 祉 ) ) | 4809-9845 | 6327-2840     |
| 東成区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 健 康 推 進 )     | 6977-9882 | 6972-2781     | 保 健 福 祉 課<br>( 障 が い 福 祉 )                   | 6977-9857 | 6972-2781     |
| 生野区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 サ ー ビ ス ) | 6715-9910 | 6715-9967     | 保 健 福 祉 課<br>( 健 康 増 進 )                     | 6715-9882 | 6712-0652     |
| 旭区保健福祉センター   | 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )         | 6957-9908 | 6954-9183     | 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )                         | 6957-9857 | 6952-3247     |
| 城東区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 福 祉 )     | 6930-9692 | 050-3535-8688 | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 福 祉 )                     | 6930-9092 | 050-3535-8688 |
| 鶴見区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 高 齢 者 支 援 )   | 6915-9859 | 6913-6235     | 保 健 福 祉 課<br>( 障 が い 者 支 援 )                 | 6915-9857 | 6913-6237     |
| 阿倍野区保健福祉センター | 保 健 福 祉 課<br>( 生 活 支 援 )     | 6622-9875 | 6621-1416     | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 保 健 )                     | 6622-9882 | 6629-1349     |
| 住之江区保健福祉センター | 生 活 支 援 課                    | 6682-9825 | 6673-0220     | 保 健 福 祉 課<br>( 福 祉 )                         | 6682-9857 | 6686-2039     |
| 住吉区保健福祉センター  | 生 活 支 援 課                    | 6694-9866 | 6692-4422     | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 福 祉 )                     | 6694-9857 | 6694-9692     |
| 東住吉区保健福祉センター | 保 護 課                        | 4399-9829 | 4399-9825     | 保 健 福 祉 課<br>( 保 健 ・ 健 診 )                   | 4399-9882 | 6629-1265     |
| 平野区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )     | 4302-9941 | 4302-9943     | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 福 祉 )                     | 4302-9857 | 4302-9943     |
| 西成区保健福祉センター  | 保 健 福 祉 課<br>( 生 活 支 援 )     | 6659-9872 | 6659-2259     | 保 健 福 祉 課<br>( 地 域 保 健 )                     | 6659-9882 | 6659-9085     |

一 所  
★ 在  
覧 地





### 【各区自立相談支援機関一覧】

| 区   | 窓口名称               | 電話番号      |
|-----|--------------------|-----------|
| 北   | よりそいサポートきた         | 6809-2814 |
| 都島  | 生活自立相談窓口           | 4800-4800 |
| 福島  | 生活あんしん相談窓口         | 6468-6340 |
| 此花  | 自立相談支援窓口           | 6466-9530 |
| 中央  | くらしサポート中央          | 7507-1487 |
| 西   | ぷらっとほーむ西           | 6538-6400 |
| 港   | くらしのサポート<br>コーナー   | 6576-9897 |
| 大正  | インコス大正             | 4394-9925 |
| 天王寺 | サポート天王寺            | 6774-9937 |
| 浪速  | くらしサポートセンター<br>なにわ | 6536-8861 |
| 西淀川 | 生活自立相談・就労<br>支援窓口  | 6471-8222 |
| 淀川  | 生活自立相談窓口           | 6195-7851 |

| 区   | 窓口名称              | 電話番号      |
|-----|-------------------|-----------|
| 東淀川 | くらしのみのもり相談窓口      | 6320-0231 |
| 東成  | 自立相談支援窓口          | 6977-9126 |
| 生野  | くらしの相談窓口いくの       | 6717-6565 |
| 旭   | くらし相談窓口           | 6953-2380 |
| 城東  | ウィズゆうゆう           | 6936-1181 |
| 鶴見  | 自立アシスト相談          | 6913-7060 |
| 阿倍野 | 仕事・生活・自立相談<br>あべの | 6622-9795 |
| 住之江 | くらしアシスト住之江        | 6682-9824 |
| 住吉  | 生活自立相談窓口          | 6654-7763 |
| 東住吉 | くらしサポート           | 6621-3011 |
| 平野  | くらしサポートセンター<br>平野 | 6700-9250 |
| 西成  | はぎさぼーと            | 6115-8070 |

### 【こども相談センター】

| 名 称                                                                                           | 電話        | ファックス     | 所在地                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|------------------------------|
| <b>大阪市中央こども相談センター</b><br>(此花区・中央区・西区・港区・大正区・天王寺区・浪速区<br>・東成区・生野区・城東区・鶴見区・住之江区・西成区に<br>お住まいの方) | 4301-3100 | 6944-2060 | 〒540-0003<br>中央区森ノ宮中央 1-17-5 |
| <b>大阪市北部こども相談センター</b><br>(北区・都島区・福島区・西淀川区・淀川区・東淀川区<br>・旭区にお住まいの方)                             | 6195-4114 | 6195-2314 | 〒533-0032<br>東淀川区淡路 3-13-36  |
| <b>大阪市南部こども相談センター</b><br>(阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区にお住まいの方)                                           | 6718-5050 | 6797-1511 | 〒547-0026<br>平野区喜連西 6-2-55   |

一所在  
★  
覧地



【障がい者更生相談所・精神保健福祉センター】

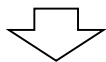
| 名称                           |     |         | 電話        | ファックス     | 所在地                                                             |
|------------------------------|-----|---------|-----------|-----------|-----------------------------------------------------------------|
| 大阪市立心身障がい者<br>リハビリテーションセンター  | 相談課 | 身体障がい担当 | 6797-6561 | 6797-8222 | 〒547-0026<br>平野区喜連西 6-2-55                                      |
|                              |     | 知的障がい担当 | 6797-6562 |           |                                                                 |
|                              | 診療所 |         | 6797-6567 |           |                                                                 |
| 大阪市発達障がい者支援センター<br>（エルムおおさか） |     |         | 6797-6931 | 6797-6934 | 〒547-0026<br>平野区喜連西 6-2-55<br>大阪市立心身障がい者<br>リハビリテーションセンター2<br>階 |
| 大阪市こころの健康センター                |     |         | 6922-8520 | 6922-8526 | 〒534-0027<br>都島区中野町 5-15-21<br>都島センタービル3階                       |

【市税事務所】

| 名 称          | 局 番   | 所 在 地                                                                             | 担 当 区 域                            |
|--------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 梅田<br>市税事務所  | 4797- | 〒530-8216 北区梅田 1-2-2-700<br>大阪駅前第2ビル 7 階                                          | 北区・西淀川区・<br>淀川区・東淀川区               |
| 京橋<br>市税事務所  | 4801- | 〒534-8502 都島区片町 2-2-48<br>J E I 京橋ビル 4 階<br>※令和 7 年 1 月 22 日より「JR 京橋駅 NK ビル」に名称変更 | 都島区・旭区・<br>城東区・鶴見区                 |
| 弁天町<br>市税事務所 | 4395- | 〒552-8505 港区弁天 1-2-2-100<br>大阪ベイトワール イースト 1 階                                     | 福島区・此花区・西区・<br>港区・大正区              |
| なんば<br>市税事務所 | 4397- | 〒556-8670 浪速区湊町 1-4-1<br>大阪シティエアターミナルビル (OCAT) 5 階                                | 中央区・天王寺区・<br>浪速区・東成区・生野区           |
| あべの<br>市税事務所 | 4396- | 〒545-8533 阿倍野区旭町 1-2-7-702<br>あべのメディックス 7 階                                       | 阿倍野区・住之江区・<br>住吉区・東住吉区・<br>平野区・西成区 |

※上記以外に、船場法人市税事務所があり、主に法人・事業主向けの事務を行っております。

担当別番号



| 担 当           | 業 務 内 容                                             | 担当番号 |
|---------------|-----------------------------------------------------|------|
| 管 理 担 当       | 税証明書の発行                                             | 2948 |
| 個 人 市 民 税 担 当 | 市・府民税の申告<br>個人市・府民税・森林環境税に関すること                     | 2953 |
| 軽 自 動 車 税 担 当 | 原動機付自転車・小型特殊自動車の取得・廃車などに関する申告<br>軽自動車税 (種別割) に関すること | 2954 |
| 固定資産税 (土地) 担当 | 固定資産税・都市計画税 (土地) に関すること                             | 2957 |
| 固定資産税 (家屋) 担当 | 固定資産税・都市計画税 (家屋) に関すること                             | 2958 |
| 納 税 担 当       | 納税相談                                                | 2949 |
| 収 納 対 策 担 当   | 市税の徴収、滞納処分                                          | 2914 |
| ファックス番号       |                                                     | 2905 |

※電話でのお問い合わせは、市外局番「06」＋市税事務所の「局番」＋「担当番号」へお願いします。



★ 一 所  
在  
地

# 【府税事務所・自動車税事務所】

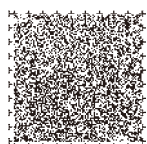
| 事業所                   |      | 電話                      | 所在地                                     | 管轄区域                                                      |        |
|-----------------------|------|-------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|
| 自動車税<br>コールセンター       |      | 0570-020156<br>【ナビダイヤル】 | —                                       | 大阪府全域                                                     |        |
| 府<br>税<br>事<br>務<br>所 | 中央   | 6941-7951               | 〒540-0008<br>中央区大手前 3-1-43<br>大阪府新別館北館  | 都島区・福島区・此花区・中央区・西区・<br>港区・大正区・西淀川区・東成区・生野区・<br>旭区・城東区・鶴見区 |        |
|                       | なにわ北 | 6362-8611               | 〒530-8502<br>北区西天満 3-5-24               | 北区・淀川区・東淀川区                                               |        |
|                       | なにわ南 | 6775-1414               | 〒543-8533<br>天王寺区伶人町 2-7<br>(大阪府夕陽丘庁舎内) | 天王寺区・浪速区・阿倍野区・住之江区<br>住吉区・東住吉区・平野区・西成区                    |        |
| 自動車税事務所<br>なにわ分室      |      | 6612-7251               | 〒559-0031<br>住之江区南港東 3-1-14             | 登録（取得）時の自動車税<br>(環境性能割・種別割)                               | 大阪市（※） |

※軽自動車税（環境性能割）は、6612-2181（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 軽自動車税（環境性能割）担当）にお問い合わせください。

# 【国税局・税務署】

| 名称                    |      | 電話        | 所在地                                      | 管轄区域                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|------|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪国税局                 |      | 6941-5331 | 〒540-8541<br>中央区大手前 1-5-63<br>大阪合同庁舎第3号館 | 大阪府・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県                                                                                                                                                                                                               |
| 税<br>務<br>署<br>(大阪市内) | 大淀   | 6372-7221 | 〒531-0071<br>北区中津 1-5-16                 | 北区のうち池田町、浮田 1・2 丁目、大深町、大淀北 1・2 丁目、<br>大淀中 1〜5 丁目、大淀南 1〜3 丁目、菅米町、黒崎町、国分寺 1・<br>2 丁目、芝田 1・2 丁目、茶屋町、鶴野町、天神橋 5〜8 丁目、豊<br>崎 1〜7 丁目、浪花町、中崎 1〜3 丁目、中崎西 1〜4 丁目、中津<br>1〜7 丁目、長柄中 1〜3 丁目、長柄西 1・2 丁目、長柄東 1〜3 丁<br>目、錦町、樋之口町、本庄西 1〜3 丁目、本庄東 1〜3 丁目 |
|                       | 北    | 6313-3371 | 〒530-8585<br>北区南扇町 7-13                  | 北区（大淀税務署管轄区域を除く）                                                                                                                                                                                                                       |
|                       | 大阪福島 | 6448-1281 | 〒553-8567<br>福島区玉川 2-12-28               | 福島区・此花区                                                                                                                                                                                                                                |
|                       | 東    | 6942-1101 | 〒540-8557<br>中央区大手前 1-5-63<br>大阪合同庁舎第3号館 | 中央区（南税務署管轄区域を除く）                                                                                                                                                                                                                       |
|                       | 南    | 6768-4881 | 〒542-8586<br>中央区谷町 7-5-23                | 中央区のうち安堂寺町 1・2 丁目、上汐 1・2 丁目、上本町西 1〜5<br>丁目、瓦屋町 1〜3 丁目、高津 1〜3 丁目、島之内 1・2 丁目、心<br>斎橋筋 1・2 丁目、千日前 1・2 丁目、宗右衛門町、谷町 6〜9 丁<br>目、東平 1・2 丁目、道頓堀 1・2 丁目、中寺 1・2 丁目、難波 1<br>〜5 丁目、難波千日前、西心斎橋 1・2 丁目、日本橋 1・2 丁目、<br>東心斎橋 1・2 丁目、松屋町、南船場 1〜4 丁目     |
|                       | 西    | 6583-4624 | 〒550-8586<br>西区川口 2-7-9                  | 西区                                                                                                                                                                                                                                     |
|                       | 港    | 6572-3901 | 〒552-0003<br>港区磯路 3-20-11                | 港区・大正区                                                                                                                                                                                                                                 |
|                       | 天王寺  | 6772-1281 | 〒543-8503<br>天王寺区堂ヶ芝 2-11-25             | 天王寺区                                                                                                                                                                                                                                   |
|                       | 浪速   | 6632-1131 | 〒556-0011<br>浪速区難波中 3-13-9               | 浪速区                                                                                                                                                                                                                                    |
|                       | 西淀川  | 6472-1021 | 〒555-0024<br>西淀川区野里 3-3-3                | 西淀川区                                                                                                                                                                                                                                   |

一  
所  
在  
★  
覧  
地



| 名称            | 電話  | 所在地                                       | 管轄区域     |
|---------------|-----|-------------------------------------------|----------|
| 税務署<br>(大阪市内) | 東淀川 | 6303-1141<br>〒532-8558<br>淀川区木川東 2-3-1    | 淀川区・東淀川区 |
|               | 東成  | 6972-1331<br>〒537-0024<br>東成区東小橋 2-1-7    | 東成区      |
|               | 生野  | 6717-1231<br>〒544-8555<br>生野区勝山北 5-22-14  | 生野区      |
|               | 旭   | 6952-3201<br>〒535-8555<br>旭区大宮 1-1-25     | 旭区・都島区   |
|               | 城東  | 6932-1271<br>〒536-8527<br>城東区中央 2-14-29   | 城東区・鶴見区  |
|               | 阿倍野 | 6628-0221<br>〒545-0005<br>阿倍野区三昧町 2-10-29 | 阿倍野区     |
|               | 住吉  | 6672-1321<br>〒558-8555<br>住吉区住吉 2-17-37   | 住吉区・住之江区 |
|               | 東住吉 | 6702-0001<br>〒547-8501<br>平野区平野西 2-2-2    | 平野区・東住吉区 |
|               | 西成  | 6659-5131<br>〒557-0054<br>西成区千本中 1-3-4    | 西成区      |

### 【年金事務所】

| 事業所名 | 電話        | 所在地                                       | 国民年金の<br>取扱区域                                                   | 厚生年金保険の<br>取扱区域                                              |
|------|-----------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 大手前  | 6271-7301 | 〒541-0053 中央区本町 4-3-9<br>(本町サンケイビル 10 階)  | 中央区・都島区                                                         | 中央区・浪速区・<br>東成区・生野区・<br>城東区・都島区・<br>旭区・鶴見区                   |
| 今里   | 6972-0161 | 〒537-0014 東成区大今里西 2-1-8                   | 東成区・生野区                                                         | —                                                            |
| 天満   | 6356-5511 | 〒530-0041 北区天神橋 4-1-15                    | 北区                                                              | 北区の一部(旧北区)                                                   |
| 淀川   | 6305-1881 | 〒532-8540 淀川区西中島 4-1-1<br>(日清食品ビル 2 階)    | 東淀川区・淀川区                                                        | 東淀川区・北区の一部<br>(旧大淀区)・淀川区                                     |
| 福島   | 6458-1855 | 〒553-8585 福島区福島 8-12-6                    | 福島区・西淀川区                                                        | 福島区・西淀川区                                                     |
| 堀江   | 6531-5241 | 〒550-0014 西区北堀江 3-10-1                    | 西区・大正区                                                          | 西区                                                           |
| 平野   | 6705-0331 | 〒547-8588 平野区喜連西 6-2-78                   | 東住吉区・平野区                                                        | 東住吉区・平野区                                                     |
| 難波   | 6633-1231 | 〒556-8585 浪速区敷津東 1-6-16                   | 浪速区                                                             | —                                                            |
| 城東   | 6932-1161 | 〒536-8511 城東区中央 1-8-19                    | 城東区・旭区<br>鶴見区                                                   | —                                                            |
| 市岡   | 6571-5031 | 〒552-0003 港区磯路 3-25-17                    | 此花区・港区                                                          | 此花区・港区・大正区                                                   |
| 玉出   | 6682-3311 | 〒559-8560 住之江区新北島 1-2-1<br>(オスカードリーム 4 階) | 西成区・住吉区・<br>住之江区                                                | 西成区・住吉区・<br>住之江区                                             |
| 天王寺  | 6772-7531 | 〒543-8588 天王寺区悲田院町 7-6                    | 天王寺区・阿倍野区<br>富田林市<br>河内長野市<br>松原市・羽曳野市<br>藤井寺市<br>大阪狭山市<br>南河内郡 | 天王寺区・阿倍野区<br>富田林市<br>河内長野市・松原市<br>羽曳野市・藤井寺市<br>大阪狭山市<br>南河内郡 |

★ 一  
所  
在  
地



## 【公共職業安定所（ハローワーク）】

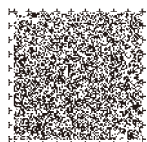
| 名称   | 電話                | ファックス             | 所在地                                        | 管轄区域                                 |
|------|-------------------|-------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------|
| 梅田   | 6344-8609         | 6344-0840         | 〒530-0001<br>北区梅田 1-2-2<br>(大阪駅前第2ビル16階)   | 北区、都島区、旭区、<br>此花区、福島区、西淀川区           |
| 大阪東  | 6942-4771         | 6942-4784         | 〒540-0011<br>中央区農人橋 2-1-36<br>(ピップビル1～3階)  | 中央区(※1)、東成区、<br>天王寺区、城東区、鶴見区、<br>生野区 |
| 大阪西  | 6582-5271         | 4393-0577         | 〒552-0011<br>港区南市岡 1-2-34                  | 西区、浪速区、港区、<br>中央区(※2)、大正区            |
| 阿倍野  | 4399-6007         | 7711-6021         | 〒545-0004<br>阿倍野区文の里 1-4-2                 | 阿倍野区、西成区、住吉区、<br>東住吉区、平野区、<br>住之江区   |
| 淀川   | 6302-4771         | 6886-3868         | 〒532-0024<br>淀川区十三本町 3-4-11                | 淀川区、東淀川区、吹田市                         |
| 堺    | (072)<br>238-8301 | (072)<br>238-8311 | 〒590-0078<br>堺市堺区南瓦町 2-29<br>堺地方合同庁舎 1～3階  | 堺市                                   |
| 布施   | 6782-4221         | 6783-6768         | 〒577-0056<br>東大阪市長堂 1-8-37<br>イオン布施駅前店4階   | 東大阪市、八尾市                             |
| 岸和田  | (072)<br>431-5541 | (072)<br>423-8609 | 〒596-0826<br>岸和田市作才町 1264                  | 岸和田市、貝塚市                             |
| 池田   | (072)<br>751-2595 | (072)<br>751-5848 | 〒563-0058<br>池田市栄本町 12-9                   | 池田市、豊中市、箕面市<br>豊能郡                   |
| 泉大津  | (0725)<br>32-5181 | (0725)<br>22-2226 | 〒595-0025<br>泉大津市旭町 22-45<br>テクスピア大阪2階     | 泉大津市、和泉市、高石市、<br>泉北郡忠岡町              |
| 藤井寺  | (072)<br>955-2570 | (072)<br>955-3770 | 〒583-0027<br>藤井寺市岡 2-10-18<br>DH 藤井寺駅前ビル3階 | 柏原市、松原市、<br>羽曳野市、藤井寺市                |
| 枚方   | (072)<br>841-3363 | (072)<br>841-1101 | 〒573-0031<br>枚方市岡本町 7-1<br>枚方ピオルネ 6階       | 枚方市、寝屋川市、<br>交野市                     |
| 泉佐野  | (072)<br>463-0565 | (072)<br>462-8689 | 〒598-0007<br>泉佐野市上町 2-1-20                 | 泉佐野市、泉南市、<br>阪南市、泉南郡                 |
| 茨木   | (072)<br>623-2551 | (072)<br>623-2896 | 〒567-0885<br>茨木市東中条町 1-12                  | 茨木市、高槻市、摂津市、<br>三島郡島本町               |
| 河内長野 | (0721)<br>53-3081 | (0721)<br>53-3194 | 〒586-0025<br>河内長野市昭栄町 7-2                  | 河内長野市、富田林市、<br>大阪狭山市、南河内郡            |
| 門真   | 6906-6831         | 6908-8943         | 〒571-0045<br>門真市殿島町 6-4<br>(守口門真商工会館2階)    | 門真市、守口市、<br>大東市、四條畷市                 |

※1 安土町、淡路町、和泉町、糸屋町、今橋、上町、内淡路町、内久宝寺町、内平野町、内本町、大阪城、大手通、大手前、瓦町、神崎町、北久宝寺町、北新町、北浜、北浜東、久太郎町、高麗橋、粉川町、石町、材木町、島町、十二軒町、城見、船場中央、玉造、釣鐘町、天満橋京町、常盤町、徳井町、道修町、農人橋、博労町、馬場町、東高麗橋、平野町、備後町、伏見町、船越町、法円坂、本町、本町橋、松屋町住吉、南久宝寺町、南新町、南本町、森ノ宮中央、鎗屋町、龍造寺町、谷町 1～5 丁目

※2 安堂寺町、上本町西、東平、上汐 1～2 丁目、中寺、松屋町、瓦屋町、高津、南船場、島之内、道頓堀、千日前、難波千日前、難波、日本橋、東心齋橋、心齋橋筋、西心齋橋、宗右衛門町、谷町 6～9 丁目

- ・音声ガイダンスによる電話案内を実施しております。  
お問い合わせの際は、音声ガイドに沿って番号を押してください。

一  
所  
在  
★  
地





## 【水道に関する問い合わせ先】

| 名称          | 電話        | ファックス     |
|-------------|-----------|-----------|
| 水道局お客さまセンター | 6458-1132 | 6458-2100 |

お客さま専用サイト（マイページ）から水道の使用量、料金の確認、開始・中止や支払いに関する手続きが可能です。

また、「お客さまサポートページ」からもよくある各種お問い合わせにお答えします。

ともに、下記 URL または二次元コードよりアクセスのうえ、ご活用ください。

お客さま専用サイト（マイページ）の URL、二次元コードはこちら  
<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000611693.html>



お客さまサポートページの URL、二次元コードはこちら  
<https://osakacity-suido-support.jp>



## 【NHK】

| 名称                     | 電話        | 所在地                                      | 管轄区域  |
|------------------------|-----------|------------------------------------------|-------|
| 視聴者リレーションセンター<br>開発推進部 | 6937-9000 | 〒540-8501<br>中央区大手前 4-1-20<br>NHK大阪放送会館内 | 大阪市全域 |

## 【環境事業センター】

| 名称            | 電話        | 所在地                         | 管轄区域            |
|---------------|-----------|-----------------------------|-----------------|
| 東北環境事業センター    | 6323-3511 | 〒533-0006<br>東淀川区上新庄 1-2-20 | 北区・都島区・淀川区・東淀川区 |
| 城北環境事業センター    | 6913-3960 | 〒538-0037<br>鶴見区焼野 2-11-1   | 旭区・城東区・鶴見区      |
| 西北環境事業センター    | 6477-1621 | 〒555-0032<br>西淀川区大和田 2-5-66 | 福島区・此花区・西淀川区    |
| 中部環境事業センター    | 6714-6411 | 〒546-0002<br>東住吉区杭全 1-6-28  | 天王寺区・東住吉区       |
| 中部環境事業センター出張所 | 6567-0750 | 〒556-0024<br>浪速区塩草 2-1-1    | 中央区・浪速区         |
| 西部環境事業センター    | 6552-0901 | 〒551-0013<br>大正区小林西 1-20-29 | 西区・港区・大正区       |
| 東部環境事業センター    | 6751-5311 | 〒544-0013<br>生野区巽中 1-1-4    | 東成区・生野区         |
| 西南環境事業センター    | 6685-1271 | 〒559-0023<br>住之江区泉 1-1-111  | 住之江区・住吉区        |
| 南部環境事業センター    | 6661-5450 | 〒557-0063<br>西成区南津守 5-5-26  | 阿倍野区・西成区        |
| 東南環境事業センター    | 6700-1750 | 〒547-0023<br>平野区瓜破南 1-3-40  | 平野区             |

一  
所  
★ 在  
覧地



# 【区社会福祉協議会（区在宅サービスセンター）】

| 区 名<br>(区在宅サービスセンターの愛称)                      | 電 話       | ファックス     | 所 在 地                                 |
|----------------------------------------------|-----------|-----------|---------------------------------------|
| 北 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(い き い き ネ ッ ト)         | 6313-5566 | 6313-2921 | 〒530-0026<br>北区神山町 15-11              |
| 都 島 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(ふ れ あ い セ ン タ ー 都 島) | 6929-9500 | 6929-9504 | 〒534-0021<br>都島区都島本通 3-12-31          |
| 福 島 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(あ い あ い セ ン タ ー)     | 6454-6330 | 6454-6331 | 〒553-0001<br>福島区海老江 6-2-22            |
| 此 花 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(此 花 ふ れ あ い セ ン タ ー) | 6462-1224 | 6462-1984 | 〒554-0002<br>此花区伝法 3-2-27             |
| 中 央 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(ふ れ あ い セ ン タ ー も も) | 6763-8139 | 6763-8151 | 〒542-0062<br>中央区上本町西 2-5-25           |
| 西 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(に し な が ほ り)           | 6539-8075 | 6539-8073 | 〒550-0013<br>西区新町 4-5-14 西区役所合同庁舎6階   |
| 港 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(ひ ま わ り)               | 6575-1212 | 6575-1025 | 〒552-0007<br>港区弁天 2-15-1              |
| 大 正 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(大正区ふれあい福祉センター)       | 6555-7575 | 6555-0687 | 〒551-0013<br>大正区小林西 1-14-3            |
| 天 王 寺 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(ゆ う あ い)           | 6774-3377 | 6774-3399 | 〒543-0074<br>天王寺区六万休町 5-26            |
| 浪 速 区 社 会 福 祉 協 議 会                          | 6636-6027 | 6636-6028 | 〒556-0011<br>浪速区難波中 3-8-8             |
| 西 淀 川 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(ふ く ふ く)           | 6478-2941 | 6478-2945 | 〒555-0013<br>西淀川区千舟 2-7-7             |
| 淀 川 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(や す ら ぎ)             | 6394-2900 | 6394-2978 | 〒532-0005<br>淀川区三国本町 2-14-3           |
| 東 淀 川 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(ほ ほ え み)           | 6370-1630 | 6370-7330 | 〒533-0022<br>東淀川区菅原 4-4-37            |
| 東 成 区 社 会 福 祉 協 議 会                          | 6977-7031 | 6977-7038 | 〒537-0013<br>東成区大今里南 3-11-2           |
| 生 野 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(お か ち や ま)           | 6712-3101 | 6712-3001 | 〒544-0033<br>生野区勝山北 3-13-20           |
| 旭 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(あ さ ひ あ っ た か セ ン タ ー) | 6957-2200 | 6957-7282 | 〒535-0031<br>旭区高殿 6-16-1              |
| 城 東 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(ゆ う ゆ う)             | 6936-1153 | 6936-1154 | 〒536-0005<br>城東区中央 2-11-16            |
| 鶴 見 区 社 会 福 祉 協 議 会                          | 6913-7070 | 6913-7676 | 〒538-0051<br>鶴見区諸口 5-浜 6-12           |
| 阿 倍 野 区 社 会 福 祉 協 議 会                        | 6628-1212 | 6628-9393 | 〒545-0037<br>阿倍野区帝塚山 1-3-8            |
| 住 之 江 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(さ ざ な み)           | 6686-2234 | 6686-0400 | 〒559-0013<br>住之江区御崎 4-6-10            |
| 住 吉 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(住 吉 い き い き セ ン タ ー) | 6607-8181 | 6692-8813 | 〒558-0021<br>住吉区浅香 1-8-47             |
| 東 住 吉 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(さ わ や か セ ン タ ー)   | 6622-6611 | 6622-8973 | 〒546-0031<br>東住吉区田辺 2-10-18           |
| 平 野 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(に こ に こ セ ン タ ー)     | 6795-2525 | 6795-2929 | 〒547-0043<br>平野区平野東 2-1-30            |
| 西 成 区 社 会 福 祉 協 議 会<br>(は ぎ の さ と)           | 6656-0080 | 6656-0083 | 〒557-0041<br>西成区岸里 1-5-20 西成区役所合同庁舎8階 |

※住吉区の「見守り相談室」へはこちらにお問い合わせください。

〒558-8501 住吉区南住吉 3-15-55 住吉区役所4階43番 電話：4703-5806

※北区・大正区・鶴見区・住吉区・東住吉区の「生活福祉資金」へは以下にお問い合わせください。

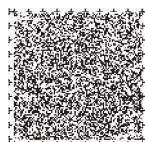
(北区) 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所3階30番 (よりそいサポートきた) 電話：6809-2814

(大正区) 〒551-8501 大正区千島 2-7-95 大正区役所1階 (インコス大正内) 電話：6555-5760

(鶴見区) 〒538-8510 鶴見区横堤 5-4-19 鶴見区役所3階33番 (自立ｱｼｽﾄ相談内) 電話：6913-7030

(住吉区) 〒558-8501 住吉区南住吉 3-15-55 住吉区役所4階43番 電話：6615-8172

(東住吉区) 〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺 1-13-4 東住吉区役所3階32番 電話：6622-9075



【障がい福祉関係団体】

| 名称                                       | 所在地・電話・ファックス（またはURL）                                                                 |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉法人<br>大阪市障害者福祉・スポーツ協会                | 〒543-0021<br>天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内<br>電話：06-6767-9981 FAX：06-6767-9982        |
| 一般財団法人<br>大阪市身体障害者団体協議会                  | 〒543-0021<br>天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内<br>電話：06-6765-5636 FAX：06-6765-7407        |
| 一般社団法人<br>大阪市肢体障害者協会                     | 〒543-0021<br>天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内<br>電話：06-6191-5959 FAX：06-6210-2610        |
| 一般社団法人<br>大阪市視覚障害者福祉協会                   | 〒543-0021<br>天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内<br>電話：06-6765-5600 FAX：06-6765-2554        |
| 大阪市聴言障害者協会                               | 〒543-0021<br>天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内<br>電話：06-6765-5636 FAX：06-6762-5879        |
| 社会福祉法人<br>大阪市手をつなぐ育成会                    | 〒543-0021<br>天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内<br>電話：06-6765-5621 FAX：06-6765-5623        |
| 社会福祉法人<br>大阪市社会福祉協議会                     | 〒543-0021<br>天王寺区東高津町 12-10 大阪市立社会福祉センター内<br>電話：06-6765-5601 FAX：06-6765-5605        |
| 社会福祉法人<br>精神障害者社会復帰促進協会                  | 〒552-0001<br>港区波除 5-7-6 ハイッソニッセイ 201<br>電話：06-6567-8071 FAX：06-6567-8089             |
| 公益社団法人<br>大阪府精神障害者家族会連合会                 | 〒540-0006<br>中央区法円坂 1-1-35 アネックスパル法円坂 A 棟 4 階<br>電話：06-6941-5797 FAX：06-6945-6135    |
| 大阪精神障害者連絡会                               | 〒537-0025<br>東成区中道 1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内<br>電話：06-6748-0163 FAX：06-6748-0164 |
| 公益財団法人<br>阪 喉 会                          | 〒550-0002<br>西区江戸堀 1-22-38 三洋ビル 203<br>電話：06-6444-1321 FAX：06-6444-1432              |
| 特定非営利活動法人<br>大阪市難聴者・中途失聴者協会              | 〒531-0073<br>北区本庄西 2-21-15<br>FAX：06-6371-6591<br>メールアドレス：osaka-sinankyou@nifty.com  |
| 一般社団法人<br>日本筋ジストロフィー協会 大阪支部              | 〒586-0035<br>河内長野市小塩町 122<br>電話：0721-62-3384 FAX：0721-62-3384                        |
| 社会福祉法人<br>大阪障害者自立支援協会<br>盲ろう者等社会参加支援センター | 〒537-0025<br>東成区中道 1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内<br>電話：06-6748-0588 FAX：06-6748-0589 |
| 社会福祉法人<br>大阪府肢体不自由者協会                    | 〒540-0006<br>中央区法円坂 1-1-35 アネックスパル法円坂内<br>電話：06-6940-4181 FAX：06-6943-4661           |
| 社会福祉法人<br>大阪府社会福祉協議会                     | 〒542-0065<br>中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内<br>電話：06-6762-9471 FAX：06-6764-5374          |
| 一般財団法人<br>大阪府視覚障害者福祉協会                   | 〒537-0025<br>東成区中道 1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内<br>電話：06-6748-0615 FAX：06-6748-0616 |
| 公益社団法人<br>日本てんかん協会 大阪府支部                 | 〒541-0046<br>中央区平野町 1-7-1 堺筋高橋ビル 5 階 B-503<br>電話：06-6205-0177 FAX：06-6205-0177       |

★ 一  
所 在  
覧 地



# 【障がい福祉関係団体】

| 名称                                  | 所在地・電話・ファックス（またはURL）                                                                                 |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪府重症心身障害児・者を支える会                   | 〒545-0021<br>阿倍野区阪南町 5-15-28 育徳コミュニティーセンター2 階<br>電話：06-6624-2555 FAX：06-6624-2556                    |
| 特定非営利活動法人<br>大 阪 盲 ろ う 者 友 の 会      | 〒552-0016<br>港区三先 2-13-24MT ビル 1 階<br>電話：06-6576-1200 FAX：06-6576-1201                               |
| NPO 法人<br>ヘレンケラー自立支援センターすまいる        | 〒543-0028<br>天王寺区小橋町 2-12 上本町 NEXTAGE6・7・9 階<br>電話：06-6776-2000 FAX：06-6776-2012                     |
| 一般社団法人<br>大 阪 脊 髄 損 傷 者 協 会         | 〒530-0015<br>北区中崎西 2-3-36 猿木唯資税理士事務所内<br>電話：06-6371-3831 FAX：06-6371-4854                            |
| 公益社団法人<br>日本オストミー協会 大阪府支部           | 〒542-0066<br>中央区瓦屋町 2-14-1<br>電話：080-9470-8690 FAX：06-6763-1260                                      |
| 一般社団法人<br>大 阪 自 閉 ス ペ ク ト ラ ム 症 協 会 | 下記ホームページのお問い合わせフォームをご参照ください。<br>URL: <a href="https://autism-osaka.org">https://autism-osaka.org</a> |
| 大 阪 LD 親 の 会 「おたふく会」                | 下記ホームページのお問い合わせフォームをご参照ください。<br>URL: <a href="http://www.otahuku.net/">http://www.otahuku.net/</a>   |
| 特定非営利活動法人<br>大 阪 難 病 連              | 〒558-0056<br>住吉区万代東 3-1-46 大阪府こころの健康総合センター3 階<br>電話：06-6654-3005 FAX：06-6654-3005                    |
| 社会福祉法人<br>日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター | 〒538-0042<br>鶴見区今津中 2-4-37<br>電話：06-6961-5521 FAX：06-6961-6268                                       |



【身体障がい者相談員名簿】（任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日）

| 区   | 氏名      | 種別 | 電話                  |
|-----|---------|----|---------------------|
| 北   | 宮田 千恵子  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6755-4774      |
| 都島  | 仲川 一昭   | 肢体 | 090-1481-9910       |
|     | 早川 佳子   | 肢体 | 6927-8110           |
|     | 宮本 成男   | 肢体 | 6922-4748           |
|     | 小川 壽一   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6923-5337      |
| 福島  | 西田 伸吾   | 視覚 | 6468-2154           |
|     | 重松 ま志子  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6462-6127      |
|     | 栖川 興道   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6452-0677      |
|     | 露峯 正一   | 聴覚 | 6451-0525           |
| 此花  | 山森 譲治   | 肢体 | 6464-6230           |
|     | 渡部 賢一   | 肢体 | 6461-6795           |
|     | 藤井 純蔵   | 視覚 | 6464-2088           |
|     | 太田 安造   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6464-2730      |
| 中央  | 細川 智恵子  | 肢体 | 6764-6050           |
|     | 高倉 由子   | 視覚 | 4304-2080           |
|     | 上野 成人   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ(050)1012-7498 |
|     | 中村 八郎   | 聴覚 | 6777-9937           |
| 西   | 宮脇 淳    | 肢体 | 090-1137-2702       |
|     | 本田 洋武   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6586-6731      |
|     | 宮ノ畑 みえ子 | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6445-5617      |
| 港   | 折元 幸子   | 視覚 | 6576-6868           |
|     | 有田 克直   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6574-5019      |
| 大正  | 金城 豊秀   | 視覚 | 6552-8270           |
| 天王寺 | 橋本 昌秀   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6771-5672      |
| 浪速  | 中田 力    | 肢体 | 090-8122-3159       |
|     | 山下 修平   | 視覚 | 6568-0132           |
| 西淀川 | 西田 正勝   | 肢体 | 6473-7717           |
|     | 山本 美恵子  | 視覚 | 6472-0206           |
|     | 沼 順子    | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6472-7984      |

| 区   | 氏名     | 種別 | 電話             |
|-----|--------|----|----------------|
| 淀川  | 石本 恭仁子 | 視覚 | 090-8529-8507  |
|     | 出口 義規  | 視覚 | 6301-0389      |
|     | 上田 澄江  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6392-3539 |
|     | 山口 美由紀 | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6396-6176 |
| 東淀川 | 泉 博子   | 肢体 | 6770-9012      |
|     | 寺元 誠一  | 肢体 | 6349-1348      |
|     | 堀 忍    | 肢体 | 6329-0315      |
|     | 北村 保子  | 視覚 | 6321-8222      |
|     | 鈴木 昭二  | 視覚 | 6340-3082      |
|     | 中野 弘之  | 視覚 | 6322-8028      |
|     | 石垣 英明  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6340-2205 |
| 東成  | 國本 峯成  | 肢体 | 090-3826-1396  |
|     | 水落 一夫  | 肢体 | 080-1445-9701  |
|     | 田村 憲司  | 視覚 | 6974-9328      |
|     | 松下 美代子 | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6973-6520 |
| 生野  | 御崎 綾子  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6973-0795 |
|     | 西原 成幸  | 肢体 | 6716-0303      |
|     | 芳村 政基  | 肢体 | 6752-0988      |
|     | 山野 一美  | 視覚 | 090-6902-4479  |
|     | 近藤 京子  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ7171-2529 |
| 旭   | 林 國彦   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6754-7135 |
|     | 岡田 清美  | 肢体 | 6956-5868      |
|     | 多田 芳美  | 肢体 | 6955-3375      |
|     | 高橋 久子  | 視覚 | 6951-5636      |
|     | 鈴木 邦義  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6952-1475 |
| 城東  | 石原 正美  | 肢体 | 6963-3291      |
|     | 板垣 嗣久  | 肢体 | 090-3922-9381  |
|     | 野中 和哉  | 肢体 | 6967-2160      |
|     | 秦 栄子   | 肢体 | 6180-1190      |
|     | 橋本 富雄  | 視覚 | 6934-3148      |
|     | 星沢 篤   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6936-7644 |





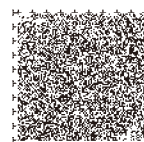
| 区   | 氏名     | 種別 | 電話             |
|-----|--------|----|----------------|
| 鶴見  | 堀部 光雄  | 視覚 | 6967-3795      |
|     | 江川 隆幸  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6995-4656 |
| 阿倍野 | 柏村 富士子 | 肢体 | 6622-6834      |
|     | 山梨 徳治  | 肢体 | 6694-1877      |
|     | 金光 弓子  | 視覚 | 090-4762-1699  |
|     | 深谷 絵美  | 視覚 | 080-4499-9596  |
|     | 梅本 哲哉  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6659-1810 |
|     | 岸本 宗也  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6622-8073 |
| 住之江 | 勝部 憲治  | 肢体 | 6685-5881      |
|     | 和田 和子  | 視覚 | 6683-7819      |
|     | 岩井 千草  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6672-2033 |
|     | 相良 眞貴子 | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6675-7224 |
| 住吉  | 田中 英次  | 肢体 | 090-6757-2492  |
|     | 谷口 光敏  | 肢体 | 6607-0650      |
|     | 佃井 敏通  | 肢体 | 6608-5884      |
|     | 中平 照敏  | 視覚 | 6696-6414      |
|     | 松本 義和  | 視覚 | 090-3990-9031  |
|     | 千葉 文恵  | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6185-8941 |
|     | 久野 真佐美 | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6675-6877 |
| 東住吉 | 小坪 琢平  | 肢体 | 6760-2671      |
|     | 高田 敏秀  | 肢体 | 6702-3523      |
|     | 津川 光生  | 肢体 | 6719-1225      |
|     | 鈴木 泰子  | 視覚 | 6691-5952      |
|     | 西村 登代子 | 視覚 | 6607-6287      |
| 平野  | 小野 健太郎 | 肢体 | 6708-6289      |
|     | 古賀 昭吉  | 視覚 | 6707-5999      |
|     | 山下 剛   | 視覚 | 6797-6004      |
|     | 田中 正   | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6703-9188 |
| 西成  | 橋本 敏雄  | 肢体 | 6568-5395      |
|     | 宮本 浩   | 視覚 | 090-6972-1219  |
|     | 塩川 弥津子 | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6659-8680 |

| 区   | 氏名     | 種別 | 電話             |
|-----|--------|----|----------------|
| 大阪市 | 手嶋 勇一  | 肢体 | 6716-8564      |
|     | 川越 利信  | 視覚 | 090-7103-9589  |
|     | 廣田 しづえ | 聴覚 | ﾌｧｯｸｽ6965-8370 |

【知的障がい者相談員名簿】（任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日）

| 区   | 氏名      | 電話            |
|-----|---------|---------------|
| 北   | 小川 尚美   | 6371-0903     |
| 都島  | 石田 裕子   | 6352-4450     |
|     | 高橋 健治郎  | 6921-9367     |
| 福島  | 加藤 多美子  | 6451-1465     |
| 此花  | 伊勢村 美和  | 080-1405-6430 |
| 中央  | 荻野 浩代   | 6947-1704     |
|     | 小砂見 日出子 | 6946-6726     |
| 西   | 篠藤 恵美子  | 6582-7220     |
|     | 清水谷 眞由美 | 6531-9280     |
| 港   | 石原 麗子   | 6574-5834     |
|     | 小泉 いと子  | 6573-9176     |
| 大正  | 尾崎 文子   | 6553-7134     |
|     | 山中 眞梨子  | 6554-7519     |
| 天王寺 | 加納 夕架子  | 080-5360-1138 |
|     | 良川 秀子   | 6773-5236     |
| 浪速  | 西本 光男   | 6641-6722     |
| 西淀川 | 石川 千壽子  | 6477-0220     |
|     | 関藤 玉恵   | 6474-4062     |
| 淀川  | 井口 佳子   | 6350-0771     |
|     | 木村 美智子  | 6304-5854     |
|     | 松永 ひろみ  | 6390-2128     |
| 東淀川 | 白金 久雄   | 090-6733-3302 |
|     | 谷口 智恵子  | 6349-1548     |
|     | 丹野 知恵   | 6320-6912     |
|     | 森脇 安佐子  | 6329-9300     |
| 東成  | 黒岡 恵子   | 090-2595-9576 |
| 生野  | 瀬川 美鈴   | 6777-8773     |
|     | 武内 冠二   | 6752-1495     |
|     | 西浦 正朗   | 6752-1898     |
|     | 萩野 妙子   | 6712-2392     |

| 区   | 氏名     | 電話            |
|-----|--------|---------------|
| 旭   | 伊藤 知子  | 6925-0362     |
|     | 澤田 美枝  | 090-1919-9187 |
|     | 茂苅 拡治  | 6951-5608     |
| 城東  | 池堂 文代  | 6939-7567     |
|     | 福本 弘子  | 090-3823-2119 |
|     | 藤澤 千代子 | 090-8121-4381 |
| 鶴見  | 大内 睦子  | 6911-7024     |
|     | 野中 孝子  | 6968-8505     |
|     | 細見 好子  | 6913-4488     |
| 阿倍野 | 赤木 雅世  | 6624-1022     |
|     | 田中 三千代 | 6621-6227     |
| 住之江 | 本田 由美子 | 6683-6058     |
|     | 吉村 夏恵  | 6681-8425     |
| 住吉  | 中島 由紀子 | 6672-8995     |
|     | 東尾 嘉子  | 6697-1188     |
| 東住吉 | 竹山 和子  | 6628-1201     |
|     | 西森 由利子 | 6705-8015     |
|     | 平井 恵子  | 6705-7705     |
|     | 堀 満里子  | 6719-5581     |
| 平野  | 新井 敦子  | 6701-2641     |
|     | 岡村 恵子  | 6705-0786     |
|     | 齊藤 康子  | 6708-3488     |
| 西成  | 上田 浩也  | 6632-7133     |
|     | 小田 千賀子 | 6659-1156     |
|     | 泊 米子   | 6658-6457     |
|     | 福若 幸子  | 6632-1777     |



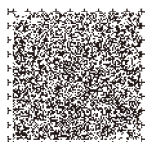
# リフト付タクシー給付券が利用できるタクシー事業所

- ・タクシー会社によって乗車料金に違いがありますので、予約等の際にご確認下さい。
- ・普通車には、小型車と中型車を含みます。
- ・区名、事業所名は「あいうえお順」に記載しています。

## 【大阪市内】

| 区名  | 事業所名            | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-----|-----------------|---------------|-----|-----|
| 旭   | あきら介護タクシー       | 090-9987-2150 |     | ○   |
|     | あさひ介護タクシー       | 06-6955-0755  |     | ○   |
|     | 介護タクシーらくちんや     | 090-8168-8248 |     | ○   |
|     | 介護タクシールカ        | 090-7107-8176 | ○   |     |
|     | 株式会社アンビュランス     | 080-4391-5522 | ○   | ○   |
|     | 株式会社福宝          | 06-6951-2609  |     | ○   |
|     | 駒福祉タクシー         | 090-4762-6898 | ○   |     |
|     | シェルシップ          | 090-1905-7217 |     | ○   |
|     | 西日本民間救急         | 06-6991-8991  | ○   |     |
|     | 福祉タクシーいろは       | 06-6952-7626  | ○   |     |
|     | ほのか介護タクシー       | 090-8447-0238 | ○   | ○   |
|     | ミヤビ介護タクシー       | 090-3999-4378 | ○   |     |
|     | 森下軽福祉タクシー       | 06-6952-1354  | ○   |     |
| 阿倍野 | NPO法人あべのっ子      | 06-6655-1301  | ○   | ○   |
|     | アベノ介護タクシー       | 06-6628-3837  | ○   |     |
|     | 介護タクシー鴨井        | 090-3924-8493 |     | ○   |
|     | 介護タクシー榮へら       | 090-1240-5470 |     | ○   |
|     | ハッチケアタクシー       | 06-6606-8201  | ○   |     |
| 生野  | (株) イルカライフ大阪営業所 | 06-6712-7023  | ○   | ○   |
|     | (株) タシマケアサービス   | 06-6757-5044  | ○   |     |
|     | 介護タクシーあじさい      | 090-7750-6914 |     | ○   |
|     | 介護タクシー縁         | 090-4273-4338 |     | ○   |
|     | 介護タクシー啓         | 090-3130-9696 | ○   |     |
|     | 介護タクシーはなうた      | 080-1480-5499 | ○   |     |
|     | 株式会社徳永          | 06-6757-0765  |     | ○   |
|     | ケアセンター笑(えみ)     | 06-6751-3960  |     | ○   |
|     | なごみ福祉タクシー       | 06-6716-7530  |     | ○   |
|     | 有限会社御勝山         | 06-6777-8681  |     | ○   |
|     | 有限会社グローバル       | 06-6751-6665  |     | ○   |
|     | 有限会社ジェイエス       | 06-6715-6222  |     | ○   |

| 区名 | 事業所名                | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|----|---------------------|---------------|-----|-----|
| 北  | 介護タクシー愛ランド          | 090-8656-4019 | ○   | ○   |
|    | 介護タクシーじゅげむ          | 090-6204-4221 | ○   |     |
|    | 介護タクシーちかちゃん         | 06-6455-1212  |     | ○   |
|    | ケアサービスダンデライオン       | 06-4801-8300  |     | ○   |
|    | ノア介護タクシー            | 070-1214-0741 |     | ○   |
|    | 福祉タクシーくすの希          | 06-6809-3410  | ○   |     |
| 此花 | ROSE合同会社ROSEタクシー    | 090-6236-6202 |     | ○   |
|    | あいと介護タクシー           | 070-2287-1415 |     | ○   |
|    | 株式会社Dreams.H.O.サービス | 06-6461-0225  | ○   |     |
|    | ささゆりタクシー            | 06-6463-0122  |     | ○   |
|    | とりしま介護タクシー          | 06-6147-5720  |     | ○   |
|    | みかみ介護タクシー           | 090-3273-3282 |     | ○   |
|    | よつば介護タクシー           | 080-1510-3218 | ○   |     |
|    | ライム介護タクシー           | 080-3855-2280 |     | ○   |
| 城東 | M I M介護タクシー         | 090-1131-5954 |     | ○   |
|    | 愛さんさん               | 06-6936-0133  |     | ○   |
|    | あるる介護タクシー           | 06-6934-8024  | ○   |     |
|    | 介護タクシー笑顔            | 06-6932-8584  |     | ○   |
|    | 介護タクシーケアプランナー       | 080-5313-8767 |     | ○   |
|    | 介護タクシーけんちゃん         | 090-3353-0715 | ○   | ○   |
|    | 介護タクシートラストポート       | 080-3031-3124 | ○   |     |
|    | 介護タクシーハビネス          | 080-4177-0732 |     | ○   |
|    | 合資会社たんぽぽ介護サービス      | 080-4214-4484 | ○   | ○   |
|    | さくら介護タクシー           | 080-3801-8739 |     | ○   |
|    | ずっとタクシー             | 070-8901-1814 |     | ○   |
|    | チェリーケアタクシー          | 080-3844-7668 | ○   |     |
|    | なごみ介護タクシー           | 090-1243-4946 | ○   |     |
|    | 福祉・介護タクシー青とんぼ       | 080-3837-2192 |     | ○   |
|    | 福祉タクシーチャチャ          | 06-7172-1727  | ○   |     |



| 区名  | 事業所名            | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-----|-----------------|---------------|-----|-----|
| 住之江 | 朝日自動車第一訪問介護センター | 06-6654-3447  | ○   | ○   |
|     | 介護タクシースカイ       | 06-6105-1615  |     | ○   |
|     | 合資会社 菊池         | 06-6681-8684  |     | ○   |
|     | 住之江介護タクシー       | 080-5243-1515 |     | ○   |
|     | ふうり介護タクシー       | 06-4702-6210  |     | ○   |
| 住吉  | (株) 美豊          | 06-4703-5765  |     | ○   |
|     | (株) 汐香          | 06-4700-4188  |     | ○   |
|     | BROS CARE TAXI  | 080-9996-1333 |     | ○   |
|     | CARE TAXI ACE   | 070-3053-5941 | ○   |     |
|     | RAISE CARE TAXI | 080-1517-4400 | ○   |     |
|     | あうん介護タクシー       | 0120-119-674  |     | ○   |
|     | 介護支援センターベストライフ  | 06-6673-8240  |     | ○   |
|     | 介護タクシードリーム      | 06-6608-8134  |     | ○   |
|     | 株式会社勇氣          | 090-2048-8026 |     | ○   |
|     | ショウハイ介護タクシー     | 090-4647-6709 |     | ○   |
|     | スマイルスター介護タクシー   | 090-6667-4002 | ○   | ○   |
|     | 正送介護タクシー        | 090-3710-9193 |     | ○   |
|     | ななほし介護タクシー      | 070-5261-3727 |     | ○   |
|     | 前川介護タクシー        | 090-5129-8272 | ○   | ○   |
|     | ライト介護タクシー       | 06-6673-7670  |     | ○   |
| 大正  | 青い鳥介護タクシー大正     | 090-8932-1515 | ○   |     |
|     | 介護タクシー GOH      | 090-3358-5050 | ○   |     |
|     | 介護タクシーこころ       | 06-6599-8464  |     | ○   |
|     | 介護タクシー三愛        | 06-6551-2477  | ○   | ○   |
|     | 介護タクシーピーす       | 070-1826-8341 |     | ○   |
|     | 介護タクシー藤の里       | 06-4394-3939  |     | ○   |
|     | 介護タクシー平安名       | 06-6552-1881  |     | ○   |
|     | 株式会社花・花         | 06-6554-8787  |     | ○   |
|     | きっちゃん介護タクシー     | 090-9545-1920 |     | ○   |
|     | ケア・サービスきんき      | 090-3270-1118 |     | ○   |
|     | ケアサポート実(みのり)    | 090-8937-9585 | ○   | ○   |
|     | サンサンタクシー        | 06-6556-1688  |     | ○   |
|     | 西村総合介護サービス(株)   | 06-6552-2345  |     | ○   |
|     | ひげタクシー          | 090-9041-7300 |     | ○   |

| 区名  | 事業所名           | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-----|----------------|---------------|-----|-----|
| 中央  | グッド介護タクシー      | 090-6978-5544 | ○   |     |
|     | ピースケアサービス      | 06-6777-5569  | ○   |     |
|     | 福祉タクシー・はこぶね    | 06-6718-4112  | ○   | ○   |
|     | 楽らく介護タクシー      | 070-5509-3518 |     | ○   |
| 鶴見  | (有) 栄和紙業       | 06-6912-7511  |     | ○   |
|     | いこい介護タクシー      | 080-1518-6096 |     | ○   |
|     | 介護タクシーうらら      | 080-6202-2133 |     | ○   |
|     | 介護タクシーくまさん     | 090-5162-8383 |     | ○   |
|     | 介護タクシーポラリス     | 06-6911-4377  | ○   |     |
|     | 近畿民間救急サービス     | 090-3993-0022 | ○   |     |
|     | ケア希望へのぞみ〜      | 06-6926-9865  | ○   | ○   |
|     | 合同会社 絆         | 06-6991-9124  |     | ○   |
|     | 鶴見介護タクシー       | 090-3658-4495 | ○   | ○   |
|     | 鶴見ケアタクシー       | 080-9742-5959 | ○   |     |
| 天王寺 | 福祉タクシー誠ケア      | 06-6914-3955  |     | ○   |
|     | ふくすけタクシー       | 080-4423-8953 |     | ○   |
|     | (有) タ陽ヶ丘ケアサービス | 06-6771-3015  |     | ○   |
|     | 生き活き倶楽部        | 06-6779-1700  |     | ○   |
|     | 株式会社フクシア       | 06-6768-8588  |     | ○   |
|     | サミー・ライフサポート    | 090-6231-1533 |     | ○   |
|     | ハストワ           | 06-6765-5655  |     | ○   |
|     | はっぴいケアタクシー     | 06-6762-8278  | ○   |     |
| 浪速  | ふじケアタクシー       | 06-6768-8057  |     | ○   |
|     | kokua care cab | 090-3847-7788 | ○   |     |
|     | あいのケアタクシー      | 06-6649-1188  |     | ○   |
|     | 介護タクシーふうせん     | 080-3760-7833 |     | ○   |
|     | 日清住宅サービス(株)    | 06-6630-2223  | ○   | ○   |
|     | ハッピーライフ        | 080-8476-5000 | ○   |     |
|     | ライフ介護タクシー      | 080-2503-9333 | ○   |     |

| 区名  | 事業所名             | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-----|------------------|---------------|-----|-----|
| 西   | (株)一番里訪問介護ケアセンター | 06-6585-2200  |     | ○   |
|     | CareTaxiらくごう     | 090-5480-4197 | ○   | ○   |
|     | アイケアズ介護タクシー      | 06-6582-0022  |     | ○   |
|     | 介護タクシーオリーブ       | 090-1908-1515 |     | ○   |
|     | 介護タクシーコブクロ       | 070-3782-5296 |     | ○   |
|     | 介護タクシー園          | 06-6131-7262  | ○   |     |
|     | 介護タクシー太陽         | 06-6445-0658  |     | ○   |
|     | テトラケアタクシー        | 080-3023-8840 | ○   |     |
|     | 日本交通 (株)         | 06-6531-5430  | ○   |     |
|     | まごころ福祉介護タクシー     | 06-6535-4340  | ○   |     |
| 西成  | (株) Animo        | 06-6643-6733  |     | ○   |
|     | (有) ハートケア介護グループ  | 06-6655-3360  |     | ○   |
|     | Smile介護タクシー      | 090-3276-8015 |     | ○   |
|     | アイビー介護タクシー       | 0120-515-331  | ○   |     |
|     | あおい介護タクシー合同会社    | 06-6651-0152  |     | ○   |
|     | いき介護タクシー         | 06-6631-3856  |     | ○   |
|     | 介護TAXI 愛愛        | 06-4303-5784  |     | ○   |
|     | 介護タクシー万寿         | 06-6537-9403  |     | ○   |
|     | 介護タクシーみっちゃん      | 06-6656-1776  |     | ○   |
|     | 介護福祉タクシー白馬       | 06-4398-2850  | ○   |     |
|     | こころ介護タクシー        | 090-5642-4488 |     | ○   |
|     | 新大阪タクシー (株)      | 06-6561-7306  | ○   |     |
|     | ドリー夢1            | 06-6651-7273  |     | ○   |
|     | なごみ介護タクシー        | 06-6655-0286  |     | ○   |
|     | 福祉タクシーバモス        | 06-7164-5943  |     | ○   |
|     | 南大阪第一交通 (株)      | 06-6651-0381  | ○   |     |
|     | (株) こころ          | 070-5665-2423 |     | ○   |
| 西淀川 | あるある介護タクシー       | 090-5094-6691 |     | ○   |
|     | 介護タクシーつばめ        | 080-8505-1472 | ○   |     |
|     | 介護タクシーはっぴい       | 090-3717-7446 | ○   |     |
|     | 介護タクシー歩希         | 080-5290-7605 | ○   |     |
|     | 介護タクシー麻蓬         | 090-1912-9161 |     | ○   |
|     | 介護タクシーやまびこ       | 06-6473-3669  | ○   | ○   |
|     | 薫介護タクシー          | 090-3357-0702 |     | ○   |
|     | 関福祉タクシー          | 06-6770-9877  | ○   |     |
|     | 徳島介護タクシー         | 080-4013-9943 |     | ○   |
|     | 有限会社ハート・ケア       | 06-6472-0548  |     | ○   |

| 区名  | 事業所名           | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-----|----------------|---------------|-----|-----|
| 東住吉 | あいち介護福祉タクシー    | 06-6657-6217  |     | ○   |
|     | アイネット介護タクシー    | 06-6799-3070  | ○   |     |
|     | 大阪平野ケアタクシー     | 090-4767-5662 |     | ○   |
|     | 介護タクシー笑顔       | 080-8330-9284 | ○   |     |
|     | 介護タクシーカンケア東住吉  | 06-6776-2962  |     | ○   |
|     | 介護タクシーしろくま     | 06-6777-5576  |     | ○   |
|     | 介護タクシーそよ風      | 06-6608-0748  |     | ○   |
|     | 介護タクシーノースカンパニー | 06-6760-6633  |     | ○   |
|     | 介護タクシーピーチトラベル  | 06-6657-6222  |     | ○   |
|     | 介護タクシーファミリア    | 070-8935-6492 |     | ○   |
|     | 介護タクシーまさや      | 080-9593-2525 |     | ○   |
|     | 介護タクシーミント      | 080-7888-1578 |     | ○   |
|     | 介護タクシーリボン      | 06-6695-5639  |     | ○   |
|     | ケアサービスたいよう     | 06-6704-5800  |     | ○   |
|     | 合資会社アエタ        | 06-6654-8125  |     | ○   |
|     | こうたケアタクシー      | 070-1815-0630 | ○   |     |
|     | ダイシン介護サービス     | 090-4031-5856 |     | ○   |
|     | 田辺介護センター       | 06-6628-5052  |     | ○   |
|     | パートナー介護センター    | 06-6710-6710  |     | ○   |
|     | ひかり介護タクシー      | 06-7503-5916  |     | ○   |
|     | 福祉タクシーあさひ      | 080-2074-1374 |     | ○   |
| 東成  | ぶらすタクシー        | 090-3914-2562 | ○   | ○   |
|     | ほっこりにっこりケアタクシー | 06-6760-6689  |     | ○   |
|     | ヨッシー介護タクシー     | 06-6703-0404  |     | ○   |
|     | わくわくケアタクシー     | 090-2068-0328 |     | ○   |
|     | あいある介護タクシー     | 090-1715-4958 |     | ○   |
|     | エッセンシャルケアタクシー  | 080-1027-8225 |     | ○   |
|     | 介護タクシー・ユタカ     | 080-6668-2165 | ○   |     |
|     | 介護タクシーワンハート森ノ宮 | 06-6973-3608  | ○   |     |
|     | ナチュラルライフ介護タクシー | 090-1590-0010 | ○   |     |
|     | 東成ケアタクシー       | 06-6981-3926  | ○   |     |
|     | マイマイケアタクシー     | 06-6973-3181  | ○   |     |



| 区名  | 事業所名             | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-----|------------------|---------------|-----|-----|
| 東淀川 | (株) キープカンパニーなでしこ | 06-6160-7045  |     | ○   |
|     | ASAHA            | 080-5353-8116 | ○   |     |
|     | Viva介護タクシー       | 090-1248-1155 | ○   |     |
|     | あい福祉タクシー         | 090-9686-2386 |     | ○   |
|     | 青空介護タクシー         | 090-6246-0020 |     | ○   |
|     | 遊び庭              | 06-4862-5836  |     | ○   |
|     | オノ介護タクシー         | 06-6829-7311  | ○   |     |
|     | 介護タクシー卓          | 070-4365-6401 | ○   |     |
|     | 介護タクシーにこにこ       | 090-5977-2329 | ○   | ○   |
|     | 介護タクシーぬくもり       | 070-8582-0512 |     | ○   |
|     | 関西ユアライフサポート      | 06-6370-9703  | ○   | ○   |
|     | グッドスマイル          | 06-6827-1177  |     | ○   |
|     | サザンライフサポート       | 090-1155-9595 |     | ○   |
|     | 知念介護タクシー         | 090-8986-6606 |     | ○   |
|     | のってく             | 06-6324-2666  |     | ○   |
|     | 訪問介護センターフジ       | 06-6320-2388  |     | ○   |
|     | 優介護タクシー          | 070-9280-1122 |     | ○   |

| 区名 | 事業所名            | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|----|-----------------|---------------|-----|-----|
| 平野 | K企画 (ケイちゃんタクシー) | 090-9494-0973 | ○   |     |
|    | Nトータルサポート介護タクシー | 090-9627-0072 |     | ○   |
|    | アイナビ介護タクシー      | 090-9045-4943 |     | ○   |
|    | ウェルビー介護タクシー     | 06-6799-3700  |     | ○   |
|    | オーケイケアセンター      | 06-6777-7329  |     | ○   |
|    | 大阪平野介護タクシー      | 090-5674-9449 |     | ○   |
|    | 介護タクシー27        | 06-7890-7980  | ○   |     |
|    | 介護タクシーおかあさん     | 090-5361-1871 |     | ○   |
|    | 介護タクシー風車〜かざぐるま〜 | 090-8828-7270 | ○   |     |
|    | 介護タクシーカンケア平野    | 06-6773-9339  | ○   | ○   |
|    | 介護タクシーさとう       | 06-6793-0742  |     | ○   |
|    | 介護タクシーすえ野       | 06-7850-5756  |     | ○   |
|    | 介護タクシー中大阪       | 090-8887-4534 | ○   |     |
|    | 介護タクシーはな        | 090-5465-1769 |     | ○   |
|    | 介護タクシーはやぶさ      | 06-6709-9626  |     | ○   |
|    | 介護タクシーひばり       | 080-3440-0049 |     | ○   |
|    | 介護タクシーひらの       | 06-6777-1539  |     | ○   |
|    | 介護タクシーマロン       | 080-3846-0881 | ○   |     |
|    | かざみどり介護タクシー     | 06-6704-0050  |     | ○   |
|    | サンサン介護タクシー      | 06-4302-3303  |     | ○   |
|    | すずらん介護タクシー      | 090-3721-1982 |     | ○   |
|    | そら              | 080-9829-4039 | ○   |     |
|    | 直介護タクシー         | 06-7494-6208  |     | ○   |
|    | パオ・ケアタクシー       | 090-1671-1086 |     | ○   |
|    | ファーストタクシー上野     | 090-8572-8314 |     | ○   |
|    | ふじ介護サービス宝友      | 080-7511-0989 | ○   |     |
|    | 朋友福祉タクシー        | 06-6791-8527  | ○   | ○   |
|    | まな介護タクシー        | 090-8528-7003 |     | ○   |
|    | みらいケアサービス       | 090-7511-3714 |     | ○   |
|    | 有限会社S・K         | 06-4302-3667  |     | ○   |
|    | ラッキー介護タクシー      | 090-3164-0591 |     | ○   |
|    | リローバ介護タクシー      | 090-1150-8194 |     | ○   |

| 区名 | 事業所名          | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|----|---------------|---------------|-----|-----|
| 福島 | 介護タクシーまごころ    | 090-9547-8785 | ○   | ○   |
|    | ひかり介護タクシー     | 080-4830-2960 |     | ○   |
|    | ライフサポートかがやき   | 080-4633-4898 | ○   |     |
| 港  | あさひケアサービス     | 090-3494-6374 |     | ○   |
|    | 介護タクシーあさしお    | 06-6599-0555  | ○   |     |
|    | 介護タクシーパートナー   | 080-3774-7844 |     | ○   |
|    | 介護タクシーみなと     | 090-3715-7171 | ○   |     |
|    | 介護タクシーわかば港営業所 | 090-3169-3903 | ○   | ○   |
|    | ケアタクシーひかり     | 06-6599-2088  |     | ○   |
|    | ゆるほこ介護タクシー    | 090-3658-5017 |     | ○   |
|    |               |               |     |     |
| 都島 | 介護タクシーケアフリー   | 06-6923-3315  | ○   | ○   |
|    | 介護タクシータカ      | 06-6925-8258  | ○   |     |
|    | 介護タクシーみやこ     | 070-5261-7414 |     | ○   |
|    | 介護タクシーゆうき     | 080-9304-8396 |     | ○   |
|    | 福祉タクシーパンジー    | 090-1150-1336 |     | ○   |
|    | まつけん福祉タクシー    | 080-6197-4778 |     | ○   |
|    | マミイ介護タクシー     | 090-3944-3631 |     | ○   |
|    |               |               |     |     |
|    | 都島自動車（株）      | 06-6921-0818  | ○   | ○   |

| 区名 | 事業所名                  | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|----|-----------------------|---------------|-----|-----|
| 淀川 | Bell Aid              | 070-4775-3852 | ○   |     |
|    | NAO介護タクシー             | 090-6054-7032 | ○   |     |
|    | あさひ介護タクシー             | 06-6392-7663  | ○   | ○   |
|    | 介護タクシー・民隠救急・救護 せいけつかん | 050-1790-1989 | ○   |     |
|    | 介護タクシーアシスト            | 090-1670-7730 | ○   |     |
|    | 介護タクシーエース             | 06-6301-3230  |     | ○   |
|    | 介護タクシーさいちゃん           | 080-5724-3562 |     | ○   |
|    | 介護タクシーまつい             | 090-8885-9054 |     | ○   |
|    | 介護タクシーゆめ本舗            | 080-3854-6326 | ○   |     |
|    | 介護タクシーよろこび            | 06-6398-7982  |     | ○   |
|    | 介護タクシーリンク             | 06-6195-5402  | ○   | ○   |
|    | そよかぜ介護タクシー            | 090-8380-1332 | ○   |     |
|    | 太陽ケアタクシー              | 090-6914-9474 | ○   |     |
|    | にしむら介護タクシー            | 090-3352-1833 | ○   |     |
|    | リフレ介護タクシー             | 090-3923-2712 |     | ○   |

# リフト付タクシー給付券が利用できるタクシー事業所

- ・タクシー会社によって乗車料金に違いがありますので、予約等の際にご確認下さい。
- ・普通車には、小型車と中型車を含みます。
- ・市町村名、事業所名は「あいうえお順」に記載しています。

## 【大阪府内（大阪市を除く）】

| 市町村名      | 事業所名          | 電話番号          | 大型車 | 普通車 | 市町村名      | 事業所名              | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-----------|---------------|---------------|-----|-----|-----------|-------------------|---------------|-----|-----|
| 池田市       | 介護タクシーくれは     | 090-2700-7832 | ○   | ○   | 柏原市       | あおぞら介護タクシー        | 072-977-7656  |     | ○   |
|           | 株式会社ギア        | 0120-015-882  |     | ○   |           | 介護タクシーあやめ         | 090-9622-1122 |     | ○   |
|           | 恵英会（けいえいかい）   | 090-3359-8640 | ○   |     |           | 介護タクシーゆう          | 090-9877-9844 |     | ○   |
|           | 日の丸ハイヤー（株）    | 06-6853-6221  | ○   |     |           | 福祉タクシーらくや         | 080-5323-5231 |     | ○   |
|           | 夢未来福祉タクシー     | 0120-911-719  |     | ○   | 交野市       | 介護タクシーおりひめ        | 072-396-6865  |     | ○   |
|           | 運福祉タクシー       | 090-3301-7102 |     | ○   |           | 介護タクシーばいん         | 090-8752-8104 | ○   |     |
| 和泉市       | （株）ラッツ        | 072-526-0589  |     | ○   | 門真市       | MYレインボー           | 080-5303-9613 |     | ○   |
|           | あおばケアタクシー     | 080-2530-9467 |     | ○   |           | 心優介護タクシー          | 072-886-0745  | ○   | ○   |
|           | 池内介護タクシー      | 090-6238-2220 | ○   | ○   |           | ティータ介護タクシー        | 090-6903-7640 |     | ○   |
|           | 介護タクシーサンフォレスト | 090-3927-6640 |     | ○   |           | 令和介護タクシー          | 090-6965-1386 | ○   | ○   |
|           | 介護タクシー馬子の手    | 090-3659-6242 | ○   | ○   | 河南町       | ケアサポート庵           | 070-3540-7171 |     | ○   |
|           | ケアタクシーさんさん    | 080-2512-5338 |     | ○   |           | ひだまり介護サービス        | 090-8140-1295 | ○   | ○   |
|           | ケアタクシーふじもと    | 090-4909-3285 | ○   |     | 河内<br>長野市 | （株）ルピナス介護タクシー     | 090-1673-7674 | ○   |     |
|           | ホサナ介護ステーション   | 072-545-2441  |     | ○   |           | CARE TAXI フクロウ    | 090-3709-0406 |     | ○   |
| 茨木市       | 介護福祉タクシーさくら   | 072-625-7377  |     | ○   |           | いちえ介護タクシー         | 090-6820-2727 |     | ○   |
|           | 彩都介護・福祉タクシー優  | 080-9330-3611 |     | ○   |           | 介護・福祉タクシーほっぷ・すてっぷ | 090-3873-0806 | ○   | ○   |
|           | なごみ（和）ケアタクシー  | 070-9203-0753 |     | ○   |           | 介護タクシーきなこ         | 080-8532-2792 |     | ○   |
|           | 福祉タクシークローバー   | 070-3966-1185 |     | ○   |           | 介護タクシーたいよう        | 090-1603-9561 |     | ○   |
|           | 福祉タクシー空       | 070-2288-1040 |     | ○   |           | 合同会社NEXTDISCOVERY | 090-7104-8262 |     | ○   |
| 大阪<br>狭山市 | A T 介護タクシー    | 090-6159-2356 | ○   |     |           | 福祉タクシーアイリス        | 070-9142-8415 |     | ○   |
|           | 梅の枝介護タクシー     | 090-5150-8181 |     | ○   |           | 坊ちゃん福祉タクシー        | 090-9161-7327 |     | ○   |
|           | 介護タクシーきずな     | 090-2107-4771 | ○   |     |           | わだ介護タクシー          | 090-3466-4069 |     | ○   |
|           | さくら介護タクシー     | 090-1023-3529 |     | ○   | 岸和田市      | care taxi obu     | 070-9181-0284 |     | ○   |
|           | スカイ福祉介護タクシー   | 090-3261-1165 |     | ○   |           | 株式会社エスオーシー        | 090-8207-1917 |     | ○   |
|           | よつば介護タクシー     | 080-9753-5129 |     | ○   |           |                   |               |     |     |
|           | ライフサポートアクア    | 080-3840-9069 |     | ○   |           |                   |               |     |     |

| 市町村名 | 事業所名              | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|------|-------------------|---------------|-----|-----|
| 堺市   | G-コンティゴ           | 080-6135-7585 | ○   |     |
|      | あさひ介護タクシー         | 090-6739-7247 | ○   |     |
|      | 介護・サポートタクシー-リリアブル | 0120-827-014  | ○   |     |
|      | 介護タクシーABCケアサポート   | 080-3107-1034 | ○   |     |
|      | 介護タクシーアイキャブ       | 090-6602-9195 |     | ○   |
|      | 介護タクシーあゆみ         | 090-3873-1678 |     | ○   |
|      | 介護タクシーあんしん        | 080-5323-2519 |     | ○   |
|      | 介護タクシー KIN (かいんど) | 090-9885-7678 |     | ○   |
|      | 介護タクシーしんわ倶楽部      | 080-4242-2487 | ○   |     |
|      | 介護タクシー友           | 090-3827-1164 | ○   |     |
|      | 介護タクシーなごみ         | 080-5317-8730 |     | ○   |
|      | 介護タクシーはな          | 090-2191-4062 |     | ○   |
|      | 介護タクシーピアノ         | 090-8522-5179 | ○   |     |
|      | 介護タクシー福和          | 090-5154-0353 | ○   |     |
|      | 介護タクシーベンリ         | 090-3848-0409 |     | ○   |
|      | 介護タクシーほりやん        | 090-8527-5256 | ○   |     |
|      | 介護タクシーみくに         | 090-3700-4922 |     | ○   |
|      | 介護タクシー優雅          | 080-4564-3227 | ○   |     |
|      | 檜の木介護タクシー         | 090-4499-9007 |     | ○   |
|      | 株式会社VMCトレーディング    | 090-5129-1795 |     | ○   |
|      | ケアサポート関西          | 080-3776-2720 |     | ○   |
|      | ケアタクシーPolePole    | 090-4961-0033 |     | ○   |
|      | ケアタクシー西村          | 080-9282-8253 |     | ○   |
|      | 堺のおだ介護タクシー        | 090-9113-2626 |     | ○   |
|      | ついたちケアタクシー        | 090-8537-7471 |     | ○   |
|      | なのはなケアタクシー        | 080-3837-7087 | ○   |     |
|      | ハートフルサンク          | 072-289-7833  | ○   | ○   |
|      | ハートフルライフ交通 (株)    | 072-247-8808  | ○   |     |
|      | フジ介護タクシー          | 080-2488-7605 | ○   |     |
|      | まごの手介護タクシー        | 090-3825-4095 |     | ○   |
|      | マツヤ福祉タクシー         | 090-6915-5610 | ○   |     |
|      | まもる介護タクシー         | 090-8889-0378 |     | ○   |
|      | 米川介護タクシー          | 090-2833-5519 |     | ○   |
|      | ライフサポートあい         | 080-3602-1165 |     | ○   |
|      | ライフサポートほほえみ       | 072-350-8260  |     | ○   |
|      | ワダ介護タクシー          | 080-7409-5113 | ○   |     |

| 市町村名  | 事業所名                    | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|-------|-------------------------|---------------|-----|-----|
| 四條畷市  | SSSコーポレーション             | 090-2106-4395 | ○   |     |
|       | 介護タクシーココエール。            | 072-397-9797  | ○   |     |
| 吹田市   | CARE Taxi #17           | 070-9234-1717 | ○   |     |
|       | アース介護タクシー               | 080-7008-4101 |     | ○   |
|       | 愛心福祉介護タクシー              | 06-6385-6827  |     | ○   |
|       | あいす介護タクシー               | 090-1893-6956 | ○   |     |
|       | あおい木介護タクシー              | 090-6823-6595 | ○   | ○   |
|       | あき介護タクシー                | 0120-414-131  |     | ○   |
|       | 介護・福祉タクシーSTS            | 06-6386-6335  |     | ○   |
|       | 介護タクシーアトム               | 090-7556-6390 |     | ○   |
|       | 介護タクシーココ                | 090-6755-0550 |     | ○   |
|       | 介護タクシーさくらんぼ             | 090-3160-9857 |     | ○   |
|       | 介護タクシーサンエス              | 06-6877-7368  |     | ○   |
|       | 介護タクシー仙                 | 080-4655-3412 |     | ○   |
|       | 介護タクシーれお                | 090-5892-4626 |     | ○   |
|       | 介護搬送 響                  | 090-8932-4165 | ○   |     |
|       | かなで〜る介護タクシー             | 080-7614-2546 |     | ○   |
|       | ケアタクシー想 (そう)            | 090-4274-2297 |     | ○   |
|       | せんり介護タクシー               | 0120-960-954  |     | ○   |
|       | ばらけあ福祉リムジンサービス          | 090-8881-1852 | ○   |     |
|       | ぶーぶー福祉タクシー              | 080-9760-3800 |     | ○   |
|       | ライフ・ナビ・サポート" ケーティー"     | 090-3998-0556 | ○   |     |
| 摂津市   | Assist Taxi おとも介護福祉タクシー | 090-3331-0006 |     | ○   |
|       | アトス福祉・介護タクシー            | 072-654-7965  |     | ○   |
|       | 恵み介護タクシーケア              | 080-1506-3388 |     | ○   |
| 太子町   | ケアセンターそよぎ               | 090-5011-6302 | ○   |     |
| 高石市   | ハートケアサポート               | 080-4491-7181 |     | ○   |
|       | ゆうゆう倶楽部                 | 090-1216-6028 | ○   |     |
| 高槻市   | YK介護タクシー                | 06-6827-2430  | ○   | ○   |
|       | あおぞら介護・福祉タクシー           | 090-9167-0236 | ○   | ○   |
|       | 介護タクシーたなやん              | 072-690-7730  |     | ○   |
|       | ケアタクシーななつ星              | 090-5052-8456 |     | ○   |
|       | 福祉タクシーディ・ライン            | 090-5666-8768 |     | ○   |
|       | 民間救急おさんぽ介護タクシー          | 072-695-8223  |     | ○   |
| 大東市   | 株式会社 長楽                 | 090-5068-4226 | ○   |     |
|       | 介護タクシー・プリン              | 072-872-8939  |     | ○   |
|       | ケアタクシーまもる               | 090-3872-9939 |     | ○   |
|       | フラワー介護タクシー              | 080-9743-6699 |     | ○   |
| 千早赤阪村 | スターケアタクシー               | 070-1341-0219 | ○   | ○   |

| 市町村名 | 事業所名             | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|------|------------------|---------------|-----|-----|
| 豊中市  | アイツダ             | 080-4244-2813 |     | ○   |
|      | アクセル介護タクシー       | 090-8759-5025 |     | ○   |
|      | あさがおケアサービス（株）    | 06-6848-2782  |     | ○   |
|      | あだち福祉タクシー        | 090-8388-8906 |     | ○   |
|      | いずみがおかケアタクシー     | 090-8538-1932 | ○   |     |
|      | 介護サービスとき         | 090-6908-1150 |     | ○   |
|      | 介護支援センターはな       | 080-1461-9514 | ○   | ○   |
|      | 介護タクシー８８         | 090-3165-8884 |     | ○   |
|      | 介護タクシーおおくぼ       | 090-6055-1080 | ○   |     |
|      | 介護タクシーナガマサ       | 090-3353-4037 |     | ○   |
|      | 介護タクシーにしむら       | 090-4641-8603 |     | ○   |
|      | 介護タクシーフリージア      | 06-7501-5928  | ○   |     |
|      | 介護タクシー松柏         | 090-2388-4714 |     | ○   |
|      | 介護タクシー和らぎ        | 06-6866-0625  | ○   | ○   |
|      | ケアサービスいろは        | 06-6845-3844  |     | ○   |
|      | ケアタクシーさくら        | 090-1679-0662 | ○   |     |
|      | 合同会社アルファ         | 090-8193-8092 |     | ○   |
|      | てらす介護タクシー        | 090-7556-8379 |     | ○   |
|      | 福祉タクシーU笑くぼ（うえくぼ） | 090-5063-6304 |     | ○   |
|      | 福祉タクシーざこや        | 06-6332-5839  | ○   | ○   |
|      | 福祉タクシーたかいち       | 080-6127-2945 |     | ○   |
|      | 福祉タクシールビー        | 080-5507-7000 | ○   |     |
|      | 真（まこと）PT介護タクシー   | 080-5342-4196 |     | ○   |
|      | ライフサポートきらめき      | 090-3036-8039 | ○   |     |
|      | ライフサポートワイズ       | 090-6754-5756 |     | ○   |
| 豊能町  | 合資会社つばめ興産        | 072-738-2147  | ○   |     |
| 富田林市 | GⅡトランスポート        | 090-4034-0896 |     | ○   |
|      | 介護タクシーねこのて       | 090-3979-5622 |     | ○   |
|      | 介護タクシーめぐみ        | 072-155-2235  | ○   | ○   |
|      | 関西車いすタクシー富田林     | 072-151-4153  | ○   |     |
|      | ここぜ介護タクシー        | 090-2666-6767 |     | ○   |
|      | 福祉・介護タクシー翔0022   | 090-2359-0022 |     | ○   |
| 寝屋川市 | あづみタクシー          | 090-9863-4644 |     | ○   |
|      | 株式会社ほほえみ         | 072-831-6786  | ○   | ○   |
|      | 日本タクシー（株）        | 072-827-5158  | ○   |     |
|      | 福祉タクシーウィングハート    | 080-3567-1617 |     | ○   |
|      | 都島自動車（株）         | 072-831-2200  | ○   |     |
|      | ルートワンタジマ         | 070-8511-5640 |     | ○   |

| 市町村名 | 事業所名                 | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|------|----------------------|---------------|-----|-----|
| 羽曳野市 | +Reライフ福祉タクシー         | 090-6322-5151 | ○   |     |
|      | おでかけサポートサンちゃん        | 090-7368-1350 |     | ○   |
|      | 介護お出かけタクシーかえる        | 090-9864-9491 |     | ○   |
|      | 木村介護タクシー             | 090-7482-0796 |     | ○   |
|      | 近鉄タクシー（株）            | 072-957-8171  | ○   |     |
|      | ハリー福祉タクシー            | 080-4761-0880 |     | ○   |
|      | まごころケアサービス           | 072-954-4188  | ○   |     |
|      | まほろば介護タクシー           | 090-3272-6657 |     | ○   |
|      | もりけん介護タクシー           | 090-3677-1562 |     | ○   |
| 東大阪市 | あーす福祉介護タクシー          | 070-8416-2424 | ○   |     |
|      | アイエムケアタクシー           | 090-9991-8216 |     | ○   |
|      | あしすと介護タクシー           | 090-3164-6816 | ○   |     |
|      | 生き活き倶楽部              | 06-6779-1700  |     | ○   |
|      | 栄介護タクシー              | 080-5705-0605 |     | ○   |
|      | 介護・福祉タクシーまるちゃん       | 090-8446-0358 |     | ○   |
|      | 介護タクシーSUNNY          | 070-8446-8070 | ○   |     |
|      | 介護タクシー恵（ケイ）          | 090-1240-2583 |     | ○   |
|      | 介護タクシー翔              | 080-4230-3095 |     | ○   |
|      | 介護タクシーハリー            | 080-6112-8835 | ○   |     |
|      | 介護タクシーふれあい           | 06-7178-8157  |     | ○   |
|      | 介護タクシーミノブコーポレーション    | 090-5043-7220 |     | ○   |
|      | 介護タクシー夢              | 072-988-2565  | ○   | ○   |
|      | 介護タクシーリーフ            | 06-7508-8372  |     | ○   |
|      | 株式会社心友               | 080-4393-3359 |     | ○   |
|      | きゅあら介護タクシー           | 090-2100-3907 | ○   | ○   |
|      | 近鉄タクシー（株）            | 06-6721-6113  | ○   |     |
|      | クーボ介護タクシー            | 06-6728-2513  |     | ○   |
|      | グッド介護タクシー            | 090-6978-5544 | ○   |     |
|      | つばさ介護タクシー            | 06-6723-1510  | ○   | ○   |
|      | ひかる介護タクシー            | 090-7872-4648 | ○   |     |
|      | ヒロ介護タクシー             | 06-6728-5329  |     | ○   |
|      | 福祉タクシーヒロタカ           | 080-3813-0294 |     | ○   |
|      | 福郵会あじさい              | 080-5334-8775 |     | ○   |
|      | 民間救急・福祉タクシーヤマトケアサポート | 090-1957-2568 | ○   |     |
|      | よつ葉訪問介護サービス          | 072-985-0010  | ○   |     |
|      | 旅客輸送サービスセンター・コール     | 090-2194-4807 | ○   |     |



| 市町村名 | 事業所名             | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|------|------------------|---------------|-----|-----|
| 枚方市  | 介護タクシーえにし        | 072-833-7131  |     | ○   |
|      | 介護タクシーなかの        | 090-6679-4838 | ○   |     |
|      | 合同会社かなえ          | 072-851-3904  | ○   | ○   |
|      | 福祉介護タクシーフェアリー    | 090-8382-5858 |     | ○   |
|      | 福祉タクシーえん         | 090-5962-1418 |     | ○   |
|      | 福祉タクシー優（YOU）     | 0120-995-997  |     | ○   |
|      | 福祉タクシーれいんぼう      | 070-9119-3636 |     | ○   |
|      | 星丘公共自動車          | 072-807-8941  |     | ○   |
| 藤井寺市 | おでかけかいご          | 072-931-0106  |     | ○   |
|      | 介護・サポートセンターのむたく  | 090-3676-1097 |     | ○   |
| 松原市  | アイリス・パートナー介護タクシー | 090-3762-8107 | ○   |     |
|      | 想い出ケアTAXIビリーヴ    | 090-9690-1118 | ○   |     |
|      | 介護タクシーふき         | 090-8525-3939 | ○   |     |
|      | 介護タクシーリリーフKOSAKA | 090-9879-7610 | ○   |     |
|      | クローバー介護タクシー      | 072-321-7111  |     | ○   |
|      | ケアタクシーふじた        | 072-331-7655  | ○   |     |
|      | 元気ケアセンター         | 072-288-6886  |     | ○   |
|      | ここいろ介護タクシー       | 072-338-0365  |     | ○   |
|      | こもれび             | 080-2522-3142 | ○   | ○   |
|      | 福祉介護タクシーミツパチ     | 090-1145-8065 |     | ○   |
|      | まいど福祉タクシー        | 090-9988-1110 |     | ○   |
|      |                  |               |     |     |
| 箕面市  | アイリス介護タクシー       | 080-5334-5167 |     | ○   |
|      | 介護・福祉タクシー雅夢      | 090-1581-8117 |     | ○   |
|      | ケアタクシーみもざ        | 080-2542-3663 | ○   | ○   |
|      | 未来介護タクシー         | 080-3814-6600 | ○   |     |

| 市町村名 | 事業所名           | 電話番号          | 大型車 | 普通車 |
|------|----------------|---------------|-----|-----|
| 守口市  | うきうきや          | 090-8654-6633 | ○   | ○   |
|      | 京阪介護タクシー       | 06-6998-3333  | ○   |     |
|      | まいどケアタクシー      | 080-1515-6448 |     | ○   |
| 八尾市  | （株）ケアサポート・トークン | 072-968-7557  | ○   | ○   |
|      | （株）在宅介護トラスト    | 072-983-6401  |     | ○   |
|      | MOTTO福祉タクシー    | 090-3927-0892 |     | ○   |
|      | あいり福祉タクシー      | 090-3969-4506 |     | ○   |
|      | オール阪神ライフサポート   | 080-3780-9303 | ○   |     |
|      | 介護タクシー・アド      | 06-6773-9945  | ○   |     |
|      | 介護タクシーPiPi     | 072-990-5780  | ○   | ○   |
|      | 介護タクシーアリス      | 080-3867-0723 |     | ○   |
|      | 介護タクシーかすが      | 090-3992-2113 |     | ○   |
|      | 介護タクシーグロー      | 090-6329-0571 |     | ○   |
|      | 介護タクシー走太       | 080-1452-9747 |     | ○   |
|      | 介護タクシーまる       | 080-3830-5100 | ○   |     |
|      | 介護タクシーラポール     | 080-2407-3016 | ○   |     |
|      | 介護タクシーワンセルフ    | 072-920-7076  | ○   | ○   |
|      | ひつじ介護タクシー      | 090-1910-0124 |     | ○   |
|      | 誠介護タクシー        | 090-9878-3500 | ○   |     |

## 【大阪府外】

| 市町村名 | 事業所名          | 電話番号         | 大型車 | 普通車 |
|------|---------------|--------------|-----|-----|
| 尼崎市  | 関西ストレッチャーサービス | 06-6432-8039 | ○   |     |
| 神戸市  | はな介護サービス      | 078-984-5709 |     | ○   |
| 西宮市  | 関西介護タクシー      | 079-836-1333 | ○   |     |

## 障がいのある人のための各種マーク



### 障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある方にとって、利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを表す、世界共通のマークです。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

(関連機関) 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会



### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。

(関連機関) 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会



### 耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がいのある方は外見からは分からないため、聴覚障がいへの理解やコミュニケーションの方法への配慮を求めているものです。

(関連機関) 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



### ほじょ犬マーク

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。「身体障害者補助犬法」により、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できることとなっています。

(関連機関) 厚生労働省 社会・援護局 自立支援振興室



### オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

(関連機関) 公益社団法人 日本オストミー協会



### ハート・プラスマーク

身体内部に障がいがある方を示す、国内で使用されているマークです。

内部障がい（心臓・呼吸機能・じん臓・膀胱・直腸・小腸・免疫機能）のある方は外見からは分かりにくいいため、内部障がいへの理解と配慮を求めているものです。

(関連機関) 特定非営利法人 ハート・プラスの会



### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、作成されました。

(関連機関) 東京都 福祉局 障害者施策推進部



### 子ども車いすマーク（小児用介助型車いすマーク）

病気や障がいのあるこどもが利用する「子ども車いす」は、外観ではベビーカーと判別しにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなることを目的としたマークです。

(関連機関) 一般社団法人 mina family



### 身体障がい者標識（左）・聴覚障がい者標識（右）

肢体不自由・聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が車に表示するマークです。このマークをつけた車に幅寄せ等を行った場合には、道路交通法違反になります。

(関連機関) 大阪府警察本部、警察署交通課



### 手話マーク（左）・筆談マーク（右）

音声に代わる視覚的な手段でのコミュニケーション方法である、「手話」や「筆談」で対応してほしい、または対応できるということを表すマークです。

(関連機関) 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

— MEMO —

# ばん きんきゅうつうほう ようし 119番 緊急通報ファックス用紙

そうしんさき  
送信先

119 または 06-6538-0119

おおさかししょうぼうきょくしれいじょうほう  
大阪市消防局指令情報センター行

1 じゅうしょ なまえ ばんごう きにゆう  
住所、名前、ファックス番号を記入してください。

※まえもって書いておきましょう

|              |  |         |           |             |         |         |
|--------------|--|---------|-----------|-------------|---------|---------|
| おおさかし<br>大阪市 |  | く<br>区  | まち<br>(町) | ちょうめ<br>丁目  | ばん<br>番 | ごう<br>号 |
| (マンション名等     |  | めいなど    | とう<br>棟   | ごうしつ<br>号室) |         |         |
| ふりがな         |  | ファックス番号 |           |             |         |         |
| あなたの<br>お名前  |  | — —     |           |             |         |         |

2 か じ きゅうきゅうしゃ  
火事ですか？ 救急車ですか？ どちらかに○をしてください。

|                          |           |                                                                                     |
|--------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | か じ<br>火事 |  |
|--------------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|

↓  
そうしんご  
送信後すみやかに避難してください

|                          |                 |                                                                                       |
|--------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | きゅうきゅうしゃ<br>救急車 |  |
|--------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|

↓  
きにゆう  
記入できる場合は、次の内容を  
お知らせください (○をつけてください)

きけん せま  
危険が迫っておらず、記入できる  
場合は次の内容をお知らせください。  
(○をつけてください)

・どこが燃えていますか？

じたく ・ となり ・ きんじょ  
自宅 ・ 隣 ・ 近所

・何が燃えていますか？

いえ (たてもの) ・ くるま ・ その他  
家 (建物) ・ 車 ・ その他

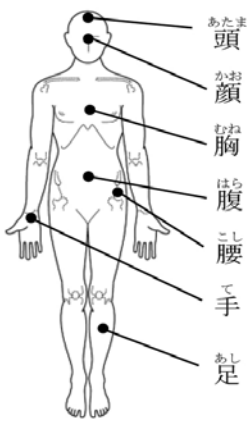
・誰が？  
自分 ・ 家族 ・ その他

・性別は？  
男 ・ 女

・年齢は？ ( 歳 )

・どうしましたか？  
痛い ・ 苦しい  
ケガ ・ ケイレン  
倒れた ・ その他

(※ 体のどの部分ですか？  
○で囲んでください。)



3 はんそう びょういん しゅわつうやく ひつよう  
搬送された病院で、手話通訳が必要ですか？どちらかに○をしてください。

(ただし、手話通訳の派遣については、おおさかし ない びょういん かぎ  
大阪市内の病院に限ります。)

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| <input type="checkbox"/> | ひつよう<br>必要 |
|--------------------------|------------|

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| <input type="checkbox"/> | ふひつよう<br>不必要 |
|--------------------------|--------------|

— MEMO —



## 障害年金請求のお手伝い ご相談お待ちしております

あなたを支える障害年金 不安な手続きを安心のサポートで

**3つの特徴** ①初回相談無料 ②大阪府下全域対応 ③障害年金に特化  
対面・zoom相談（完全予約制・初回無料）

予約先 電話 06-6131-7350 メール shogainenkin@kiraboshisr.jp

平日 9時～17時30分まで 担当者不在のときは折り返します。



〒530-0001 大阪市北区梅田1-11-4-  
1000 大阪駅前第四ビル10階

**きらぼし社会保険労務士  
事務所**

代表 社会保険労務士

水野 淳詞

<http://www.kiraboshisr.jp>



## 介護タクシー にこにこ

新淀介護福祉タクシー協会 代表 名田和博  
大阪市東淀川区豊新2-4-25

予約電話 090-5977-2329

予約固定電話 06-6195-6373

- ・介助式 車いす（無料）
- ・自走式 車いす（無料）
- ・リクライニング車いす（有料¥2,000）
- ・ストレッチャー（有料¥3,500）
- ・料金 大型車（リフトタイプ）※①② 時間制運賃¥3,550/30分毎（車いす2名+付添6名可能）
- ・料金 普通車（スロープタイプ） 時間制運賃¥3,150/30分毎（車いす2名+付添2名可能）
- ・障がい者1割引 大阪市及び各市のタクシー給付券 御使用出来ます。 ※①酸素ボンベ搭載
- ・貸切、遠距離、介助（ヘルパー2級取得）等お見積もり致します。 ※②点滴フック設置
- ・大阪府、市認可の小、中、高、学校及び支援学校の送迎事業 [詳細ホームページ]



## 障害年金の代理請求手続き 河野社労士事務所

北おおさか障害年金相談オフィス



社会保険労務士  
介護福祉士  
NPO法人障害年金支援ネットワーク会員  
河野 仁（こうの じん）

**初回相談  
無料**

障害年金は要件を満たしていればどなたでも受給することができます。

ご希望の場所までお伺いする出張相談の対応をしております。

自分が請求可能か知りたい方、お気軽にお問い合わせください。

LINEでも相談いただけます⇒



MAIL kouno.sharoushi.1124@gmail.com

**TEL 070-2825-6658**

〒532-0023

大阪市淀川区十三東1-17-13 水交ビル403 十三駅すぐ近くです

※広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。

※広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。



調べてもイマイチよくわからない・・・

## 障害年金請求の不安や悩み ご相談ください

### 社会保険労務士法人オフィス慈恩

代表

特定社会保険労務士／キャリアコンサルタント  
NPO障害年金支援ネットワーク会員

橋本 麻由美 (はしもと まゆみ)

〒567-0032

大阪府茨木市西駅前町4-524号  
(JR茨木駅より徒歩2分)



072-600-0320

(受付10～17時)



mail@sr-on.com



LINE問い合わせは  
こちらから →



★初回相談 無料

★対面／オンライン相談は予約制



土日祝も対応可  
(要相談)

★サポート料金

事務手数料2万円(税別)

+ 受給決定の場合に報酬発生

(詳細はホームページでご確認ください)

<https://sr-on.com/syougai/>

ホームページ



★メールやLINEのみで

サポートすることも可能です！



### 国民年金・厚生年金・健康保険・国民健康保険 共済組合全般のご相談うけたまわります。

#### ＜主な相談の内容＞

- ① 障害者手帳は受け取ったけど障害年金を受けていない方。
- ② ご自分で手続きをするのが困難な方。
- ③ 障害年金の請求はむずかしいと言われた方。
- ④ 国民年金保険料の支払いが困難な方は保険料免除等の手続きをおすすめします。  
(無料で代行します。)
- ⑤ 保険料免除の期間が10年以上になりますと65歳から老齢基礎年金(10年年金)を受けることが出来ます。又、国民年金保険料免除の期間+納付済の期間+厚生年金加入期間+共済組合加入期間=10年以上ある方は、65歳から老齢基礎年金(10年年金)を受けることが出来ます。  
(ただし、障害基礎年金を受けている方は、どちらか一つで両方は受けられません。)

※これ以外でもご相談をお受けしますが、国の要件に当てはまらない場合は支給されませんのであらかじめご承知おください。

※保険料免除の手続き、老齢年金、障害年金の請求はすべて郵送でできます。

※コロナ禍が続いていますのでご相談は電話でお願いします。

#### ＜電話番号＞



090-1229-1133



06-6764-0013

障害年金相談 西川好和

検索

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目2-2 大福ビル402号

相談者 西川好和 (社会保険労務士：登録番号 第27080046号) (障害年金専門)



※広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。  
※広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。



以下は広告スペースです。

おおさかししょう しゃ  
**大阪市障がい者スポーツセンターは、障がいのある人のスポーツライフを応援しています**

ながい  
**長居 / 障がい者スポーツセンター**



〒546-0034 東住吉区長居公園1-32  
TEL 06-6697-8681  
FAX 06-6697-8613

**休館日**  
毎週水曜日・第3木曜日  
(祝日の場合は開館)  
12月29日～翌年1月3日

 ◀長居の  
ホーム  
ページ  ▶長居の  
LINE  
(ライン)

**日本一の歴史**  
笑顔あふれるスポーツ施設

まいしま  
**舞洲 / 障がい者スポーツセンター**



〒554-0041 此花区北港白津2-1-46  
TEL 06-6465-8200  
FAX 06-6465-8207

**休館日**  
毎週火曜日・第3月曜日  
(祝日の場合は開館)  
12月29日～翌年1月3日

 ◀舞洲の  
ホーム  
ページ  ▶舞洲の  
LINE  
(ライン)

**スポーツ&リフレッシュ**  
スポーツを楽しみ、余韻にひたる

コミュニケーションアプリ  
**LINE**(ライン)  
から情報発信中!

いろいろな情報をより早く皆さまに  
お届けします!ぜひ、ご登録ください!  
友だち追加画面から、長居・舞洲  
それぞれのQRコードを読み込み、  
「追加」ボタンを押すと登録できます。

**ホテル / アミティ舞洲**

USJや海遊館に近い宿泊施設



| 和洋室                         | 大浴室(リフト付き)        |                    |
|-----------------------------|-------------------|--------------------|
| 利用料金<br>(令和6年4月現在)          | 宿泊料金<br>1人1泊・食事なし | 休憩料金<br>午前11時～午後3時 |
| ・障がい者手帳お持ちの方<br>及びその介助者2名まで | 4,000円            | 600円               |
| ・高齢者(65歳以上の方)               |                   |                    |
| ・上記以外の中学生以上の方               | 6,500円            | 1,000円             |
| ・小人(小学生)                    | 2,800円            | 400円               |

\*1室1人のご利用は、一泊につき1,000円の加算となります。  
\*大浴室・家族浴室が利用できる「休憩」は、事前予約をお願いします。  
<https://fukspo.org/maishimassc/hotel/index.html>

**無料駐車場(96台)完備! 年中無休でお待ちしております!**

ご予約はこちら  
▶電話 06-6465-8210  
▶ファックス 06-6465-8213

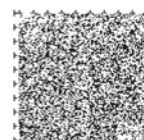
 ▶ホテル  
ホームページ  
はこちら

※広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。

※広告内容に関するご質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。

## 一障がいのある方へー 福祉のあらまし

印刷 令和6年9月  
発行 大阪市福祉局障がい者施策部  
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20  
電話(06)6208-8071  
大阪市こころの健康センター  
〒534-0027 都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階  
電話(06)6922-8520



## 区役所・保健福祉センター 一覧

| 区       | 所在地                          | 保 健 福 祉 セ ン タ ー 福 祉 業 務 担 当   |           |               |
|---------|------------------------------|-------------------------------|-----------|---------------|
|         |                              | 担当名称                          | 電話        | ファックス         |
| 北 区     | 〒530-8401<br>北区扇町2丁目1番27号    | 福 祉 課<br>(一般福祉担当)             | 6313-9857 | 6313-9905     |
| 都 島 区   | 〒534-8501<br>都島区中野町2丁目16番20号 | 保 健 福 祉 課<br>(福 祉)            | 6882-9857 | 6352-4584     |
| 福 島 区   | 〒553-8501<br>福島区大開1丁目8番1号    | 保 健 福 祉 課<br>(地 域 福 祉)        | 6464-9857 | 6462-4854     |
| 此 花 区   | 〒554-8501<br>此花区春日出北1丁目8番4号  | 保 健 福 祉 課<br>(福 祉)            | 6466-9857 | 6462-2942     |
| 中 央 区   | 〒541-8518<br>中央区久太郎町1丁目2番27号 | 保 健 福 祉 課<br>(保 健 福 祉)        | 6267-9857 | 6264-8285     |
| 西 区     | 〒550-8501<br>西区新町4丁目5番14号    | 保 健 福 祉 課<br>(地 域 福 祉)        | 6532-9857 | 6538-7319     |
| 港 区     | 〒552-8510<br>港区市岡1丁目15番25号   | 保 健 福 祉 課<br>(福 祉)            | 6576-9857 | 6572-9514     |
| 大 正 区   | 〒551-8501<br>大正区千島2丁目7番95号   | 保 健 福 祉 課<br>(福 祉)            | 4394-9857 | 6553-1986     |
| 天 王 寺 区 | 〒543-8501<br>天王寺区真法院町20番33号  | 保 健 福 祉 課<br>(福祉サービス)         | 6774-9857 | 6772-4906     |
| 浪 速 区   | 〒556-8501<br>浪速区敷津東1丁目4番20号  | 保 健 福 祉 課<br>(障がい者支援)         | 6647-9897 | 6644-1937     |
| 西 淀 川 区 | 〒555-8501<br>西淀川区御幣島1丁目2番10号 | 保 健 福 祉 課<br>(障がい者支援)         | 6478-9954 | 6478-9989     |
| 淀 川 区   | 〒532-8501<br>淀川区十三東2丁目3番3号   | 保 健 福 祉 課<br>(保 健 福 祉)        | 6308-9857 | 6885-0537     |
| 東 淀 川 区 | 〒533-8501<br>東淀川区豊新2丁目1番4号   | 保 健 福 祉 課<br>(高齢者・障がい者(保健福祉)) | 4809-9845 | 6327-2840     |
| 東 成 区   | 〒537-8501<br>東成区大今里西2丁目8番4号  | 保 健 福 祉 課<br>(障がい福祉)          | 6977-9857 | 6972-2781     |
| 生 野 区   | 〒544-8501<br>生野区勝山南3丁目1番19号  | 保 健 福 祉 課<br>(福祉サービス)         | 6715-9857 | 6715-9967     |
| 旭 区     | 〒535-8501<br>旭区大宮1丁目1番17号    | 福 祉 課<br>(地 域 福 祉)            | 6957-9857 | 6952-3247     |
| 城 東 区   | 〒536-8510<br>城東区中央3丁目5番45号   | 保 健 福 祉 課<br>(保 健 福 祉)        | 6930-9857 | 050-3535-8688 |
| 鶴 見 区   | 〒538-8510<br>鶴見区横堤5丁目4番19号   | 保 健 福 祉 課<br>(障がい者支援)         | 6915-9857 | 6913-6237     |
| 阿 倍 野 区 | 〒545-8501<br>阿倍野区文の里1丁目1番40号 | 保 健 福 祉 課<br>(福 祉)            | 6622-9857 | 6629-1349     |
| 住 之 江 区 | 〒559-8601<br>住之江区御崎3丁目1番17号  | 保 健 福 祉 課<br>(福 祉)            | 6682-9857 | 6686-2039     |
| 住 吉 区   | 〒558-8501<br>住吉区南住吉3丁目15番55号 | 保 健 福 祉 課<br>(保 健 福 祉)        | 6694-9857 | 6694-9692     |
| 東 住 吉 区 | 〒546-8501<br>東住吉区東田辺1丁目13番4号 | 保 健 福 祉 課<br>(福 祉)            | 4399-9857 | 6629-4580     |
| 平 野 区   | 〒547-8580<br>平野区背戸口3丁目8番19号  | 保 健 福 祉 課<br>(地 域 福 祉)        | 4302-9857 | 4302-9943     |
| 西 成 区   | 〒557-8501<br>西成区岸里1丁目5番20号   | 保 健 福 祉 課<br>(地 域 福 祉)        | 6659-9857 | 6659-9468     |

※区役所出張所については、106ページに掲載しています。

